日本商社の中国進出について（1895～1931）
―三井物産を中心に―

2018年3月

新潟大学大学院
現代社会文化研究科
氏名　WU Qi

目次

序章......1
第 1 節　研究対象と背景......1
第 2 節　先行研究とその問題点......2
第 3 節　課題設定と論文の構成......4
第 1 章　中国人の雇用......7
序説......7
第 1 節　買弁の使用と廃止......7
第 2 節　中国人従業員の雇用......13
第 3 節　中国の商慣行における中国人従業員の役割......17
小括......20
第 2 章　中国商人との関係......24
序説......24
第 1 節　中国東北地域の大豆取引......24
第 2 節　大豆・豆粕の買付と中国商人......26
第 3 節　大豆・豆粕の輸送・販売と中国商人......30
第 4 節　豆粕の生産と中国商人......34
小括......37
第 3 章　山東省の落花生・落花生油の取引......40
序説......40
第 1 節　山東省の落花生貿易......40
第 2 節　三井物産の落花生・落花生油の取引......47
第 3 節　三井物産の落花生・落花生油の買付......52
小括......58
第 4 章　三井物産と中国綿業......62
序説......62
第 1 節　棉花品質の改善と供給......62
第 2 節　紡績企業への投資......68
小括......75
第 5 章　辰丸事件の対日ボイコット運動と三井物産の対応......79
序説......79
第 1 節　辰丸事件の対日ボイコット運動の経緯と日本経済に与えた影響......79
第 2 節　三井物産の受けた影響および対日ボイコット運動への初認識......81
第 3 節　三井物産の政治的対応......84

第 4 節　三井物産の経済的対応 87
小括 92
第 6 章　大正 2（1913）年の長春での三井物産へのボイコット運動 95
序説 95
第 1 節　三井物産へのボイコット運動の経緯 95
第 2 節　三井物産へのボイコット運動の原因 99
第 3 節　三井物産へのボイコット運動の解決と影響 106
小括 111
終章 115
謝辞 118
参考文献 119

「凡例」

1. 史料を引用する際、旧漢字をすべて当用漢字に改る。

2. 中国語の資料を引用する際、繁体字を使う。

3. 本論文の対象時期は清末と中華民国期を含めたが、清国や民国という表現を使わず中国という呼称に統一する。

4. 支那・満州という表現は歴史的表現である場合はそのまま引用するが、適宜中国・中国東北地域と読み替える。イギリス領であった香港や日本の植民地であった台湾も適宜中国の一部として扱う。

序章

第１節　研究対象と背景

本論文の課題は、日清戦後における日本商社の中国進出の実態と特質および中国に与えた影響を、三井物産を事例に明らかにすることである。

日清戦争の勝利を契機に、日本は本格的に中国への進出に乗り出した。イギリスをはじめとする欧米列強よりも軍事面や資本面で低位にあった日本は、当初、貿易面や商業面を中心に中国への進出を展開した。その進出の中心となったのは日本の商社であった。中国に進出した日本商社のなかでも三井物産は特に重要な地位を占めていた。

三井物産会社は、明治 9（1876）年 7 月に設立され、明治 26（1893）年 7 月の商法の施行にともない三井物産合名会社と改めて、さらに明治 42（1909）年 10 月に三井物産株式会社に改組された。本論文は便宜上、三井物産という略称を使用する。また、中国において、三井物産は、明治 42（1909）年 10 月に作成された『三井物産株式会社定款』第 1 章 1 条で「当会社ノ商号ハ三井物産株式会社ト称ス、但支那文ニテハ三井洋行、英文ニテハ欧米ニ於テ Mitsui and Company,Limited 欧米以外ノ地ニ於テ Mitsui Bussan Kaisha,Limited ト書ス」[1]と定められているように、三井洋行とも通称されている。

三井物産は設立されてから、明治・大正期を経て終戦に至るまで、ほぼ日本における最大の商社として活動していた[2]。さらに、三井物産は、日本国内の経済活動において大きな影響力を有していただけでなく、海外にも積極的に活動を展開していた。特に、中国におけるその活動は活発であった。

三井物産は設立の翌年である明治 11（1877）年 12 月に上海支店を設置して、中国への進出を始めた。日清戦争前、三井物産はすでに上海支店・香港支店・天津支店をそれぞれ中国の中部・南部・北部への進出拠点として設置し、その基盤を固めていた。三井物産は、日清戦争以降には営口・厦門・芝罘・漢口・北京・広東・福州などの都市に相次いで店舗を設置して中国の地域市場にも参入していった。日露戦争後には、さらに中国の東北地域を中心に多くの店舗を増設した。中国における三井物産の店舗の開設は日本の領事館の開設よりも早いことが、しばしばあった。この点について、三井家同族会管理部の専務理事である益田孝は、明治 36（1903）年 4 月 13 日の三井物産支店長諮問会の席上で「海外ニ於テ信用ノ高マツタコトハ領事ガ居ラウガ公使館ガアラウガ日本ノ関係ハ物産会社ノ支店長ニ往ツテ話ヲシナケレバナラナイゾト云ハレル迄ニナッタ、殊ニ東洋ニアリテハ物産会社ハ常ニ国旗ニ先立ッテ店ヲ出シテ居ル、物産会社ノ支店が出来テ然ル後ニ領事館ガ立ツト云フ如キ有様デアッタ」と証言している[3]。すなわち、中国において、三井物産は、地域に

よっては日本の政治的勢力に先駆けて進出していたことがあったのである。また、その信用度は高く、領事館よりも在外の日本人に信頼されることがあった。

三井物産の海外市場において、中国はきわめて重要な位置を占めていた。明治 30 年代、三井物産にとって、香港を含む中国市場は、輸出貿易の約 60%前後、輸入貿易の 10－15%と、圧倒的な比重を占めていた[4]。すなわち、中国市場は、三井物産の対外貿易、とりわけその輸出貿易において中軸的位置を占めていた。

それと同時に、日中貿易において、三井物産は中国向け輸出品の 20－25%を、石炭・綿糸布などの主要輸出品に限定してみると 30－50%までを占め、ほかの日本商社の追随を許さない地位を確立していた[5]。

さらに、三井物産は、日中貿易だけでなく、中国の国内貿易と中国の第三国向け貿易にも深く関与していた。益田孝は、明治 31（1898 年）年 11 月に香港支店を巡視した際、「啻ニ日本ノ物品ヲ支那ニ売リ又支那ノ物品ヲ日本ニ輸入スルニ止マラス、進ンテ支那ノ物品ヲ外国ニ売リ又外国ノ物品ヲ支那ニ供給スルコトモ出来ルト考ヘル。亦是非共我々ハ斯クナル迄進マナケレハナラヌ」と述べ、中国の第三国向け貿易を「支那貿易ニ対スル大方針」として打ち出している[6]。この後、中国東北地域の欧米向け大豆貿易を代表として、中国における第三国向け貿易は三井物産によって大きく展開されていった。三井物産は、中国市場に活発な活動を展開し、日本の中国への経済的進出の先鋒となった。益田孝が、明治 39（1906）年 7 月 27 日の支店長諮問会の席上で「我社事業ノ減退ハ即チ我国ノ消長ニモ関スル次第ナリ、一般ノ趨勢ヨリ見ルモ満州、朝鮮、若クハ支那方面ニ於テ将来我国家ヲ代表シ、他国人ト競争ヲ試ミンモノハ三井ヲ措キテ他ニ之ヲ求ムルヘカラス」と自負しているように、三井物産は中国において日本を代表して他国と競争する唯一の商社になっていた[7]。本論文が、中国に進出した日本商社の中で、三井物産を中心に考察する理由がここにある。

本論文は、三井物産を中心に分析するが、鈴木商店や三菱商事などのほかの日本商社の動向にも適宜、考察するように努める。三井物産はその重要性において特段に抜きん出ているが、中国における日本商社の活動を全面的に解明するためには、三井物産以外の日本商社の分析も不可欠だと考えるためである。

第 2 節　先行研究とその問題点

三井物産の中国進出には、すでに多くの研究蓄積がある。とりわけ、山村睦夫氏・坂本雅子氏・春日豊氏の業績が注目される。

山村睦夫氏は、日清戦後における三井物産の中国市場に対する認識と中国の在来流通機構への対応の過程を検討することによって、当該期の中国市場が三井物産の発展に与えた

影響、とりわけ総合商社としての取引機構に与えた影響を明らかにしている。また、同氏によると、三井物産は日本の国家的進出に依拠する一方で、その流通機構における独占的地位を基礎に日本の中国に対する帝国主義的進出の補完者の役割を担った、と位置づけられている。それと同時に流通における独占の拡大は、三井物産の中国進出をさらに盤石なものにしていくことになった。総じていうと、山村睦夫氏は、三井物産の流通過程の掌握が日本帝国主義の中国進出と密接に連繋していたことを示唆したのである[8]。

坂本雅子氏は、三井物産の中国における活動の実態を日本の中国進出や侵略政策と関連づけて考察することによって、三井物産が日本帝国主義の中国進出において中核的な役割を担っていたことを明らかにした。これは、また、日本の中国への進出と侵略を、商品輸出と資本輸出さらには経済支配圏の拡大を企図した財閥および財閥商社の論理から捉えなおした作業と位置づけることができる[9]。

三井物産の中国進出と日本帝国主義の関係をさらに実証的に解明したのは、春日豊氏の『帝国日本と財閥商社』である。春日豊は、三井文庫の膨大な資料を駆使して 1930 年代以降三井物産の海外活動特に中国での活動に綿密な考察を加え、日本帝国主義の海外進出におけるその位置づけを明らかにしている[10]。また、同氏は、1910 年代～1930 年代における三井物産の対中国投資活動の実態を三井財閥の資本蓄積の一環に位置づけて国家資本との連携に留意しつつ具体的に解明した[11]。

以上の 3 氏は、三井物産の中国進出の実態を全般的に考察した。さらに個別に三井物産の中国進出を考察する研究も多数、出されてきた[12]。たとえば、山下直登氏は、三井物産や総合商社の発展過程における中国・東アジア市場の規定性を考察した先駆的な論稿を発表している[13]。

本論文は、これらの先行研究の問題点が以下の 3 点にあると考えるている。

第 1 に、先行研究が過度に資本主義・帝国主義史論に依拠している点である。先行研究の多くが、日本資本主義や日本帝国主義の発展における三井物産の役割や位置づけに着眼して考察を展開してきた。それらは、特に日中戦争期の三井物産の果たした役割の重要性を強調する傾向にある。その一方で、三井物産がこのような役割を果たすことができた要因や諸条件の分析が十分でない、と考えられる。また、この時期の三井物産の中国進出が成功した要因を日本政府の支持に求めるだけでは十分な分析が行われている、とは認められないのである。

第 2 に、先行研究が三井物産の中国での活動が何の阻害要因もなく、あたかも自由に活動できた、と捉えている点である。三井物産が中国で活動する以上、当然のことながら、その活動は中国の諸条件や諸状況に規定されることになるのである。三井物産は中国に進

出してその各地域に影響を与える一方で、中国の複雑な諸情勢に対応しなければならなかった。しかし、この点は、従来の日本人の研究者に特段には考慮されてこなかった。

第 3 に、先行研究が三井物産の中国進出を日中関係史の中でしか捉えていないことである。世界中に店舗網を築き上げた三井物産は、日中貿易だけでなく、中国と世界各地との貿易にも参入していた。すなわち、三井物産の活動は中国と世界を連結させていたのである。また、三井物産の活動範囲を中国に限定して考察するにしても、その取引相手は必ずしも中国人だとは限らないのである。三井物産の中国での活動を分析するためには、中国における三井物産と欧米人との関係にも留意しなければならないのである。すなわち、日中関係史だけでなく、グローバルな視点から三井物産の中国進出を解析する必要がある。

以上の 3 点を先行研究の問題として本論文は捉えており、これらの問題点の克服が本論文の課題でもある。次節でこの課題をより具体的に示しておきたい。

第 3 節　課題設定と論文の構成

先行研究の問題点を踏まえたうえで、本論文では次の 3 点を課題として設定する。

第 1 に、三井物産と中国人の関係を具体的に検討することである。日清戦争以降、日本の商品輸出と資本輸出は、アジア諸国のなかで中国が圧倒的な比重を占めていた。この中国市場への進出のために、三井物産がどのように中国人を使用したのか、という点を考察する。また、三井物産が中国市場へ後発的に参入した企業として、在来の中国商人とどのような関係を形成していったのか、という点を分析する必要がある。この第 1 の課題を主に第 1・2 章で検討する。

第 2 に、中国において、三井物産はどのように商品取引を展開し、さらには中国の工業分野とどのような関係を形成したのか、という点を考察しなければならないと考えている。さらに、こうした取引や関係の形成が中国の地域社会または経済の近代化にどのような影響を与えたのか、という点を明らかにすることである。三井物産の中国での活動は、つねに中国の地域社会の状況に規定されていた。その一方で、三井物産の活動は中国の地域社会に影響を与え、それを変容させた。この相互関係こそ分析しなければならない点だと考えている。この第 2 の課題を主に第 3・4 章で検討する。

第 3 に、三井物産が中国の複雑な情勢にどのように対応したのか、さらには日本政府の対中政策とはどのような関係にあったのかを解明することである。日清戦争から満州事変にいたるまで、中国と日本の関係の激変を念頭に置くだけでなく、中国の政治・経済・社会に生じた多様な変化を考慮する必要がある。これらの変化が三井物産にどのような影響を与えたのか、また三井物産はこれらの変化にどのように対応したのか。これらの点につ

いて、本論文では特に対日ボイコット運動を事例に考察する。第3の課題を主に第5・6章で検討する。

このような課題設定からにもわかるように、本論文は、三井物産が中国でどのように活動を展開していたのか、という点を分析の中心にする。したがって、本論文の企図が、三井物産の中国進出の全体像を経営史的に追うものではなく、社会経済史・政治史の視点からその特質を解明しようとする点にあることを予め記しておきたい。

本論文の分析対象とする時期は日清戦争の終結から満州事変の勃発までとする。この時期に限定したのは以下の理由による。日中関係は、この時期大きく変容した。三井物産は、こうしたなか、中国における活動を拡大するとともに、より多角的に事業を展開した。また、この時期は、日清戦争以前および満州事変の勃発以降と比較して、三井物産と日本政府との関係が相対的に希薄でその活動の自主性が強かったという点も考慮している。さらに、分析対象とする史料群についてもこれまで利用されてこなかった多数の雑誌や新聞資料がこの時期に見出せたことも、この時期を研究する優位性である。

中国は広大である。三井物産は、各地域の状況に応じて活動を展開しなければならなかった。この点は、特に本論文が留意する点である、そこで、本論文では、第 2 章・第 6 章は東北地域（沿岸部の営口と内陸部の長春を中心に）を、第 3 章は華北地域（山東省を中心に）を、第 4 章は長江流域（上海を中心に）を、第 5 章は華南地域（香港・広州を中心に）を主要な分析地域として設定する。中国における三井物産の主な活動地域を網羅的に分析することによって、日本の勢力の浸透力に相違がある各地域での三井物産の活動の共通点と相違点を提示したい、という研究分析の企図がある。

注

---

1 三井文庫『三井事業史資料編三』三井文庫、1974 年、608 頁。
2 第一次世界大戦期において、三井物産の年商は鈴木商店に一時的に超過された。
3 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 2 明治 36 年』丸善株式会社、2004 年、5 頁。
4 松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」『三井文庫論叢』第 7 号、1973 年 11 月、119－121 頁。
5 松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第 7 号、1973 年 11 月）を参照した。
6「香港支店ニ於ケル益田専務理事演説ノ要旨」『三井物産会議録』1898 年（三井文庫所蔵資料物産 141、以下三井文庫所蔵資料物産を物産と略記)、4 頁。
7 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 5 明治 39 年』丸善株式会社、2004 年、226 頁。
8 山村睦夫「日清戦後における三井物産会社の形成と中国市場認識と支那化―総合商社の形成と中国市場―」『和光経済』第 22 巻 3 号、1990 年 3 月。山村睦夫「日本帝国主義成立過程における三井物産の発展―対中国進出過程の特質を中心に―」『土地制度史学』第 73 号、1976 年。山村睦夫「第一次大戦後における三井物産の海外進出」藤井光男他編『日本多国籍企業の史的展開』大月書店、1979 年。
9 坂本雅子『財閥と帝国主義―三井物産と中国―』ミネルヴァ書房、2003 年。坂本雅子「三井物産と満州・中国市場」藤原彰他編『日本ファシズムと東アジア』青木書店、1977 年。坂本雅子「満州事変後の三井

物産の海外進出」藤井光男他編『日本多国籍企業の史的展開』大月書店、1979 年。坂本雅子「財閥と対『満州』・中国侵略―三井物産の活動を中心に―」一橋大学博士論文、1979 年。

[10] 春日豊『帝国日本と財閥商社―恐慌・戦争下の三井物産―』名古屋大学出版会、2010 年。

[11] 春日豊「三井物産と中国・満州投資」中村正則編『日本の近代と資本主義―国際化と地域―』東京大学出版会、1992 年。

[12] 鈴木邦夫「満州国における三井財閥―三井物産の活動を中心として―」(『電気通信大学紀要』第 1 巻 2 号・第 2 巻 1 号、1988 年 12 月・1989 年 6 月)、長妻広至「戦前期三井物産の台湾における活動」(長妻廣至遺稿集刊行会編『農業をめぐる日本近代―千葉・三井物産・ラートゲン―』日本経済評論社、2004 年)、塚瀬進「中国東北地域における大豆の取引の動向と三井物産」(江夏由樹他編『中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005 年)、久保田裕次「明治後期における三井物産と大陸政策―山本条太郎を中心として―」(『日本史研究』第 560 号、2009 年 4 月)、山藤竜太郎「三井物産の買弁制度廃止―上海支店に注目して―」(『経営史学』第 44 巻 2 号、2009 年 9 月)、木山実「明治期三井物産における中国語スペシャリスト」(『商学論究』第 61 巻 4 号、2014 年 3 月)などある。

[13] 山下直登「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」『三井文庫論叢』第 6 号、1972 年。山下直登「日本資本主義確立期における東アジア石炭市場と三井物産：上海市場を中心に」『エネルギー史研究』第 8 号、1977 年。山下直登「日本帝国主義成立期の香港市場と三井物産：石炭市場を中心に」『エネルギー史研究』第 10・ 11 号、1979・1981 年。山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第 4 号、1980 年 9 月。

第１章　中国人の雇用

序説

本章の課題は、日清戦争以降、三井物産がどのような中国人を雇用して中国での活動を展開したのか、またこれらの中国人の従業員が三井物産にとってどのような役割を果たしたのかを、明らかにすることである。益田孝が、明治 37（1904）年 8 月 10 日の三井物産支店長諮問会の席上で「我社ノ資本ハ金ニアラスシテ人材ナリ」と述べたように、三井物産は人材の育成と雇用を重視していた[1]。三井物産が日清戦後に中国での活動を拡大すると、中国における人材の確保が三井物産にとって重要な課題になっていった。三井物産がこの課題にどのように対応したのか、という点を解明する。

三井物産の人材の育成と雇用については、多くの研究が行われてきた[2]。その中国における人材の育成と雇用についても重要な先行研究がある。たとえば、山下直登氏は日清戦後の三井物産の中国での活動において、中国人の買弁に代わって清国商業見習生や支那修業生など三井物産の人材育成制度が大きな役割を果たしたことを明らかにしている[3]。一方、山藤竜太郎は上海支店を事例に三井物産の買弁の廃止の過程を具体的に考察した[4]。

これらの研究は総じて買弁の廃止に注目する。そして、三井物産が買弁を全廃したことで中国人と直接取引するようになったことを評価している。その一方で、買弁以外の三井物産における中国人の雇用についてはほとんど考察の対象になっていない。本章はこの点に留意して、三井物産とそこで雇用された中国人の関係の多面性を明らかにする。

本章では以下のように分析を進める。第 1 に、三井物産が買弁を一律に全廃した、という通説的見解を再検討する。第 2 に、三井物産が買弁以外にどのような中国人と雇用して業務を展開したのかを考察する。第 3 に、中国の商慣行における中国人従業員の役割を解明する。

第１節　買弁の使用と廃止

まず、日清戦争以前における三井物産と中国人従業員の関係について考察する。この関係の中核は買弁である。買弁とは、中国商人と外国商人の取引を仲介する中国人であり、コンプラドールとも称された。買弁はその雇用主の外国商人から給料を得る一方で、取引ごとに売手と買手の両方から手数料を獲得する。買弁は、一面では外国商人の従業員であるが、他面で自分の手下を有する仲介商人である。怡和洋行（ジャーディン・マセソン商会）などアヘン戦争後に中国に進出した欧米商社のほとんどがこの買弁に依拠して商業活動を行っていた[5]。

三井物産を代表とする日本商社も、欧米商社と同様に買弁を使用していた。三井物産取締役の渡辺専次郎は、この買弁の利用について、明治 40（1907）年 7 月 22 日の支店長諮問会の席上で、次のように述べている。

> 元来我社営業ノ昔ニ遡リテ考フレハ我々カ海外貿易ノ為サントスルモ其地ノ言語ニ通セス風俗習慣ヲ知ラス、況ヤ商取引ノ事ノ如キハ一モ知ル所ナキ所ヨリ、先ツ其地ノ事情ニ通スルモノヲ利用シ之ノ介シテ其商売ヲ為スト云フカ如キ順序ニシテ、支那地方ニ於テモ即チ買弁ヲ雇ヒ之ヲ介シテ商売ヲ為シタル次第ナリ[6]。

すなわち、中国に進出した際にその言語や風俗習慣はもとより商慣習に精通する人材を欠いていたため中国人の買弁を仲介にして商業活動を行った、とその利用の理由を説明している。

三井物産は、日清戦争以前にあっては上海・香港・天津に店舗を持っていた。これらの店舗はいずれも買弁を使用していた。上海支店は、明治 11（1879）年 4 月から金仰蓀という買弁を使っていた。天津出張店は、明治 24（1891）年から戎吉順を買弁として雇い入れていた。香港支店は、明治 19（1886）年以来、鄧維という買弁を使った。同人が、明治 30（1897）年 4 月の事故で死亡した後、彼の実弟の鄧曇がその地位に就いた[7]。

日清戦後に新設された三井物産の中国の店舗でも買弁が広範囲に利用された。日本の植民地になった台湾の最初の支店である台北支店はその典型である。これを取り上げて考察する。

三井物産は、明治 29（1896）年 11 月に台北支店を設置し、台湾烏龍茶のアメリカへの輸出を計画した。しかし、台湾烏龍茶のアメリカ向け輸出は義和（怡和）洋行や和記洋行など 6 軒の欧米商社に独占されていた。三井物産は、こうした状況を打破するために台湾烏龍茶の取引に精通していた怡和洋行の買弁を雇い入れた。この買弁の弟も怡和洋行の買弁であり、台北の商業界で大きな影響力を持っていた。三井物産は彼らを利用して台湾烏龍をアメリカに輸出した[8]。

この台北支店の台湾烏龍茶の取引のように中国における商取引での買弁の利用によって三井物産は利益を得ることができた。しかし、その一方で買弁の使用には様々な問題が付随していた。特に、買弁に支払う手数料の高額さが三井物産にとって弊害となっていた。買弁は三井物産から給料を得る一方で、取引ごとに手数料を得ていた。この手数料はしばしば三井物産の純益を上回ることになった。

香港における綿糸取引を事例にこの点を考察する。三井物産は香港で日本の綿糸を販売

していた。取引のリスクを負う三井物産の純益は取引高の 0.5～0.7%でしかなかったが、買弁はリスクをほとんど負うことなく取引高の 0.75%（売手である三井物産から 0.25%、買手から 0.5%）の手数料を獲得できた[9]。

買弁の弊害を認識した三井物産は、買弁廃止の方針を打ち出すことになる。益田孝は、明治 31（1898）年 10 月 22 日から 11 月 24 日にかけて台北支店・香港支店・上海支店を視察して『台香上出張復命書』と題する視察報告書を同年 12 月に作成した。そのなかで、「外国人ニシテハ苟モ店舗ヲ開スル以上ハ一日モ買弁勿ルヘカラズ既ニ一タヒ之傭使センカ商業主ハ彼ノ掌中ニ翻弄セラレ不知不識ノ間彼カ為ニ生血ヲ吸収セラレ了ス」と、買弁の弊害を指摘している。さらに、彼は「我社ニ於テ前年来買弁廃止ノ方針ヲ執リ詰員ヲシテ語学ヲ研修セシメ支那人ト親密ノ交ヲ結ヒ彼等ト直接取引ヲ開始シ以テ欧米人等ト支那貿易場里ニ角逐スルノ策ヲ樹テタル所以」と買弁の廃止に取り組んだことを記している[10]。三井物産は、中国市場において欧米商社と競争する方策として、買弁を廃止して中国人と直接取引することを選択したのである。

これを契機に中国における三井物産の各店舗は、次々と買弁を廃止していった。上海支店は、明治 32（1899）年 7 月に買弁の金仰蓀以下 9 名に手当金を支給して解雇した[11]。天津支店は、明治 33（1900）年 12 月に買弁の戎吉順に慰労金 1,000 ドルを支給して解雇した[12]。台北支店も明治 34（1901）年 6 月に買弁を解雇し、そのうち勤務成績がもっとも優秀だった李瑞遥ほか 3 名に慰労金 1,000 円を支給した[13]。香港支店も、明治 35（1902）年 8 月に買弁の鄧曇を解雇した。

三井物産は、買弁を解雇する一方で、明治 31（1898）年 4 月に「清国商業見習生規則」を、明治 32（1899）年 1 月に「支那修業生規則」を制定して日本人を清国商業見習生や支那修業生として育成し、彼らを中国業務に当たらせるようになる。

三井物産の買弁廃止と清国商業見習生や支那修業生の育成については、すでに先行研究によって綿密な分析が加えられている。たとえば、山下直登氏は、次のように述べていて、三井物産の東アジア市場進出における買弁廃止の意義と清国商業見習生や支那修業生の役割を高く評価している。

> 物産の東アジア市場進出以来海外支店で使用されてきた買弁は、1900 年代にはいずれも廃止され、ここに本格的な意味で物産の直取引がおこなわれるようになったのであるが、それはとりもなおさず、買弁に代る人材の養成が実効をあげ始めたことを示すものであり、清国貿易見習生・支那修業生制度こそが、まさにそれであったのである[14]。

しかし、三井物産の買弁は本当に全廃されたのであろうか、そしてまたその役目は完全に清国商業見習生や支那修業生によって代行されたのであろうか。たしかに上海支店と天津支店の買弁の廃止は早期に実施された。しかし、その一方で香港支店の買弁の廃止は必ずしも順調には進展しなかったようである。次に、この香港支店の買弁の廃止の過程を検討し、買弁の全廃という通説を再検討する。

益田孝は、明治 31（1898）年 11 月に香港支店を視察した際、同支店の販売掛以外は買弁を用いず直接、得意先と取引することを指示した。さらに、この販売掛の買弁に売掛金の回収の保証責任を負わせた[15]。また、香港支店は、倉庫などの設備がなかったため石炭の受渡業務は買弁に一任されていた。しかし、買弁の盗炭などが発生し、その弊害は少なくなかった。たとえば、香港支店は、明治 34（1901）年の同支店所有の 400 トンの石炭のうち、72 トンが買弁による盗難の被害にあった。これを契機に、三井物産は石炭の受渡業務における買弁の廃止を断行し、苦力を直接、使役するようにした[16]。この業務における買弁の廃止を決定したが、実際には「従来ノ慣習上絶対ニ全廃ヲ期スル事ヲ得スニテ依然種々ノ弊害ヲ伴フテ黙認スルノ状態ニアリシ」と大正 13（1924）年 4 月の『香港支店沿革』には記されており、香港支店は買弁の全廃を実施できずにその一部の業務における買弁の使用を黙認せざるを得なかった。香港支店の買弁およびその配下の中国人が全廃されたのは明治 40（1907）年 6 月 9 日のことである[17]。このように、香港支店は、最終的には買弁廃止に成功したが、同地の状況に規定されてそれは容易には進展しなかったのである。

香港支店の管轄下にあった厦門出張所は買弁の廃止にさらに苦慮した。厦門出張所は、従来、買弁に取引先の信用を調査させて商売を行っていた。同出張所は、買弁の廃止により取引先の信用を調査する手段を失ってしまった。これが原因で同出張所は不振に陥ることになる。こうした状況のなか、香港支店長代理の中丸一平は、明治 37 年（1904）年 8 月 12 日の支店長諮問会の席上で「此迄ノ純然タル買弁ニアラストモ何トカ方法ヲ設ケテ其間ニ入ルモノヲ置キテハ如何ト目下研究中ナリ」と、買弁にかわる取引先を調査する方法を模索している、と報告している[18]。

このように、三井物産には、買弁に依拠せざるを得ない業務部門を持つ支店があった。この点について、さらに三井物産の台湾砂糖の取引における事例を取り上げて検討したい。まず、台湾砂糖の取引の概要を示しておきたい。

日清戦後において、台湾の砂糖は主に糖廍と呼ばれた旧式の砂糖製造所によって製造されていた。糖廍には、甘蔗栽培者が自主的に協同して組織したものもあれば、商人が独自に組織したものもあった。いずれも水牛を使用して甘蔗の液を絞り砂糖を製造した。糖廍は仲立人の手を経て砂糖問屋である糖行に砂糖を売却する。糖行はさらに買弁を通じて外

国の輸出商に砂糖を販売する。買弁は糖行や仲立人を経ずに、直接糖廍から砂糖を買い付けることもあった。欧米の砂糖輸出商の多くはこの買弁を使って砂糖を買い付ける[19]。

三井物産の台北支店は、明治 34（1901）年 6 月に買弁を廃止したが、台湾砂糖の取引では買弁の使用を継続した。三井物産は、台湾におけるもっとも重要な砂糖輸出港である打狗と安平で買弁を使用して砂糖の買付を続けたのである[20]。

なぜ三井物産は台湾砂糖の取引で買弁を使用し続けたのであろうか、この点を解明するには、台湾砂糖の取引における買弁の位置づけや役割をさらに分析する必要がある。この点を次に考察する。台湾砂糖は主に糖廍によって製造されたが、彼らの多くは資金力に乏しかった。そこで、糖廍は砂糖の製造期の前に糖行を仲介として買弁から、ないしは直接買弁から資金を借り入れる必要があった。一方、買弁はその雇用主の輸出商から資金を得て糖廍に貸し付け、その引き換えに糖廍から製造された砂糖を引き取るという仕組みになっていた[21]。

三井物産は、こうした台湾砂糖取引における慣習に依拠して買弁と砂糖の買付の契約を結び、砂糖 1 担につき 1 円を買弁の仲介料とし、糖廍に融資して砂糖を確保した。買弁には、1 ヶ月 50 円ないしは 100 円程度の給料を支給する以外に、砂糖 1 担につき半斤ずつの口銭も与えられた[22]。

三井物産は、この口銭を減らすために買弁を介さずに糖廍に直接、資金を貸し付けることを検討したが実行できなかった。この理由を確認しておきたい。三井物産の調査課長心得の松田宗則は、明治 37（1904）年 5 月、台湾に出張し砂糖取引などについて調査を行った。その調査に基づき、松田は、同年 8 月 11 日の支店長諮問会の席上で台湾砂糖の取引における買弁の必要性を次のように語っている。

> 今日の處此買弁使用法以外ニテハ糖廍ニ直接金ヲ貸與スルコトヤ、此法ハ砂糖製造所直接連絡ヲ取ルコト故ニ其中間ニ入ル者ナキ為買弁ヲ使用スルヨリモ却テ好都合ナルカ如シト雖トモ其手数ト煩雑ハ容易ナラサルノミナラス、纏リテ責任ヲ負フモノナク箇々ニ分立スル事故其取締ニモ人手ヲ要シ且糖廍ナルモノハ前ニ申上タル如ク資力ナケレバ遂ニ各所ニ貸倒ヲ生スルヲ免レス、故ニ我社ノ如キモノニ在テハ目下ノ所先ツ矢張リ買弁組織ニ依ルノ外ナカルヘシ[23]。

すなわち、糖廍への資金の貸し出し方法が極めて複雑でリスクが高かったために三井物産は、これまでのように買弁を仲介して糖廍に資金を貸し付け「其内部ノ面倒ナル手数ト責任ハ凡テ『コンプラドール』ニテ負担セシムル事」にしたのである[24]。この点について、

経済学者の根岸佶は、昭和23（1948）年11月に上梓した『買弁制度の研究』と題する書籍のなかで、「三井物産会社は買弁廃止の先駆者として有名であるけれども、台湾に於いて直接製糖業者と取引することを危険なりとし、特に買弁を招聘した」と証言している[25]。

三井物産はこのような買弁の仲介の排除を検討するなかで、砂糖製造の方法の改変も企図するようになる。三井物産には、水牛を動力とする旧式の糖廍に代わって機械を動力とする新式の製糖工場を砂糖の供給先とし、買弁を仲介せずに砂糖流通を行なうべきである、という意見を出す者がいた。しかし、これも台湾の新式の製糖工場の発展が進展しなかったため成功しなかった。

日清戦争後にあって、台湾総督府が砂糖業の発展を奨励したため、随所に新式の製糖工場が建設された。三井物産は、台湾製糖会社や維新製糖合股会社などの新式の製糖工場に資金を融資し、その製品の一手販売権を獲得した。しかし、台湾製糖会社以外の台湾の新式の製糖工場は、機械の故障などの原因で十分な成績を挙げられなかった[26]。つまり、三井物産が新式の製糖工場から買い付ける砂糖の量は計画通りには増加しなかったのである。

三井物産は、結局、台湾砂糖の取引における買弁の廃止を当面は断念せざるを得なかった。大阪支店長の福井菊三郎は、明治37（1904）年8月11日の支店長諮問会の席上でこの点について、下記のように述べている。

> 今日ヨリ台湾糖ニ力ヲ入レ之ヲ以テ外国ノ砂糖商売ニ代ラシムル組織ニナスヲ必要トス、其手段トシテ台湾製糖会社ノ如キモアリ其途モ附キ居ルカ、我社ニテもっとも安心ナルハ土人ニ完全ナル連絡ヲ付ケ而シテ成ルヘク広く我手ニ買入ルヽコトニ今ヨリ着手スルヲ宜シトス[27]

すなわち、台湾製糖会社などの新式の製糖工場との関係を維持した上で、当面は買弁を通じて糖廍からできるだけ多くの砂糖を買い入れる、という方策になったのである。

より多くの砂糖を確保するために三井物産は買弁への依存度を増しただけなく、その人数を増加させることになる。買弁は取引関係のある糖廍を、各自の勢力下に置いていた。買弁を雇用することで、その買弁の勢力下にある糖廍の砂糖を買い付けることが可能になる。しかし、買弁には、それぞれ雇用主の輸出商がいた。三井物産は、ほかの輸出商に所属している買弁と契約して新たな関係を築こうとする[28]。すなわち、台湾砂糖の取引において、三井物産は買弁を廃止するどころか、逆にそれを増加させるのである。

以上のように、買弁の廃止は、三井物産の基本方針として実施されたことを否定するものではないが、それは決して一律に実施できたわけではなかった。三井物産は、各店舗と

その業務の状況に応じて買弁の廃止を行った。台湾砂糖の取引のように買弁を存続させ、さらには増加させた場合もあった。

また、買弁の解雇は買弁との関係の断絶を意味するわけではない。買弁を解雇した際に、三井物産が高額な手当金を支給したのは、単に彼らの貢献を慰労しただけでないのである。買弁との関係を維持して彼らのネットワークを引き続き利用する、という狙いがあったのである。たとえば、三井物産は、明治 35（1902）年 4 月、かつて買弁であった金仰蓀らと共同で、中国人の興泰紡を買収して上海紡績会社を組織している。また、金仰蓀を三井物産が代理店を務めた雲龍公司の株主に就任させている。

第 2 節　中国人従業員の雇用

三井物産は、買弁を廃止する以前にあって買弁のほかにも中国人を使用していた。しかし、これらの中国人の多くは雑務を担当していただけであった。表 1.1 は、明治 26（1893）年 12 月時点で上海支店が雇用していた日本人と中国人の従業員の状況を示したものである。表 1.1 によると、上海支店で雇用されていた中国人は日本人を上回っていたことが確認できる。中国人のうち、帳房主任を務めていた金仰蓀は買弁でもあり、帳房補助の楊定写と帳房小使の阿栄は彼の手下であった（彼らは、明治 32 年 7 月に買弁の金仰蓀とともに解雇された）。買弁とその手下以外の中国人は、主に小使いとして雑用に当たり、給料も日本人と比較して極めて低廉であった。

表 1.1　三井物産上海支店の従業員（明治 26 年 12 月現在）

日本人			中国人		
姓名	役名	月給（円）	姓名	役名	月給(円)
小室三吉	支配人	170.00	金仰蓀	帳房主任	25.00
山本条太郎	売買方主任	60.00	楊定写	補助	
沢松好之	売買方付	57.00	王芸孝	出納掛	
安田錐蔵	勘定方主任	40.00	錦栄	昆布掛小使	5.00
石田清直	棉花公司	40.00	阿源	石炭掛小使	7.00
藤田悦次郎	売買方付	25.00	阿伍	同	6.00
島田条太郎	同	25.00	来生	店内小使	2.00
松永多吉	同	18.00	阿五	店方小使	5.00
井上泰三	船舶方付	17.00	阿川	同	2.75

大口久太郎	保険方	17.00	阿宝	同	2.75
中山寿郎	元方付	17.00	阿栄	帳房小使	3.00
山本庄太郎	勘定方付	15.00	阿伍	賄方小使	6.00
小柳七四郎	売買方付	9.00	阿祐	同日本料理方	5.00
西川安太郎	勘定方付	8.00	阿元	同小使	4.00
今井鉱太郎	同	5.40	阿成	同	2.75
石岡圭彦	船舶方付	4.50	曇生	同	1.50
木村正介	勘定方付	3.00	慧川	別宅小使	4.00
山中茂	雑務方	15.00	芸慶	同	
岩中永四郎	売買方付	9.00	栄才	西洋料理人	10.00
			阿和	賄方下働	2.50
			徳全	人力車夫	5.50
			阿坤	同	5.50

出所：「上海支店詰」『支店、出張所巡察報告書』1893 年（物産 287）。

上海支店に続いて、同時期の香港支店についても見ておきたい。香港支店で雇用されていた中国人は多数に及んだ。香港支店には、支配人の福原栄太郎を含めて日本人の従業員は 6 名にすぎなかったが、中国人は 14 名であった[29]。

三井物産は、明治 31（1898）年以降買弁の廃止を推進したが、買弁以外の職歴を持つ経験ある中国人従業員を雇用し続けていたのである[30]。さらに、新たな中国人も雇い入れるようになった。そして、三井物産は従来の小使いなどとは異なり中国人を高いポジションに付けて買弁の役目を代行させようとする。三井物産における中国人の雇用について、三井物産専務理事の渡辺専次郎は、明治 40（1907）年 7 月 22 日の支店長諮問会の席上で、次のように発言している。

> 満州地方ノ如キハ新タニ支店ヲ置キ又内地ノ各方面ニ出張員等ヲ設置シアルヲ以テ買弁制度ノ如キアル点迄ハ必要ナルヤ知ラ子ト、併シ従来ノ買弁制度ハ一切之ヲ廃止スルコトヽシタシ、万一止ムヲ得サル場合即チ支那ノ土人ヲ雇ヒテ利用スル方便利ナルコトアラハ之ヲ利用スルコトハ宜カルヘキ[31]。

このように三井物産は買弁を廃止したものの、それに代わって中国人（「支那の土人」）を雇用して使役するほうが「便利」だと考えたのである。中国人は三井物産において多様

な役目を担っていたが、そのなかでも特に重要だったのは跑街と番頭である。次に跑街と番頭について考察する。

上海支店店員の石田清直は、明治 31（1898）年 9 月 12 日から 11 月 4 日まで芝罘の商業状況について調査し、それを『芝罘商業事情一斑』と題する報告書にして 12 月 8 日に上梓している。この報告書から、中国商店の仕組みについて綿密な調査が実施されたことがわかる。まず、この報告書に依拠して跑街を解説する。

跑街とは中国商店の外回りを担当する役職である（上街的夥計とも称された）。跑街は市場の市況を調査するとともに、市場で発生した問題や取引先の信用などの情報を商店主（掌櫃）に報告する役目を負っていた。それと同時に、商店主の指示により取引先との売買契約の約定や商品の受渡を業務としていた。さらに跑街は店員の店外での活動を内偵して商店主に報告するなど、商店の取締活動も担っていた。このように跑街は商店の情報面や管理面において重要な役目を果たし、商店にとって不可欠な存在であった。それゆえ、中国の商業中心地である上海の大商店における跑街の月給は 50 両から 60 両にも達していた。芝罘の商店などでも、通常、4 名から 5 名の跑街を使用し、彼らの年給は 20 吊から 150 吊ほどであった[32]。

明治 31（1898）年 10 月から 11 月にかけて三井物産の中国における店舗を視察した益田孝は、石田の報告書を高く評価するとともに跑街の役割に着目した。彼は、横浜の欧米商館での勤務時に、中国人の買弁が跑街を市中に放って商況や商人の信用などを調査させていることを知っていた[33]。益田は、今回の中国視察を踏まえて中国人の跑街の採用を指示したのであった[34]。これを受けて、三井物産は、明治 31（1898）年 12 月 10 日に「上海支店服務規程」を設けて、中国人の跑街の採用を決定し、3 名ほどを跑街として採用した[35]。「上海支店服務規程」によると、跑街は「一、つねに取引先ヲ訪問シテ要務ヲ聞合ハスコト」あり、さらに「二、商務上ニ関スル種々ノ事項ヲ探知シテ支配人又ハ各掛へ報告」を行うと記されている[36]。

上海支店に続いて香港支店や台北支店などでも中国人の跑街が採用されることになった。たとえば、台北支店は 7 名の跑街を雇用し、それぞれの得意な業務に当たらせた[37]。跑街は、三井物産にとって有用であり、買弁の役目の一部を代行する者も出てくるようになった。跑街が果たした役割の中で、特に重要なのは取引先の信用の調査である。なぜなら、前述した厦門出張所の事例からもわかるように、日本商社である三井物産にとって中国商人の信用度を調査するのは困難だったのである。たとえば、上海支店の綿花掛は、銭荘出身の中国人を跑街として雇い入れている。彼は、上海の各銭荘に知人がおり、上海支店の取引先の信用を調査するのに長けていて貴重な情報をもたらすことができた[38]。

三井物産は、中国人をさらに地位の高い番頭として雇用するようになる。三井物産の社則第 7 条 3 節には「番頭タルモノハ宜シク諸商売取扱ノ手順物品ノ相場其他一切商事関係スヘキヿヲ詳悉スヘシ、且広ク他ノ商売ト交通シ、若シ本社ノ得失ニ関スヘキ聞見アレハ速カニ元方ニ報告スヘシ」とあり、番頭は広い裁量権が与えられていた[39]。次に、この三井物産における番頭の役割について考察する。

三井物産は、中国における綿糸布の販売や大豆などの農産物の買付において常に中国人の問屋を仲介させなければならなかった。問屋を経て得意先と取引するには、それに口銭を支払わなければならなかった。この口銭などの経費を削減するために、三井物産は中国人を番頭として起用し、問屋を経ずに得意先と直接取引することを試みる。

日清戦争の直後、三井物産の香港支店と天津支店は、すでに市中に分荘を設置して番頭を筆頭に各部署で中国人を使用し、中国商人と同様の方法で綿糸布を販売できる体制を整えた[40]。日本の勢力が大きかった中国東北地域でも、三井物産は中国人を番頭として雇用した。中国東北地域でも外国商人が綿糸布などを販売するには問屋の仲介が必要だった。三井物産も例外ではなく、主に問屋を介して綿糸布を売却していた。その際、通常、綿糸布の代金の取立ては問屋によって行われた。しかし、問屋は三井物産から預かった綿糸布を自己のものとして売り捌き、利益を得るなど不当行為があった。たとえば、問屋は、綿糸が 90 両の相場の時、100 俵を買い手に先売りした。綿糸の相場が 88 両に下落したら、88 両の相場で綿糸 100 俵の購入を三井物産に申し込む。三井物産は問屋の 90 両での先売りを知らずに 88 両で問屋に売却する。この場合、問屋は口銭以外に、2 両の利益を得ることができる。このように問屋を通じた販売には弊害があった。この弊害の矯正について営口支店を事例に見ていくことにしよう。

経費の削減と市況の把握のために三井物産は、明治 40（1907）年 1 月に営口の中国商人から店舗を借りて分荘を設置して綿糸布の販売を開始した。綿糸布取引に熟知している中国人を番頭として雇い入れ、直接、市中の問屋や市外の顧客に綿糸布を売り込ませた。中国人の番頭はこの分荘から市況を営口支店に通知し、綿糸布の取引高を報告した。営口支店は番頭の報告に基づいて綿糸布の値段を設定する。こうして三井物産は中国人の番頭を雇用することで好成績をあげることができた。この点について営口支店長の井上泰三は、明治 40（1907）年 7 月 27 日の支店長諮問会の席上で「此ノ如ク直接販売ヲ為ストキハ其結果トシテ他ノ問屋カ我々ニ秘シテ先売先買ヲ為スコト能ハス、即チ此利器ヲ我々カ有スル以上ハ従来ノ如キ問屋ニ翻弄セラルヽコトヲ避クルノ方法トモナルヘシ」と述べ、中国人の番頭による「直接売買」の有効性を示唆している[41]。

三井物産は、綿糸布などの商品の販売だけでなく、大豆などの農産物の買付にも中国人

の番頭を使用するようになる[42]。明治 39（1906）年 7 月 23 日の支店長諮問会において、上海支店長の山本条太郎と営口支店長の井上泰三の間に、大豆の買付について、次のようなやり取りがあった。

> 山本　我々カ現今取扱ハシメ居ル支那人ノ地位ニ立チ自カラ問屋トナルコトハ困難ナルヤ。
>
> 井上　其事モ大分考ヘツヽアレトモ何分我々外国人ナレハ支那人ト互ニ往来シテ煙草ヲ飲ミ合フトカ茶ヲ飲ムト云フ事ヲ為シ悪キ場合モアリ、故ニ今日ノ所ニテハ『デパートメント』ヲ作リ此ニ支那人ヲ使用シ豆粕ノ仕入又は大豆仕入、艀下ヨリ本船積込迄ノ事ヲ取扱ハシメントノ考ヲ有シ折レリ、左スレハ問屋ニ口銭ヲ支払フノ必要モナクシテ益々有利ノ地位ニ立ツヘシ、併シ之ニハ三井洋行ノ名ヲ以テスルコト能ハサレハ他ノ支那人ノ名ニ於テスルヲ可トス[43]。

すなわち、大豆の取引において問屋を仲介するのが不便だったので、三井物産は中国人を雇用し、さらには中国人の名義で大豆の買付などの業務を行ったのである。

三井物産が中国東北地域の内陸部に店舗を設けて大豆の奥地買付を行う際にも中国人の番頭が重要な役割を担った。たとえば、三井物産は、明治 39（1906）年 11 月に出張所を長春に設置して問屋との取引を行う際、中国人の番頭を雇用して長春の市況や問屋を監視させた。この中国人の番頭の下には 5 名から 6 名の中国人が配置されていた[44]。

以上のように、三井物産は中国商人の商取引と雇用形態に準じて、経験ある中国人を跑街や番頭として雇用し、その中国進出を急速に展開していったのである。

第 3 節　中国の商慣行における中国人従業員の役割

跑街や番頭以外にも中国人は三井物産の中国の支店で広く雇用されていた。特に以下の 3 点で重要な役割を担っていた。第 1 に貨幣業務である。第 2 に未開港地への進出である。第 3 に対日ボイコット運動への対応である。第 1 の貨幣業務における中国人従業員の役割から考察する。

清末の中国で各種の金融機関が発行する多様な貨幣が併用されていた。これらの貨幣の真偽の鑑定は、外国商人には極めて困難であった。外国商人は、通常、貨幣の鑑定を買弁に委託していた。買弁はその雇用主の外国商店内に帳房を設け、貨幣の鑑定や出納などの中国商人との金銭業務を執行した[45]。三井物産も当初、同様の形態で業務を行っていた。前述した上海支店の買弁だった金仰蓀が帳房の主任を務めたのはその一例である。

上海支店は、明治 32（1899）年 7 月に買弁を廃止した後、それに代わって出納掛に 4 名から 5 名の中国人を採用して貨幣の鑑定に当たらせた[46]。この点について、農商務省商工局員の吉田虎雄は、明治 35（1902）年 11 月に出した『支那貿易事情』と題する書籍のなかで「三井物産か近時之（買弁）を廃して商品取引上の或る弊害は之を除去することを得たるも貨幣の出納手形の鑑定に至りては依然之に経験ある支那人を使用する」と証言している[47]。

日本商社の多くは、三井物産に倣って中国での買弁を廃止しようとしたが、貨幣制度や金融システムが複雑だったためこれらの点については中国人に依拠しなければならなかったのである。また、中国に進出した日本の銀行も同様であった[48]。三井財閥の中軸銀行であった三井銀行は、大正 6（1917）年 12 月に上海支店を設置して中国への進出を始めた以降、買弁を雇用し続けた[49]。日本の銀行にとって、併存する複数の中国貨幣や複雑な金融システムに対応するためには中国人、とりわけ買弁などの力が必要だったのである。

第 2 に、三井物産の中国の未開港地への進出における中国人の役割を考察する。日清戦争以前の中国において、三井物産は主に上海のような大きな開港場に拠点に置いて活動を展開していた。日清戦争後にあって中国における業務の拡張にともない、三井物産は、開港場だけでなく、未開港地にも店舗を設置する必要に迫られることになった。しかし、未開港地では日本人を含む外国人が拠点を設置して貿易を行う権利はなかった。三井物産がこうした状況をどのように対処したのかという点を、三井物産の張家口における出張員の配置を取り上げて考察する。

張家口は、直隷省北西部にある都市である。三井物産の天津支店は、明治 39（1906）年末に店舗を張家口に設置して商取引を開始しようとした。しかし、張家口は未開港地で、日本人の名義での商取引は許可されていなかった。そこで、三井物産は 3 人の中国人を雇用して経営の全権を委ねるとともに、その監督者として 1 名の日本人を張家口に派遣した。給与以外に張家口での商売の純益の 1%を賞与金として雇用した中国人たちに与えた。こうして、張家口での商取引を開始した。天津支店長の安川雄之助は、明治 40（1907）年 7 月 30 日の支店長諮問会の席上で「此方法幸ニシテ成効セハ更ニ尚奥深キ内地ニ立入リ商売ヲ為シタキ希望ナレトモ、何分ニモ支那人ヲ以テ当ラシメツヽアリテハ、意ノ如ク運ハサルヘキモ、併シ内地商売ヲ始ムル一ノ手段トシテハ頗ル興味ナルモノナルヘシ」と述べ、奥地での商取引における中国人雇用の有効性に期待を表明した[50]。日本人が自ら商取引ができない未開港地への進出における中国人の役割の重要性が認識されるようになったことが確認できる。

第 3 に対日ボイコット運動への対応における中国人の役割を検討する。明治 41（1908）年 3 月の辰丸事件による対日ボイコット運動を嚆矢に、日本に対抗する手段としてボイコ

ット運動が中国人によって頻繁に行われるようになった。三井物産もこれらの対日ボイコット運動の影響を受けることになった。

対日ボイコット運動の原因は複雑であったが、その発生の要因の 1 つが買弁の廃止による日本商人と中国人との意思疎通の欠如であった[51]。このような状況に三井物産がどのように対応したのかを見ていきたい。三井物産は買弁を廃止したものの対日ボイコット運動による損害を軽減するために中国人との親密な関係を維持するように努めた。上海支店長の藤村義朗は、大正 4（1915）年 7 月 5 日の支店長会議の席上で「支那人ト親密ナル関係ヲ作ル為平素店長、店員ニ等支那人ト交際シ親密トナリ置クト共ニ支那人全体ニ対シ西洋人ト同様ニ劣等視シテ軽蔑スルカ如キコトハ絶対ニ此ヲ改良セサルヘカラス」と述べ、中国人との親密な関係の維持が対日ボイコット運動への対応策の 1 つとして有効である、と提起している[52]。これは、主に三井物産と関係のない一般の中国人への対策だったが、三井物産は雇用関係のある中国人にも同様な態度を取った。三井物産と関係のある中国人を対日ボイコット運動に参加させないようにするとともに、彼らに社外の中国人のボイコット運動への参加の阻止を期待したのである。

このような方策は多分に成功したようである。この点を五・四運動の時の栄魁という苦力頭の活動を事例に考察する。三井物産と関係のある中国人が対日ボイコット運動でどのような役割を果たしたのかを明らかにする。

ベルサイユ条約の結果に不満した中国人が、大正 8（1919）年 5 月 4 日、反帝国主義・反封建主義を掲げる愛国運動を起こした。いわゆる五・四運動である。対日ボイコット運動はその重要な一端をなした。五・四運動に呼応して、中国人の苦力たちは日本の貨物の荷役を拒否するようになる。

日本郵船会社などの日本企業は、苦力のストライキによって大きな損害を被ることになった。これに対して、三井物産の上海支店の荷役は苦力によって滞りなく処理された。なぜなら、三井物産が雇用していた栄魁という苦力頭が献身的に三井物産のために働き続けたからである。栄魁は、五・四運動の最中に「日本人ノ為ニ働クハ甚タ不都合ナリ、若シ尚ホ依然日本人ノ為メニ働クナラハ爆裂弾ヲ投スヘシ」との脅迫状を受けたが、決して三井物産の荷役に支障はきたさせない、との決心を三井物産に伝えている。栄魁が命を顧みずに尽力したのは、上海支店長の野平道男が、大正 8（1919）年 9 月 13 日の支店長会議の席上で指摘したように、「全ク歴代支店長ノ眷顧ヲ加ヘラレタル結果」であった[53]。すなわち、苦力のような地位の低い中国人の従業員にも三井物産は関心を払っていたのである。栄魁はそれを恩儀に感じて働き続けたのである。

また、中国人を雇用することは三井物産にとって経費の面でも利益があった。すなわち

経費の節減になったのである。香港支店を事例に説明する。大正 10（1921）年の香港では日本人の給料は非常に高額だった。そのため、香港支店は、日本人の雇用を削減して給料の低い中国人を雇用するようになる。中国人の雇用は経費を節約するとともに、中国人との関係を密接にすることができた。香港支店長の津田弘視は、大正 10（1921）年 6 月 23 日の支店長会議の席上で「支那人トノ関係ヲ密ニシ我々モ低廉ナル給料ヲ以テ経費ノ節約ヲ計ランカ」と述べるとともに「今後本店使用人ヲ減スルト同時ニ、支那人ノ店限雇増加スルヤ」と、中国人の使用の有効性を主張している[54]。

1910 年代に入ると、三井物産の中国人使用において顕著な変化が現れた。それまでと異なり三井物産は中国人の学卒者を雇用するようになるのである。この点について、大連支店長の安川雄之助は、大正 2（1913）年 7 月 11 日の支店長会議の席上で「多ク支那人主義ニ依リテ小僧代リニ支那ノ学校ヲ出テタル支那人ヲ使用シ之ニ日本語ヲ研究セシメ地方ニ差出シタキ考ナリ」と述べている[55]。すなわち、これまでの小僧に代わって中国人の学卒者を雇用して日本語を勉強させ奥地での業務を執行させたい、と考えていたである。

天津支店でも同様に中国人学卒者が使用されるようになる。第一次世界大戦期の天津支店は、棉花の奥地買付のために多くの中国人を雇い入れていた。この時、天津支店は中国人の学卒者の雇用を開始した。同支店は、大正 7（1918）年に初めて中国の商業学校の卒業者を雇い入れた。その結果について天津支店の棉花支部主任である三ツ矢勝治は、大正 7 年（1918）年 6 月 11 日の支店長会議の席上で、次のように報告している。

> 差当タリ奥地へ出ス者トシテハ教養モ不充分ナレハ目下机上ノ事務ヲ当ラセ居ルト、支那ニ於テ日本ノ普通商業学校卒業生ヲ採用スルヨリハ支那人ノ前述卒業生ヲ使用スル方結果良キカ如シ、天津ノ如キ雑務ノ非つねに多キ店トシテハ之ニ当ラシムルニハ支那人卒業生ヲ使用スル方得策ナルヤモ知レス[56]。

すなわち、中国人の学卒者は奥地での業務において「教養」などの面で充分とは評価できないが、日本人の学卒者よりも良好な成績を挙げる、と認識されたのである。それゆえ、三ツ矢は中国人の学卒者の雇用を推奨したのである。天津支店だけでなく、中国における三井物産のほかの店舗も次第に中国人の学卒者を雇用するようになっていった[57]。

小括

三井物産は日清戦争以降、中国における業務の拡大にともないそれに適した人材の確保を迫られることになった。中国商人と直接取引をするために、三井物産は欧米商社に先駆

けて中国での買弁を廃止した。しかし、三井物産のこの買弁の廃止は決して一様に実施されたのではなく、各支店や各業務の状況に応じて実施されたことを指摘しておきたい。

買弁を廃止するとともに、三井物産は日本人を支那修業生や清国商業見習生として育成し、中国での業務に当たらせた。先行研究では、これによって買弁の役目が完全に支那修業生や清国商業見習生に代行されて、中国人の従業員は不要になった、と捉えられている。しかし、事実は異なる。本章で示したように、三井物産は買弁を廃止したあとに中国人を跑街や番頭として採用し、彼らに買弁の役目を代行させたのである[58]。また、三井物産にとって、中国人の従業員は貨幣業務や未開港地への進出さらには対日ボイコット運動への対応においても大きな役割を果たしたのである。

三井物産の中国進出において支那修業生や清国商業見習生の役割はたしかに大きかった。しかし、その一方で中国人の雇用なしでは中国での商取引は不可能だったのであり、中国人従業員の役割を過小評価することはできないのである。三井物産は、多様な分野や部門で中国人を使用して中国進出を展開させていった。

注

---

1 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 38 年』丸善株式会社、2004 年、28 頁。
2 代表的な研究として、麻島昭一「戦前期三井物産の学卒社員採用―明治後半、大正期を中心として」(『専修経営学論集』第 75 号、2003 年)、若林幸男『三井物産人事政策史』(日本経済評論社、2007 年) を挙げることができる。
3 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第 4 号、1980 年 9 月。
4 山藤竜太郎「三井物産の買弁制度廃止―上海支店に注目して―」『経営史学』第 44 巻 2 号、2009 年 9 月。
5 「漢ロニ於ケル買弁制度及其利害」1904 年 8 月 27 日付、『通商彙纂』1904 年第 56 号。買弁に関する研究の集大成である根岸佶の『買弁制度の研究』(日本図書、1948 年) を参照した。中国においては、買弁は、従来、中国への経済侵略における帝国主義の手先として批判されてきたが、近年聶好春『買弁与近代中国経済発展研究 1840-1927』(貴州人民出版社、2014 年) など買弁を評価する研究が中国で出されるようになった。
6 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 6 明治 40 年』丸善株式会社、2004 年、7－8 頁。
7 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第 4 号、1980 年 9 月、315 頁。
8 益田孝『台香上出張復命書』1898 年、三井文庫所蔵資料物産 (以下物産と略称) 410、16－19 頁。
9 益田孝『台香上出張復命書』1898 年 (物産 410)、上 12 頁。
10 益田孝『台香上出張復命書』1898 年 (物産 410)、上 11 頁。
11 三井文庫『三井事業史資料編四上』三井文庫、1971 年、451 頁。
12 三井文庫『三井事業史資料編四下』三井文庫、1972 年、67 頁。
13 三井文庫『三井事業史資料編四下』三井文庫、1972 年、170 頁。
14 山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第 4 号、1980 年 9 月、317 頁。
15 松本芳蔵『香港支店沿革』1924 年 4 月 (物産 319－2)、11－12 頁。
16 松本芳蔵『香港支店沿革』1924 年 4 月 (物産 319－2)、17－18 頁。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 1 明治 35 年』丸善株式会社、2004 年、70 頁・250 頁。苦力とは石炭の運搬などに従事する中国人の労働者である。
17 松本芳蔵『香港支店沿革』1924 年 4 月 (物産 319－2)、27 頁。
18 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 37 年』丸善株式会社、2004 年、125 頁。
19 台南県内務部殖産課『南部台湾糖業調査』三井文庫所蔵資料台糖 1、1901 年、91－93 頁。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 37 年』丸善株式会社、2004 年、72 頁。根岸佶『買弁制度の研究』

日本図書、1948年、218－220頁。
[20] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、70頁。
[21] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。台南県内務部殖産課『南部台湾糖業調査』三井文庫所蔵資料台糖1、1901年、99－101頁。根岸佶『買弁制度の研究』日本図書、1948年、220－222頁。
[22] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。
[23] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、74頁。
[24] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、72頁。
[25] 根岸佶『買弁制度の研究』日本図書、1948年、219－220頁。
[26] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、75－76頁。矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』1929年、277－291頁。新式の製糖工場の不成功は一時的現象にすぎず、1910年代以降、旧式の糖廍が新式の製糖工場に圧倒されるようになった。
[27] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、73－75頁。
[28] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録3明治37年』丸善株式会社、2004年、74頁。
[29] 「香港支店詰使用人々名表」「香港支店使用中国人々名表」『支店、出張所巡察報告書』1893年（物産287）、頁数なし。
[30] 日本経営史研究所『稿本三井物産株式会社100年史上』日本経営史研究所、1978年、208頁。
[31] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、8－9頁。渡辺はこの発言に続いて「能ク其上役ニ於テ監督鞭撻シ、即チ買弁ニ換フルニ士人ヲ利用シ之ヲ他ノ使用人同様任取扱ヒ行カハ大過ナカルヘキモ、支店長ニ更迭アリ又ハ当該掛ニ変更アル毎ニ知ラス識ラス心ヲ緩ムルニ至ルノ弊アルヲ免カレス、近クハ香港ニモ其例アリ殷鑑遠カラス、斯ノ如キ失態ノ再ヒ起ラサル様此機会ヲ利用シテ切ニ諸君ニ望ム所ナリ」と述べている。すなわち、香港の買弁による盗炭事件を踏まえて中国人職員への監視の重要性を説いたのである。
[32] 石田清直『芝罘商業事情一斑』1898年（物産412）、155-156頁。
[33] 益田孝『自叙益田孝翁伝』長井実、1939年、327頁。開港当初の日本において、日本に進出した欧米商館の多くは中国人、特に広東人の買弁を使用していた。
[34] 益田孝『台香上出張復命書』1898年（物産410）、上9頁。益田は復命書のなかで、「我社ニ於テモ此制ニ則リ上海及香港支店ニ跑街ヲ設ケつねに取引先其外ヲ訪問シ要務ヲ聞キ商況ヲ採リ之ヲ報告セシムル」と記している。
[35] 「上海支店打合要領報告」『三井物産会議録』1898年（物産141）。「上海支店打合要領報告」は、跑街の設置だけでなく、「各掛へも性質正直なる支那人を付属せしめ傭使に供することあるへし、但此場合にはガランチ―を差入れしむる事」と定めている。
[36] 「上海支店服務規程」『達』1898年12月10日（物産65－1）。
[37] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、320頁。
[38] 石田清直『対清貿易及長江視察ニ就テ』1900年（物産422）、頁数なし。銭荘とは中国における旧式の金融機関である。明代には両替を本業とし、清代中期より銀行業も兼務した。
[39] 三井文庫『三井事業史資料編四上』、1971年、96頁。
[40] 三井物産合名会社『三井物産事業報告書』1897年下半期、21－22頁。中国では、これらの外国の商社に使役されていた中国人の番頭は華経理（Chinese manager）と呼ばれた。
[41] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、322頁。
[42] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、324頁。
[43] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録5明治39年』丸善株式会社、2004年、41頁。
[44] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、325頁。
[45] 許滌新、呉承明編『中国資本主義発展史』第2巻、社会科学文献出版社、2007年、164頁。
[46] 益田孝『台香上出張復命書』1898年（物産410）、上12頁。石田清直『対清貿易及長江視察ニ就テ』1900年（物産422）、頁数なし。
[47] 吉田虎雄『支那貿易事情』民友社、1902年、497頁。
[48] 外務省通商局 『英国ノ対華経済発展』外務省通商局、1931年、244頁。
[49] 三井銀行上海支店は大正13（1924）年に『買弁制度』と題する報告書を上梓した。
[50] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、487頁。張家口が開港場となったのは大正3（1914）年のことである。
[51] 『中外商業新報』の特派員の清水生は大正11（1922）年2月13日付の「対支取引の仲介機関支那買弁の得失」と題する記事の中で「嘗て在上海の某日本商人が買弁を廃して直接取引上を行った事があった、当時英米其他の外商等は中間利益壟断の根元を除去し対支取引の大成功あると賞賛したが、之れが為め

に其商人は支那商人に対する意志の疎通を欠き自ら孤立の地位に陥って英米其他の外商等に日貨排斥の機会を与え酷い目に会った事がある」と記している。

[52] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 9 大正 4 年』丸善株式会社、2004 年、123 頁。

[53] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 13 大正 8 年』丸善株式会社、2005 年、400 頁。

[54] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 14 大正 10 年』丸善株式会社、2005 年、317 頁。

[55] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 8 明治 44 年大正 2 年』丸善株式会社、2004 年、72 頁。

[56] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 12 大正 7 年』丸善株式会社、2004 年、101 頁。

[57] たとえば、雇用していた中国人の学卒者が有益だったので、青島支店長の桜井信四郎は、大正 10 (1921) 年 6 月 29 日の支店長会議の席上でなるべく中国人を雇用すると明言している（三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 14 大正 10 年』丸善株式会社、2005 年、574 頁)。

[58] この点については、業務課長の赤羽克己が大正 4（1915）年 7 月 8 日の支店長会議の席上で「『コンプラドー』ノ制度ノ利害ハ疑問ナルモ若シ適当ノ人ヲ得ルニ於テハ買弁的ニ彼等ヲ利用スル途ヲ講スルノ価値アルヲ認ム」と述べていることも付け加えておきたい（三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 9 大正 4 年』丸善株式会社、2005 年、188 頁)。

第 2 章　中国商人との関係

序説

日清戦争前の中国において、三井物産は、主に上海・香港・天津で活動し、これらの地域にある欧米商人に石炭などの商品を販売していた。すなわち、三井物産は中国で活動していたが、その主要な取引相手は中国商人ではなく、欧米商人であった。日清戦争以降、三井物産は営口などの地域市場においても活発な活動を展開していった。

益田孝が、明治 31（1898）年 12 月に上梓した『台香上復命書』と題する報告書のなかで「近時支那人ノ経営スル商売ハ益々盛ナルニ反シ欧米人ノ経営スル商売ハ漸ク衰頽シ」と記しているように、この時期の中国では欧米商人が次第に中国商人に圧倒されるようになっていた[1]。したがって、三井物産にとって、中国で活動を展開するために、中国商人との関係処理の重要性が一段と増していった。

この点に関連して先行研究について触れておきたい。中国商人と外国商人の関係については、すでに多くの研究がなされている。たとえば、宮田道昭氏は、清末の中国におけるギルドを中心とする外国貿易品の流通機構を考察することによって、「外国商人と中国商人との間には大きな矛盾が存在した」と指摘している[2]。張国義氏は、19 世紀後半期の華商（中国商人）と洋商（外国商人）の関係を、従属関係－共生関係－競争関係と捉えている[3]。

これらの研究は、いずれも中国商人と欧米商人の関係を研究の中心に据えているが、日本商人についてはほとんど考察されていない。また、日本商人と中国商人の関係を論じる研究は若干、存在するが、その多くは、両者の関係の競争的側面や対立的側面を強調する傾向にある。たとえば、山村睦夫氏は、中国における欧米商人の後退と中国商人の優位を示唆したうえで、三井物産が独自の「支那化」方針を打ち出して中国商人およびその在来流通機構に対抗したことを指摘している[4]。

本章では、中国の東北地域の大豆取引に焦点を絞り、三井物産をはじめとする日本商人と中国商人の関係を再検討する。東北地域の大豆取引を事例にする理由は、日清戦争以降、中国の日本向け輸出において、中国の東北地域の大豆・豆粕が重要な位置を占めていたことにある。また、大豆・豆粕は、三井物産が中国の東北地域市場に進出するうえで重要な役割を果たし、さらにその中軸商品の 1 つであった、という点も考慮している。

第 1 節　中国東北地域の大豆取引

営口を中心に中国の東北地域の大豆取引の概要を説明する。日露戦争前にあって、営口は中国の東北地域における唯一の開港場であり、大豆取引の中心地でもあった。ここで分

析を進める前に一点､確認しておきたいことがある｡牛荘は営口の上流約 50 里にあったが、日本人を含む外国人は営口を牛荘と称していた、という点である。本章では便宜上、呼称を営口に統一する。

まず、日清戦争前の営口における各国商人の状況を考察する。芝罘領事館は、営口の商業状況について、明治 27（1894）年 4 月 12 日に提出した「牛荘港視察ノ記事」と題する報告のなかで、次のように述べている。

> 欧米商人ハ萎靡不振目下商店ト称スベキハ僅ニ四五軒ニ止マリ何レモ内情苦シキ模様ナリト現ニ帝国名誉領事『バンデ子―ル』氏ノ言ニヨルモ清商ノ圧倒ヲ免カレザルベシト今ヤ外商ガ僅ニ其命脈ヲ保ツハ輸入貿易ニシテ輸出ニ至テハ殆ド関係ナキニ至ラントスルノ状アリ該港輸出額中八割余ヲ占メ居ルハ穀類ニシテ其仕向地ハ主トシテ清国諸港外国ニシテハ日本ノミナレバ其商権ハ清商ノ手ニアリ日本向ハ其一部ヲ三井物産会社ニテ取扱ノミニテ欧米商人ノ乗スベキ余地ナク且ツ輸入貿易ノ商権モ次第ニ清商ノ手ニ帰セントスル彼等ハ益々困難ノ地位ニアリ[5]。

このように、日清戦争前の営口において、欧米商人は中国商人に圧倒され、その営業が不振に陥っていたことがわかる。たとえば、代表的な大手イギリス商社である沙遜洋行と怡和洋行は、営口に支店を開設してそれぞれ綿布・アヘンと雑貨・豆粕の取引をしていた。しかし、両者とも中国商人との競争に敗れて閉店した。明治 28（1895）年頃の営口にあって、営業をかろうじて維持できた欧米商社は太古洋行・旗昌洋行・遠来洋行だけであった。太古洋行はもっとも有力な欧米商社であり、海運業を経営したほか、自社の砂糖を営口に輸入していた。旗昌洋行と遠来洋行はともに海運業を中軸業務とし、貨物の委託販売を請け負うこともあった。これ以外の営口の貿易は中国商人によって掌握されていた[6]。

営口における各国商人の状況を確認した。次に営口の大豆取引の状況の概要を紹介する。汕頭を中心とする華南地域において、豆粕は甘蔗の重要な肥料であり、大豆は大豆油に搾られて広く食用に供した。営口開港前の天保元（1831）年には、すでに中国華南地域の商人は、ジャンクで営口の大豆・豆粕を華南地域に移入していたことが確認できる。それ以降、華南地域は営口の大豆・豆粕の主要な移出先となった。文久元（1861）年 3 月に営口が開港されたあと、華南地域への移出がさらに増加するようになった。元治元（1864）年汕頭の豆粕の移輸入高は 100 万担に上り、万延元（1860）年のそれに比して 2 倍半の増加を示し、その半数以上は営口から移入したものであった[7]。

次に営口の開港以後の状況を見ていくことにしよう。中国政府は、営口を開港したもの

の沿海のジャンク業者の利益を保護するために、外国船による大豆の輸出を当初は禁止した。しかし、外国の協力を得るために、外国船による輸出が事実上、中国政府に黙認されるようになる。上海の欧米商人は、明治 2（1869）年に汽船を雇い、営口で大豆を積んで長崎に輸送した。その後、営口の大豆が次第に日本に輸出されるようになった[8]。

日本への主要な大豆供給地である朝鮮が、明治 21（1888）年に大豆凶作に見舞われると朝鮮に代わって営口から多くの大豆・豆粕が日本に輸入された。これを契機に、営口の大豆・豆粕の日本向け輸出は軌道に乗り、日本商人の注目を引くようになった。表 2.1 は日清戦争前後における営口の大豆・豆粕の移輸出先を示したものである。この表によると、明治 22（1889）年以降、日本は次第に中国南部と並んで営口の大豆・豆粕の主な輸出先となったことがわかる。明治 27（1894）年における営口の対日輸出額は 1,129,326 海関両に達した。そのなかで、大豆・豆粕の輸出額は 451,660、340,908 海関両であった[9]。すなわち、大豆・豆粕は営口におけるもっとも重要な輸出品となったのである。

表 2.1 営口大豆・豆粕の移輸出先別比重（単位：%）

年次	豆類		豆粕	
	日本	中国南部	日本	中国南部
明治 22 年	2.0	98.0	4.2	95.2
明治 23 年	5.2	94.8	3.8	96.2
明治 24 年	7.6	92.4	7.0	93.0
明治 25 年	21.4	78.6	18.0	82.0
明治 26 年	32.5	67.5	31.7	68.3
明治 29 年	24.0	76.0	54.2	45.8
明治 30 年	39.3	60.7	49.8	50.2

出所：支那調査会『支那通商』文献社、1901 年、288－289 頁。

日清戦争前後にあって、営口の大豆・豆粕の移輸出は主に広東商人を中心とする中国商人によって行われていた。中国商人は華南地域に営口の大豆・豆粕を移出する一方、神戸などの日本の海港にも輸出していた。その一方、営口で大豆・豆粕の輸出を行った欧米商人は存在しなかった[10]。

第 2 節　大豆・豆粕の買付と中国商人

中国の東北地域の大豆取引における中国商人の優位を確認した。次に、三井物産がどの

ように中国東北地域の大豆取引に参入したのか、という点を中国商人との関わりに留意しながら考察する。

三井物産の中国の東北地域の大豆取引への参入は、明治 23（1890）年の上海支店店員の山本条太郎が営口に派遣されて大豆について調査を実施したことが嚆矢となった。この調査は、山本が後年「私は明治23年に三井の店員として大豆の買付に初めて満州に行ったが当時満州に於ける日本人の男は多分わたくし一人であったらう」と述懐しているように、日本商人の中国東北地域への進出の始まりでもあった。

日本政府は営口に領事館（明治 9 年）を設立してはいたが、イギリス人を名誉領事としてすべての事務を委託していた。山本は、営口に到着後、名誉領事のバンジネルを訪ね、彼の仲介で中国商店の東永茂に宿泊した[11]。山本は、調査を終えてから上海に引きあげ、明治25（1892）年 11 月に大豆調査の結果を本店に報告している[12]。

山本に続いて、上海支店長の小室三吉も明治26（1893）年に営口を視察した。その結果、大豆取引の将来性が認識され、山本は同年の 5 月 20 日に営口での大豆の買付を命じられ、東永茂を代理店として大豆・豆粕業務を行うことになった。なぜ三井物産は自力で店舗を設けずに大豆・豆粕の買付を東永茂に依頼したのか、この点を解明するためには、営口の大豆取引における糧桟の役割を理解する必要がある。次にこれについて説明する。

中国の東北地域の大豆・豆粕の買付は主に糧桟によって行われていた。糧桟とは大豆などの穀物を取り扱う問屋である。問屋業務のほかに、油坊業・運送業・倉庫業を兼業する糧桟もある。しかし、糧桟の多くは大豆・豆粕の買付を業務とするもののそれらを直接、輸出するものは少なかった。大豆・豆粕の出荷時期になると、広東・福建などの商人は営口に出張し、糧桟から大豆を買い入れて移出ないしは輸出する。これらの商人は客商と呼ばれ、営口の大豆・豆粕の移出と輸出を掌握していた。糧桟の多くは、広い住居を持っていて客商を店内に無料宿泊させた。その一方で、彼らは客商から約 5%の口銭を得て大豆・豆粕の買付に当たっていた[13]。芝罘領事館は、前述した「牛荘港視察の記事」と題する報告のなかで、糧桟と客商の関係について、下記のように記している。

> 彼ノ地（牛荘）ニ到リ確実ニ且ツ手広ク取引ヲナサント欲セバ是等問屋ニ知己ヲ求メ之ニ依頼スルヲ可トス彼等ハ一旦其人ヲ信ズルニ於テハ自家ニ寄寓セシメ歓待ヲナシ其望ニ任セ売買ヲ周旋スルモノナリ彼等商略上多少客商ヲ利用スルノ場合アルベキモ決シテ故意ニ損失ヲ蒙ラシムルヿナシト彼等ハ客商ヲ迎フル為恒ニ房屋ヲ用意シ置クモノナリ三井物産会社ノ如キモ問屋ニ寄寓シ其周旋ヲ以テ買付ヲナスモノナリ[14]。

このように営口で大豆・豆粕を買い入れるために、客商は当地の糧桟に寄寓して買付を依頼したほうが有利だったのである。広東・福建の商人だけでなく、日本における中国商店の店員も営口の問屋に寄寓して大豆・豆粕の買付を依頼した。たとえば、神戸の中国商店の復興号・啓泰号は、店員を営口の糧桟の正昌号・東盛和の所に宿泊させた[15]。長崎の三井物産の営口出張員は、このような商慣習に従って、客商として東永茂に寄寓して大豆・豆粕を買い入れていたのである。

ここで東永茂について簡単に紹介する。東永茂は、広東商人の潘玉田が明治 9（1876）年営口で開設した糧桟である。明治 27（1894）年頃の営口において、約 100 軒の糧桟があったが、東永茂はもっとも有力な糧桟の 1 つである。三井物産が東永茂と代理店契約を結んだのは、同店の信用と勢力に期待したためである。東永茂と代理店契約を結んだ翌年の明治 27（1894）年における三井物産の営口出張員の大豆取扱高は、営口の中国商人のそれの 3 分の 1 弱に上った[16]。

営口の大豆取引の繁盛にともない、正式な出張員の派遣や出張所の設置が三井物産の議題に上がるようになった。三井家事業の意思決定機関である三井元方は、明治 28（1895）年 6 月 21 日の会議で「営口の地たる北部支那に於ける貿易繁盛の港にしてこれより輸出する豆類は極めて多く我国の需要する数量亦鮮少ならざりしをもって往々は該港に一支店を開設致度もまづ自分の處は出張員を置きエゼントとして事務取扱はせることに致度」と、営口における出張員の派遣を決定した[17]。山本は、明治 28（1895）年 9 月正式に営口出張員に命じられ、東永茂の 1 室を借りて事務を行うようになった。

このように、山本は、明治 23（1890）年の営口での調査から明治 28（1895）年の営口出張員の設置まで、断続的ではあったが大豆取引を中心に中国の東北地域における三井物産の事業を推進した。三井物産の本店参事の村上一郎は、山本の功績について、昭和 16（1941）年に上梓した『満州と三井』のなかで、「山本により礎かれた営口の店こそ三井の満州に於ける第一歩にして今日の全満州に亘る三井の機構の基をなしたるものであることは銘記せねばならない」と評している[18]。しかし、営口出張員が東永茂の所に設置されたことが示唆しているように、中国商人の協力を抜きにして、三井物産がこの「満州に於ける第一歩」を踏み出すことはできなかったのである。

山本が、明治 28（1895）年 12 月に上海支店に転じたため、依田治作がその後任になった。営口出張員は、明治 30（1897）年 6 月に営口出張所と改められ、さらに同年 10 月 14 日支店に昇格された。しかし、支店とはいえ、依然として東永茂の家屋を借り受けた事務所にすぎなかった[19]。

また、この営口の事例は特別なものではなくなっていく。東永茂のような客商を宿泊さ

せるさらには貸し与える部屋を設置するといった中国式の商店様式を三井物産が採用するようになるのである。三井物産が、明治 39（1906）年に青島出張所を設置するときに中国式の商店様式を採用した。具体的には、建物の前方を事務所とし、来訪した得意先をその奥に宿泊させるのである。芝罘出張所は、明治 39（1906）年に芝罘の租界から中国人の商店街に移転した際に、中国式の商店様式に変わった。鎮江などの地域に設置された店舗も同じくこのような商店様式を採用した[20]。すなわち、三井物産も中国商人に倣ったことがあったのである。

東永茂のほか、三井物産は糧桟の西義順とも代理店契約を結んで、同店から大豆・豆粕を買い入れた。また糧桟の厚発合に分店を置いた。三井物産は主にこれらの有力な糧桟から大豆・豆粕を買い入れ、信用力の低い糧桟とは取引をほとんど行わなかった[21]。

三井物産だけでなく、その後に営口に進出した日本商社の多くも、糧桟に寄寓して大豆・豆粕を買い付けた。具体例を示す。日清豆粕会社は、西義順内に寄寓し、大豆・豆粕・豆油の輸出貿易を行った。永順洋行も同様に西義順に寄寓し、大豆・豆粕を輸出した[22]。

三井物産の大豆取引に戻ろう。三井物産は、大豆取引に熟練するにともない、手数料の口銭を減らすために、糧桟を経ずに大豆・豆粕の買付を試みようとした。上海支店長となった山本条太郎は、明治 37（1902）4 月 8 日の支店長諮問会の席上で大豆取引の主店である神戸支店長の遠藤大三郎に「牛荘ノ問屋ヲ経テ買付ヲ為スハ姑息ニ非サルカ」と質問した[23]。当時、三井物産は店員の島田を奉天・鉄嶺などの東北地域の内陸部での大豆取引を調査させていた。島田の調査結果に基づいて、益田孝は、最終的には三井物産が直ちに大豆の奥地買付を行うことは不可能である、と結論づけた[24]。

結局、三井物産は、東永茂などの糧桟との関係を維持するだけでなく、さらなる関係の強化を模索する。日露戦後に中国の東北地域で大豆・豆粕の取引を行う日本商人と欧米商人が激増したため、それらの買付競争が激しさを増していった。三井物産は、明治 38（1905）年に東永茂・西義順と、それらが買い付けるなしには生産する大豆・豆粕の一手販売契約を結んだ。東永茂・西義順の取り扱う大豆・豆粕は良質でほかの糧桟のそれらより高価であった。三井物産は東永茂・西義順から買い入れた大豆・豆粕に三井物産の記号を附して、ほかの糧桟の大豆・豆粕より高値で販売した。これによって、三井物産は多額の利益を得ることができた[25]。

一方、中国の東北地域における日本の勢力の増大によって、三井物産は、営口での大豆・豆粕の買付だけでなく、それらの奥地での買付に本格的に取り組むようになっていった。三井物産は、日露戦争後に奉天・安東・長春・鉄嶺・ハルビンなどの中国の東北地域の内陸部に店舗を次々と設置し、さらに満鉄の各主要駅に倉庫を設置して大豆・豆粕の奥地買

付に必要な体制を整えた[26]。

奥地買付も中国商人との関係を断絶しては不可能であった。奥地に派遣された三井物産の出張員の多くは、営口支店の店員と同じように当地の糧桟に寄寓して大豆・豆粕の買付を行った[27]。なぜなら、問屋を通じて大豆・豆粕を買い付けることによって取引のリスクを回避できる可能性が高ったためである。中国の東北地域において、三井物産は、大豆・豆粕を買い付けるために、糧桟に資金を前貸しする必要があった。中国の東北地域の南部には信用力の高い糧桟が多数あったため、三井物産はこれらの糧桟に大豆代金の全額を前貸しして取引を行った。それに対して、開発が相対的に遅れていた中国の東北地域の北部においては、信用力の高い糧桟はそれほど多くはなかった。そのため、北部の糧桟に大豆代金の半額を前貸ししたとしてもそのリスクは南部のそれを上回った。したがって、中国の東北地域の北部では、三井物産は中国人の糧桟に代わってロシア人の仲買商を通じて大豆・豆粕を買い付けようとした[28]。しかし、このロシア人の仲買商による大豆・豆粕の買付は不成績であった。三井物産は、また信用力の高い糧桟を選び出して、彼らから大豆・豆粕を買い付けるようになった[29]。

以上のように、三井物産は中国東北地域において糧桟から大豆・豆粕を買い付けることを選択したのである。

第 3 節　大豆・豆粕の輸送・販売と中国商人

三井物産は、大豆・豆粕の買付面だけでなく、それらの輸送・販売面においても中国商人と連携関係にあった。既述したように、営口の大豆・豆粕の日本向け輸出は、ほとんど日本に在留する中国人商店によって掌握されていた。営口の大豆・豆粕の日本向け輸出と販売で、三井物産にとって、もっとも有力な競争相手は神戸の怡生号、復興号と長崎の源昌号、昇昌裕であった。三井物産はこれらの中国人商店と競争する一方で、協力関係を形成したこともあった。この点について営口の豆粕の重量の均一化における三井物産と怡生号、復興号などの中国人商店との協力の事例を取り上げて考察する。

日清戦後、日本に輸入する営口の豆粕の 1 枚の重量は均等ではなかった。このため、三井物産などの豆粕輸入商には需要者からの苦情がしばしば寄せられた。そこで、三井物産は、明治 34（1901）年に怡生号、復興号と連名で営口の油坊組合に、豆粕 1 枚の重量を 46 斤半以上に維持するように要求した。この要求は営口の油坊組合に受け入れられた。しかし、時間の経過とともに、豆粕の重量に対する制限が弛緩する事態となった。三井物産は、明治 36（1903）年、中国商人と連名で営口の油坊組合に管理を厳重するよに要請した。これ以後、営口における豆粕の 1 枚の重量はほぼ 46 斤半以上に維持されるようになった[30]。

三井物産は中国商人との競争のために大豆取引の成績が不振に陥ることもあった。そのため、三井物産には大豆取引を廃止する意見を唱える者も出ていた。結局、三井物産は、中国商人との競争を回避するために、日本に在留する中国商人と連携して共同で営口の大豆・豆粕の輸入と販売を行うようになる[31]。なぜ三井物産は中国商人と連携したのか、またどのように連携したのか。これらの点について、次に三井物産と神戸の中国人商店である怡生号との連合を事例に分析する。

まず、怡生号についてその概略を示しておきたい。怡生号は中国商人である呉錦堂が明治 23（1890）年に神戸で開設した商店である。当初は中国棉花の輸入を主な業務としていたが、明治 27（1894）年に日本のマッチ王といわれた瀧川弁三と連携してマッチを中国に輸出して成功した。さらに、中国棉花や日本のマッチのほかに、大豆・豆粕や雑貨などの日中貿易を業務としていた。日本での怡生号の信用度は高く、営口の大豆・豆粕の輸入において重要な位置を占めていた[32]。

三井物産は、怡生号などの中国人商店との競争の不利を認識し、それらと連携する方策を模索する。三井物産は、明治 35（1902）年の年頭、怡生号と復興号に営口の大豆・豆粕の取引での連携を申し入れた。復興号は資本が乏しかったために連携には堪えられないと判断され、三井物産との連携は怡生号が行うことになった。

三井物産と怡生号は、営口の大豆の取引について以下のような契約を結び、連合を組織した。三井物産の営口出張員と怡生号の営口出張員が協議して東永茂から大豆・豆粕を買い入れる。買入に必要とする資金は共同で出資する。大豆・豆粕の積み出しや運送は三井物産が担当する。大豆・豆粕の販売地域について、怡生号が神戸を、三井物産がそのほかの地域を担当する。また、三井物産は販売地域にかかわらず大豆・豆粕取引高の 1%を口銭として徴収して、そのうちの神戸の口銭については怡生号に譲渡する。これ以外の利益には三井物産と怡生号が折半する。販売先による不払いが生じた場合には共同でその損失を補填する[33]。

連合にあって、三井物産と怡生号はそれぞれの業務を履行した。次にこの各自の業務の履行について考察する。大豆・豆粕の輸送について第 1 に考察する。通関手続を第 2 に考察する。為替手形の決済について第 3 に検討する。販売における三井物産と怡生号の分業を第 4 に考察する。

第 1 の輸送に就いて考察する。輸送は三井物産によって行われた。前述したように、営口の大豆・豆粕の日本向け輸出は主に中国商人の差配下にあった。しかし、中国商人の多くは汽船を所有しておらず、欧米または日本の汽船会社に営口の大豆・豆粕の輸送を依頼することになる。たとえば、怡和洋行は毎年大豆の出荷期に営口－神戸航路に汽船を回航

させた。また、日本郵船会社は、明治 24（1891）年の春季に営口―神戸航路を開設した[34]。明治 30（1897）年 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間、営口から大豆・豆粕・豆油を積載して日本に入港した船舶は 71 艘（神戸 55 艘、長崎 15 艘、横浜 1 艘）であったが、29 艘が日本の船舶であり、そのほかはイギリス、ドイツなどの欧米の汽船であった。これらの船舶の荷主は、三井物産（5 艘）を除いて復興号、弘泰などの在日の中国人商店であった[35]。

営口の大豆・豆粕の輸入において、三井物産は日本郵船会社の船舶を使用したほか、社船も使用していた。たとえば、三井物産は、明治 30（1897）年 11 月 26 日に社船の富士山丸で営口の大豆 150 万斤と豆粕 138 万斤を横浜に輸入している[36]。さらに、三井物産は、明治 32（1899 年）5 月に営口の大豆・豆粕運搬船として社船 1 艘を営口―日本航路に就航させた[37]。このように、輸送用の船舶の調達において、三井物産は怡生号を凌駕していた。そのため、連合の扱う大豆・豆粕は三井物産によって輸送されることになった。

第 2 の通関手続きを考察する。通関手続も三井が担当した。当時の中国において、中国商人が大豆などの貨物を輸出する場合、海関税以外に厘金という地方税を納める必要があった。特に、明治 35（1902）年 10 月から明治 39（1906）9 月までの間で、中国商人は営口の厘金局と税関で 2 重の厘金を支払わなければならなかった。その一方で、日本商人を含む外国商人には、厘金を納める義務がなかった。この厘金の徴収を回避するために、中国商人はしばしば日本人の名義で営口の大豆・豆粕を輸出した[38]。連合が三井物産の名義で大豆・豆粕を営口より輸出する理由はここにあった。

第 3 の為替手形について考察する。為替手形は怡生号を通じて購入した。当時の営口では大豆・豆粕を買い入れる場合に、大阪の川口に在留する中国商人の発行する為替手形を仕入れ金に充当するほうが現金決済などの支払手段より 5 割ほど有利であった。しかし、中国商人の発行する為替手形はリスクが高かったため、三井物産は直接それらを購買しなかった。連合の形成により、三井物産は、リスクを負わずに怡生号を通じて為替手形で決済することができるようになった。三井物産の穀肥業務を長期にわたって管理した遠藤大三郎は、これが連合の重要な便宜であった、と指摘している[39]。

第 4 の販売について考察する。販売は地域によって三井物産と怡生号が行った。ここで注目したいのは、神戸での大豆・豆粕の販売を怡生号が担当したことである。神戸は、日本においてもっとも重要な大豆・豆粕の輸入港であった。神戸支店は三井物産の穀肥商売を管理する主店であった。それにもかかわらず、三井物産は大豆・豆粕の神戸での販売を怡生号に委託した。なぜなら、神戸の大豆仲買商は、三井物産より怡生号を信頼していたためである。三井物産は、それまで日本国内にある店舗網を利用して、大豆仲買商を経ずに需要者に直接大豆・豆粕を販売していた。そのため、日本の大豆仲買商は三井物産に不

満し、中国商人から大豆・豆粕を購入したのである。三井物産が神戸での販売を怡生号に託したのは、三井物産が自ら販売するよりも怡生号の方が需要者に受け入れられる、という判断があったためである[40]。

以上のように、三井物産と怡生号は各自の特徴と得意分野を生かして強力な連合を立ち上げて大豆・豆粕の輸送と販売業務を遂行したのであった。この点の考察をさらに深めたい。

三井物産と怡生号の連合契約は、明治 35（1902）年 3 月に成立した。同年 4 月までに大豆・豆粕 7 艘分の商談が成立した。これを契機に神戸支店長の遠藤大三郎は、同年 4 月 7 日の支店長諮問会の席上で「目下ノ組合方針ニ進ムトキハ更ニ危険ナク安全ノ商売ヲナスコトヲ得ヘシ」とこの取引の安全性を述べたうえで「経費ヲ減シタルノミナラズ人手モ多クヲ要セズ」と発言し、怡生号との連合の優位性を主張している[41]。

怡生号との連合によって、三井物産の営口大豆・豆粕取扱高は、明治 34（1901）年の 172 万円から明治 35（1902）年の 300 万円に大幅に増加した。それらが大豆・豆粕の日本総輸入高に占める比重も、明治 34（1901）年の 27%・35%から、明治 35（1902）年の 50%・50%に激増した[42]。名古屋支店長の寺島昇の明治 35（1902）年 4 月 7 日の支店長諮問会での発言によると、名古屋支店の大豆・大豆粕の取引高が明治 34（1901）年の 12 万担から明治 35（1902）年の 38 万担に激増したのは、怡生号との連合によって取引が容易になったためであったことがわかる[43]。

取扱高だけでなく、三井物産の大豆・豆粕取引による純益も大幅に増加した。連合以前にあっても、三井物産の大豆取扱高は少なくなかったが、中国商人との競争のために純益を得るのが困難であった。三井物産は、明治 36（1903）年 4 月まで、連合によって 34,470 円の純益を獲得できた。怡生号も、20,600 円の純益を得ることができたため、連合に満足し、その続行を希望した。さらに、怡生号は純益を連合の積立金にして、連合の商売をさらに発展させたいと三井物産に提議した。神戸支店長の遠藤大三郎は、明治 36（1903）年 4 月 13 日の支店長諮問会の席上で、「怡生トノ関係ハ先方モ大ニ温順ニ出テ我社モ大ニ譲ヲ以テ故障アル理ナク折合ハ至極好都合ナリ、故ニ之ヲ継続スル方双方ノ利益ナルヘシ」と述べ、連合の継続に賛意を示した[44]。

怡生号との連合で利益を得ることができたにもかかわらず、三井物産の内部では連合を廃して三井物産が独力で大豆・豆粕の輸送と販売を行うべきである、との考えを提起する者がいた。たとえば、本店営業部長の福井菊次郎は、明治 36（1903）年 4 月 14 日の支店長諮問会の席上で「我社ニ十分勢力アリテ手ヲ出スコトヲ得ルコトナレバ連合を止メ為シ得ルダケ為シテハ如何」と述べている[45]。上海支店長の山本条太郎も、明治 38（1905 年）9 月

18 日の支店長諮問会の席上で、「今日ハ満州鉄道モ我有トナリ、其買入ノ事情モ大ニ異リ居ヲ以テ場合ニ依リテハ聯合ヲ止ムルモ可ナルヘシ」と主張している[46]。その翌年の 7 月 23 日の支店長諮問会でも、山本は「怡生ト聯合シテヨリ取扱高モ増加シタリト云ヘ是決シテ健康的発達トハ認メラレズ」と述べ、怡生号との連合の廃止を提議している[47]。資料の制限で連合が廃止された期日を明らかにできないが、その後、三井物産の支店長諮問会における連合についての言及が見い出せないことを考慮すると、おそらく山本の主張が承認され、連合が廃止されたと推定される。

次に、三井物産と源昌号・昇昌裕の連合について考察する。三井物産は、長崎におけるもっとも有力な大豆・豆粕取扱商の源昌号・昇昌裕とも連合した。源昌号・昇昌裕は、明治 35 (1902) 年三井物産と怡生号の連合に倣い、連携して営口豆粕を同地に輸入し始めた。翌年、源昌号・昇昌裕は、さらに日本商人の松尾巳代治を通じて、三井物産長崎支店にそれらの連合に加わるよう勧誘した。三井物産は大豆・豆粕取引に熟練した依田治作を源昌号に発遣して相談したが、源昌号は「怡生トノ聯合扱高ノ十分ノ三ヲ除キ其他ノ七分ヲ聯合ニテ為ス」との条件を出した[48]。度重なる交渉の結果、三井物産は、損益の 3 分の 1 を負担するという条件で明治 38（1905）年に源昌号・昇昌裕との連合に加わった。しかし、この連合も長くは続かなかった。三井物産は、源昌号・昇昌裕と再び競争することになった[49]。

以上のように、三井物産は競争相手である在日の中国商人と連合して営口の大豆・豆粕を日本に輸入して販売した。在日の中国商人との連合によって、三井物産は、経費を減少させて純益を上げることができた。そして、三井物産は大豆・豆粕取引に熟練していった。

三井物産は、日露戦争後の中国の東北地域における日本の勢力の増加と大豆・豆粕取引に熟練するにともない、中国商人との連合を解散して独力で営口の大豆・豆粕を輸入して販売するようになっていった。

第 4 節　豆粕の生産と中国商人

三井物産は、中国商人と連携して豆粕の生産にも参入していた。中国の東北地域において、豆粕は主に油坊（油房ともいう）によって製造されていた。日本における豆粕への需要の増大にともない、三井物産は中国商人からの豆粕を購入することに満足できず、中国商人と共同で油坊を開設しようと企図した。まず、日露戦争前の中国の東北地域における油坊業について概観する。

日露戦争以前にあって営口は中国の東北地域の商業中心地だけでなく、油坊業を始めとする工業の中心地でもあった。慶應 2 (1866) 年に義泰德、同與宏が開設されたのを嚆矢に、営口の油坊は年々増加した。営口の油坊では圧搾機を 2 台（3 人）で 1 班とし、1 班の 1 日

の豆粕生産高はおよそ 120 枚であった。これらの旧式油坊は、動力を主に畜力に依拠していた。明治 27（1894）年冬季の営口には、20 軒の油坊で、合計 170 班が稼働していた。そのなかで、東永茂と西義順がそれぞれ 6 班と 16 班を有していた[50]。

営口が開港されて以降、営口の大豆・豆粕取引に着目した欧米商社は、機械動力による新式油坊を建設しようとした。その先鞭をつけたのはイギリスの怡和洋行であった。怡和洋行は、明治元（1868）年 10 月、営口で油坊を開設した。しかし、怡和油坊は 2 年もしないうちに閉業してしまった。明治 5（1873）年の秋季にそれは中国商人に買収された。

怡和油坊の失敗した原因は複数あったと推定されるが、とりわけ問題だったのは、中国商人の抵抗であった。怡和油坊は、大豆買付のコストを削減するために糧桟を経ずに直接農民から大豆を購入しようとした。当然のことながら糧桟はそれに反対した。怡和油坊は大豆の確保が困難になっていった。また、怡和油坊の工人の多くは、営口の中国人の油坊から招聘された者たちであった。彼らは、元雇用主の中国人の油坊の影響を受けて、しばしばストライキを行った。怡和油坊は中国商人の協力を得ることができずに失敗したのである。怡和油坊の責任者が「もし声望ある中国商人を仲間に入れさせたら、私は間違いなくこの油坊を利益のある事業に築き上げる」と述べていることもこのことを裏付けている[51]。

日清戦争後における大豆取引の隆盛にともない、営口で新式油坊を設立する機運が高まった。陳某などの広東商人は太古元という油坊を開設し、蒸気機械で豆粕を生産した。その商号はイギリスの太古洋行を冠したが、実際は広東商人の事業であった。太古洋行は名義を貸し与えただけだった。太古元の 1 日の生産高は、豆粕 4,800 枚、豆油 23,000 斤であった[52]。その後、有力中国商の怡與源（1899 年）、東生怡（1900 年）、東永茂（1901 年）が太古元を模倣して新式油坊を開設した。この新式油坊は巨額の資本を必要としたため、一般の商人が開設することは困難だった[53]。

三井物産は、このような状況下で営口における新式油坊の設立を計画した。しかし、三井物産は営口で適当な油坊用地を入手できず、大連に油坊を建設した。三井物産は、明治 40（1907）年 5 月、東永茂・西義順と合同して資本金 50 万円の三泰油坊を設立した。三泰油坊の株式総数は 10,000 株であり、三井物産は 6,000 株、東永茂・西義順は 2,000 株・2,000 株を占めていた。三井物産の依田治作と東永茂の潘玉田は、それぞれ三泰油坊の社長と副社長に就任した[54]。三泰油坊について、村上一郎は前述した『満州と三井』のなかで、「三泰油房こそは大連に於ける油坊の嚆矢でありまた満州に於ける日支合弁事業の先駆をなしたものである」と評価している[55]。

ここで問題にしたいのは、なぜ三井物産が独力ではなく東永茂・西義順と共同で三泰油坊を建設したのか、という点である。この点を次に考察する。既述したように、三井物産

は営口の大豆・豆粕取引に参入して以来、東永茂、西義順と密接な関係があった。中国商人との関係をさらに密接にするために、彼らと共同で会社を設立して利益を共有すべきだ、という意見が出されるようになった。上海支店長の山本条太郎が明治 38（1905）年 9 月 13 日の支店長諮問会の席上での発言を紹介する。

> 連絡ノ事ニ付テモ漸次利益交換ニアラサレハ商売成立セサル傾向ヲ呈セリ、例ヘハ取引先ノ発起シタル会社ニハ我々ノ方ニテ幾分カ其株ヲ所有スルトカ、叉我々ノ発起シタルモノニハ其者カ乗合ニナルト云フカ如ク常ニ利害ヲ共ニスルコトハ殊ニ支那人トノ連絡ヲ保チ親密ノ関係ヲ維持スルニ最モ適切ナルトス[56]。

こうした方針に沿って、三井物産は東永茂・西義順との関係をさらに密接するために、それらと共同で三泰油坊を建設したのである。また、東永茂・西義順の勢力と油坊に関する経験を利用する意図もあった。

東永茂・西義順は営口の巨商であり、糧桟業務だけでなく、油坊も経営していた。東永茂・西義順は大きな勢力を営口の商業界で有していた。特に明治 40（1907）年 11 月に営口の巨商である東盛和が破産して以来、東永茂・西義順の地位はいっそう高まった。東永茂支配人の潘玉田と西義順支配人の李序園は、それぞれ営口商務総会の総理と協理に任じられ、営口の中国商人を指導する立場にあった。また、潘玉田は日本に対して好意的であり、山本条太郎などの日本人とも親交があった。潘玉田が三井物産と共同で三泰油坊を設立したのは、山本との関係があったためである[57]。一方、三井物産が潘玉田などの有力な中国商人と連携したのは、彼らの経験や影響力を利用したかったからである。この点について、遠藤大三郎は前述した『穀肥商売之回顧』と題する書籍のなかで「支那人ヲ加ヘタノハ油房ノ経営ニハ支那人ノ手腕ガ入用ナリトノ見地ニ出タノデアル」と証言している[58]。

三泰油坊は、最新式の機械を導入したため 1 日の豆粕生産高が 6,000 枚に達し、中国の東北地域における最大の油坊の 1 つになった。これを契機に新式の油坊が、大連を中心に次々と設立されるようになった。三井物産に倣って中国商人と合同で油坊を経営する日本商社が数多く出てくるようになった。この点について、東亜同文会は、明治 41（1908）11 月に上梓した『支那経済全書第 8 輯』と題する報告書の中で、次のように記している。

> 起業ニ就テ本邦人ノミヲ以テ経営センニハ原料ノ買入上支那人ト取引スルニ当リ不便不利ノ点多キヲ以テ支那商ニシテ経験アル人物ヲ雇用スルカ若シクハ彼我合同組合ヲ組織スルヲ必要トス蓋シ支那人トノ取引ニ就テハ其取引ノ習慣及売買ノ掛引等外人ノ

能ク得テ当ル可ラザルモノアリ故ニ支那人ヲシテ専ラ此衝ニ当ラシメ邦人ハ之ガ監督ヲ厳ニスルトトモニ製造並ビニ其販路ヲ掌ルヲ以テ最モ妥当ナ策ト為ス[59]。

このように日本商社は中国商人の経験を利用して油坊を経営したのである。豆粕の生産における三井物産と中国商人の連携関係は長期にわたって維持された。西義順が大正 8（1919）年倒産した以降、三泰油坊は三井物産と東永茂によって経営されるようになった。大正 15（1926）6 月の時点で、三泰油坊の資本金の 30 万円のうち、三井物産が 7 割を、東永茂が 3 割を占めていた[60]。

小括

日清戦争以降、三井物産は上海・香港・天津だけでなく、中国の地域市場にも参入し始めた。この時期の中国、とりわけ営口などの地域市場では、欧米商人はすでに中国商人に圧倒されていた。これらの中国商人との関係の形成は、三井物産にとって極めて重要な課題であった。三井物産と中国商人が商権をめぐって競争したことは、すでに先行研究によって明らかにされている。しかし、本章で示したように、三井物産は、決して単に中国商人と対抗関係にあっただけではなく、状況により中国商人と協力関係を形成していたのである。

中国の東北地域の大豆取引からにもわかるように、三井物産は中国の東北地域の中国商人から大豆・豆粕を買い付けていた。営口の大豆・豆粕の輸送と販売においても、三井物産は在日の中国商人と連合を立ち上げてそれぞれの優位性を承認して事業を推進した。さらに、三井物産は中国商人と共同で油坊を建設し、豆粕の生産にも参入した。すなわち、三井物産は、営口の大豆取引のあらゆる側面（生産・買付・輸送・販売）において中国商人と連携していたのである。

三井物産は、中国商人と連携することによって、不必要な対抗を回避しながら事業を推進することができたのである。

注

---

1 益田孝『台香上復命書』(物産 409)、1898 年、10 頁。

2 宮田道昭「清末における外国貿易品流通機構の一考察」『駿台史学』第 52 号、1981 年 3 月。

3 張国義「中国近代対外貿易中華商与洋商関係之辨析」『上海対外経貿大学学報』第 21 巻 1 期、2014 年 1 月。この他、中国商と外国商の関係を論じるものには、墨菲（Murphey）「通商口岸中国商人対西方経済滲透的抵制」(『上海经济研究』1984 年 12 期)、汪敬虞「從豆石貿易到豆油豆餅生產看 19 世紀外国洋行和中国商人的関係」(『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年）などを挙げることができる。

[4] 山村睦夫「日清戦後における三井物産会社の形成と中国市場認識と支那化―総合商社の形成と中国市場―」『和光経済』第22巻3号、1990年3月。

[5]「牛荘港視察ノ記事」1894年4月12日付『通商彙纂』第6号。

[6] 山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』(物产402)、1895年、120頁。

[7] 満州鉄道株式会社調査課『南満州経済調査資料第6』満州鉄道株式会社調査課、1911年、11頁。

[8] 赵爾巽編『清史稿』志133邦交6日本。

[9] 山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』(物産402)、1895年、130－132頁。

[10]「牛荘豆類及豆粕商況」『官報』第2686号、1892年6月13日付。遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、106－107頁。

[11] 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942年、88頁。

[12] 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942年、87頁。

[13] 山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』(物产402)、1895年、95頁。

[14]「牛荘港視察ノ記事」1894年4月12日付『通商彙纂』第6号。

[15] 熊本商業会議所『北清商業調査報告書』熊本商業会議所、1898年、179頁。

[16] 村上一郎『満州と三井』(物産475)、1941年、3－5頁。山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』(物産402)、1895年、130頁。

[17] 村上一郎『満州と三井』(物産475)、1941年、5頁。

[18] 村上一郎『満州と三井』(物産475)、1941年、7頁。

[19] 村上一郎『満州と三井』(物産475)、1941年、12頁。当時の営口支店は大豆・豆粕の主店である兵庫支店の配下にあった。また、営口支店、その後経費を減らすために、出張所と格下げされた。

[20] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録6明治40年』丸善株式会社、2004年、316頁

[21] 三井物産合名会社米穀肥料部『米穀肥料打合会議事録』(三井文庫物产212)、1907年、

[22] 南満州鉄道株式会社調査課『南満州経済調査資料第六営口』1911年、84頁。

[23] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、128頁。

[24] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、132頁。

[25] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録5明治39年』丸善株式会社、2004年、第38-39頁。

[26] 日本经营史研究所『稿本三井物産株式会社100年史上』日本经营史研究所、1978年、第259頁。

[27] 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、120頁。

[28] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録8明治44年大正2年』丸善株式会社、2004年、487－488頁。

[29] 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、120頁。

[30] 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、109－110頁。

[31] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、127・135頁。

[32] 鞠陵寒人『呉錦堂は昨今何を為しつつありや』、『商工世界太平洋』6巻22号、1907年10月、30-31頁。朝日新聞経済記者共編『財界楽屋新人と旧人』、1924年、142－143頁。

[33] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、125－127頁。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、69頁。遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、107頁。

[34]「牛荘豆類及豆粕商況」『官報』第2686号、1892年6月13日付。

[35]「牛荘港豆、豆粕及豆油商況」『官報』4289号、1897年10月16日付。

[36]「牛荘大豆の大入津」『東京朝日新聞』、1897年11月27日付。

[37] 村上一郎『満州と三井』(475) 1941年、12頁。

[38] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録5明治39年』丸善株式会社、2004年、39頁。「清国商人輸出大豆及大豆粕ニ対スル厘金徴収廃止」1906年9月5日付、『通商彙纂』1906年第61号。

[39] 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928年、108頁。

[40] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、128－129頁。

[41] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録1明治35年』丸善株式会社、2004年、125－126・131頁。

[42] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、68・69頁。

[43] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、36頁。

[44] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、32・33・69頁。

[45] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、70頁。

[46] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録4明治38年』丸善株式会社、2004年、16－17頁。

[47] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録5明治39年』丸善株式会社、2004年、43頁。

[48] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録2明治36年』丸善株式会社、2004年、70頁。

[49] 三井物産合名会社米穀肥料部『米穀肥料打合会議事録』(物产212)、1907年、155－156頁。三井文庫

監修『三井物産支店長会議議事録 4 明治 38 年』丸善株式会社、2004 年、11 頁。
50 山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』(物产 402)、1895 年、90－91 頁。
51 汪敬虞『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年、474－475・515－516 頁。
52「牛荘豆油豆粕製造業状況」『官報』4432 号、1898 年 4 月 13 日付。
53 南満洲鉄道株式会社調査课『南満洲経済調査資料第 6』1911 年、229-230 頁。
54 三井物産合名会社『穀肥肥料打合会議事録』(物産 212)、1907 年 1 月、140－141 頁。
55 村上一郎『満州と三井』(物産 475) 1941 年、34 頁。
56 三井文庫『三井物産支店長会議議事録 4 明治 38 年』丸善株式会社、2004 年、140 頁。
57 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、88 頁。三泰油坊の他に、潘玉田は横浜正金銀行牛荘支店・正隆銀行・営口水道電気株式会社などの日本の会社の設立に深く関与した。
58 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928 年、113 頁。
59 東亜同文会『支那経済前書第 8 輯』東亜同文会、1908 年、319 頁。
60 三井物産株式会社『大正 15 年度支店長会議穀肥部報告』(三井文庫所蔵資料川村 16)、1926 年、93－94 頁。

第 3 章　山東省の落花生・落花生油の取引

序説

商社としての三井物産の中軸業務は商品取引であった。三井物産が、中国においてどのように商品取引を行ったのか、また、中国における三井物産の商品取引はどのような特質を持ったのか。本章では、これらの問題を山東省の落花生・落花生油の取引を素材に考察する。

三井物産の商品取引については、多くの研究が行われている。たとえば、山口和雄氏は、創立から終戦に至までの三井物産の商品取引の状況を明らかにしている[1]。三井物産の中国における商品取引についても重要な先行研究がある。特に、中国の東北地域における三井物産の大豆取引が注目されてきた。たとえば、塚瀬進氏は、中国の東北地域における大豆取引の動向と三井物産の活動を関連付けて分析することによって、当該地域の状況が三井物産の活動をどのように規定していたのかを明らかにしている[2]。しかし、三井物産の商品取引の特質は、日本の勢力がきわめて大きかった中国東北地域での大豆の取引よりも山東省での落花生・落花生油の取引を素材にする方が、より解明できる、と考えられる。なぜなら、山東省は中国の本土に位置しており、中国商人の力が大きく、さらに各国勢力の変遷が激しい地域だったためである。また、本章で示すように、落花生・落花生油の取引の仕組みは大豆の取引より複雑であり、必要とする経費・設備・人材も大豆の取引より大規模であった。したがって、三井物産は、落花生・落花生油の取引に対して大豆の取引より慎重かつ敏速な対応を迫られることになった。そえゆえ、三井物産の中国における商品取引の特質が顕著に現れると考えられるのである。これが、山東省における三井物産の落花生・落花生油の取引を素材にする理由である。

第 1 節　山東省の落花生貿易

山東省の落花生・落花生油の取引の分析に入る前に、まず中国における落花生貿易の概況を簡単に示す。これを踏まえて、中国の落花生貿易における山東省の位置づけを確認する。

日清戦争前の中国において、福建省と広東省が落花生の主産地であり、重要な需要地でもあった。太平天国の乱以降、福建省と広東省の落花生の産量が、全国の需要を満たすことができなくなっていった。アメリカの宣教師が、明治 23（1890 年）頃、アメリカの大粒の落花生の種子を山東省に栽培し、良好な成績を得ることができた。これを契機に、落花生は次第に山東省に栽培されるようになった。山東省政府も落花生の栽培を奨励した。た

とえば、済南府の勧業道は明治 43（1910）年 2 月から黄河沿岸の農民に落花生の種子を交付し、黄河附近の荒地で落花生を栽培させた。山東省の近隣の河北省、河南省などの地域でも落花生が大量に栽培されるようになり、中国における落花生の産量が激増した[3]。

初期の状況を示すと、落花生は明治 37（1904）年に初めて単独な輸出品目として中国の海関統計に計上され、その輸出高は 98,000 担であった。その後、明治 44（1911）年に 1,074,000 担に激増した[4]。輸出高の増加にともない、落花生は 1910 年代に中国における生糸・茶・大豆と並んでもっとも重要な輸出品の一つとなった[5]。

中国における落花生貿易の状況を概観した。次に山東省の落花生貿易がどのように展開したのかを、日独戦争を境に 2 つの時期に分けて考察する[6]。この考察の前に確認しておきたいことがある。それは青島を中心とした山東省の状況である。ドイツは、明治 31（1898）年に青島を中心とする膠州湾地域を中国から租借し、青島に総督府を設置してこれらの地域を発展させた。大正 3（1914）年 7 月に第一次世界大戦が勃発すると、日本は日英同盟を根拠としてドイツに宣戦を布告し、青島をドイツから奪い占領した。いわゆる日独戦争である。以下に示すように、日独戦争によって、山東省の落花生の輸出品目や輸出先ならびにその取扱商が大きく変化することになる。

次に、日独戦争前における山東省の落花生貿易について考察を加える。山東省における落花生貿易が大きく展開する契機となったのは、ドイツ商人が、明治 41（1908）年に初めて青島から落花生をヨーロッパに輸出して良好な業績を得たことである。その後、青島のドイツ総督府および商人は山東省の落花生に着目して、その輸出を推進するようになった。落花生の運賃の低減を例に挙げて、ドイツ総督府および商人の落花生輸出策を示しておきたい。

青島のドイツ占領時代の後期においては、膠済鉄道[7]による落花生の運賃は津浦鉄道[8]の運賃よりも高額に設定されていた。そのため、山東省西部の落花生はほぼ全てが津浦鉄道によって天津・浦口に移出されていた。青島のドイツ商人は青島ドイツ総督府に膠済鉄道の運賃の低減を請願し、この流れを改変しようと考えた。青島ドイツ総督府は、大正元（1912）年 1 月にその要請を受け入れ輸出落花生に限り済南—青島間の運賃を 4 割引にしている。そのため、山東省の落花生の多くが膠済鉄道によって青島に移出されるようになった[9]。

このように、ドイツ総督府および商人の努力の結果、青島の落花生貿易が激増した。この点を表 3.1 から確認する。表 3.1 は、明治 42（1909）年から大正 2（1913）年までの中国の主要な落花生輸出港である天津・芝罘・青島・鎮江の落花生輸出高をまとめたものである。表 3.1 によれば、明治 43(1910)年以降青島は、天津・芝罘・鎮江を圧倒して、中国においてもっとも重要な落花生輸出港となっている。

表 3.1. 天津・芝罘・青島・鎮江の落花生輸出高(単位：担)

	天津	芝罘	青島	鎮江
明治 42 年	151,216	260,045	348,689	634,928
明治 43 年	215,397	208,256	693,560	464,967
明治 44 年	372,548	197,633	797,058	326,626
大正元年	481,323	228,152	824,419	174,332
大正 2 年	451,623	192,926	1,051,2	201,614

出所：漢声「青島輸出花生之発達」、『協和報』第 4 巻第 26 期、1914 年、6-7 頁。

山東省ひいては中国の落花生の貿易における青島の優位が確認できた。次に青島を中心に山東省の落花生貿易を考察する。表 3.2 は明治 37（1904）年から大正 11（1922）年までの青島の落花生・落花生油の輸出高を示したものである。

表 3.2 によると、日独戦争前においては、明治 40（1907）年を除いて、青島の落花生の輸出高は継続して増加傾向にあったことが確認できる。特に、明治 41（1908）年を境に、落花生の輸出高が飛躍的に増加していたことがわかる。これは、ドイツ商人が、明治 41（1908）年に初めて青島から落花生をヨーロッパに輸出したことが関係している。

表 3.2 青島の落花生・落花生油輸出高（単位：担）

	殻無落花生	殻付落花生	落花生油	合計
明治 37 年	1,509	20,008		21,517
明治 38 年	4,136	22,823		26,959
明治 39 年	8,672	19,837		28,509
明治 40 年	15,179	5,926		21,105
明治 41 年	75,792	19,964		95,765
明治 42 年	336,635	12,054	137,533	486,232
明治 43 年	642,046	26,945	85,397	754,388
明治 44 年	739,507	57,551	109,258	902,356
大正元年	791,423	37,996	230,987	1,060,406
大正 2 年	910,637	114,849	147,123	1,172,609
大正 3 年	74,088	224,588	75,573	374,249
大正 4 年	99,154	2,832	57,903	159,889
大正 5 年	526,845	4,756	234,541	768,142
大正 6 年	410,762	107	248,375	659,256
大正 7 年	484,736	139	345,019	829,894
大正 8 年	1,030,107	622	711,026	1,741,755
大正 9 年	1,236,860	1,254	492,760	1,730,874
大正 10 年	1,385,366	106,211	446,380	1,941,957
大正 11 年	1,351,738	136,650	348,218	1,836,606

出所：1904 年～1913 年には、殻無落花生欄・殻付落花生欄は青島軍政署『山東の物産第 1

編』（1917 年）4 頁、落花生油欄は「青島の外国貿易」（『通商公報』第 217 号、1915 年 5 月）による。1914 年～1922 年には、神戸高等商業学校編「山東に於ける落花生及び落花生油」（『海外旅行調査報告．大正 12 年夏期』1924 年 1 月、190 頁）による。

次に、日独戦争前の山東省の落花生の輸出品目と輸出先について見ていきたい。表 3.2 によれば、明治 39（1906）年以前、青島より輸出した落花生の多くは殻付落花生であり、殻無落花生は極めて少数にすぎなかったことがわかる。ドイツによる山東省の落花生のヨーロッパ販路の開拓以後、殻無落花生の輸出が急増していることが確認できる。とりわけ、明治 40（1907）年から明治 43（1910）年の変化は顕著である。また、日独戦争前においては、山東省の落花生油の輸出高は、落花生のそれと比較して些少であったこともわかる。

山東省の落花生は、明治 40（1907）年以前には主に中国南部に移出されていた。落花生のヨーロッパ販路の開始にともない、ヨーロッパは中国南部に代わって山東省の落花生の主要な輸出先となっていった。山東省の落花生は主にフランスのマルセーユに輸出されて、落花生油に精製されたあと、ヨーロッパおよびアメリカに再輸出されていた[10]。ヨーロッパ向け以外で青島から移出ないしは輸出される落花生の約 2 割は香港を中心とする中国南部向けであった[11]。香港に輸出された落花生は、同地の商店によって選別される。上等品は包装のえうふたたびヨーロッパに再輸出される。中等品と下等品は主に中国南部で製油または食用に供した[12]。一方で、山東省の落花生油の輸出の状況は落花生のそれとは異なっていた。日独戦争前においては、山東省の落花生油は、そのほとんどが籠[13]に入れられ上海・広州・香港などの中国南部の港口に移出される。さらにそこでタンクに詰め替えられてヨーロッパやアメリカに輸出されていたのである[14]。

次に、青島の落花生貿易における各国商人の動向を分析する。大正 4（1915）年 10 月の『大連商業会議所月報』の「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」と題する記事によると、日独戦争前においては、中国人の落花生取扱商は合計 35 社であり、その取扱高は 30 担から 40 万担である。これらの中国商店のなかで復誠号および丁敬臣の取扱高がもっとも多く、ともに 1 ヶ年 10 万担ほどの落花生を取引していた。しかし、取扱高の点では、これらの中国商人を外国商人（日本商人を含まない）が凌駕していた。具体的にはドイツ・イギリス・フランスなどの商人である。外国人の落花生取扱商は合計 12 社であり、その取扱高は 1 ヶ年 50 万担から 60 万担に達していた。そのなかで、禅臣洋行・礼和洋行・捷成洋行などのドイツの商社の取扱高がもっとも多かった。それに対して、落花生の取引を行っていた日本商社は三井物産と湯浅洋行の 2 社のみであった[15]。

落花生の取引においては外国商人が優位であったが、落花生油の取引においてはその状

況は一変する。落花生油の取引に関しては、中国商人が圧倒的にその勢力を保持していた。第一次世界大戦前に、青島において落花生油取引を行っていた商人は全て中国人であり、それに従事していた外国人は存在しなかった[16]。

日独戦争前における山東省の落花生貿易の状況について考察した。次に、日独戦争後に山東省の落花生貿易がどのように変化したのかについて考察を加える。日独戦争によって、青島の港湾・鉄道・貿易機関などは甚大な被害を受けた。また、第一次世界大戦によって、ヨーロッパの船舶会社は東アジア地域における海運業から撤退していった。そのため、中国からヨーロッパ向けの船舶の数量が激減し、運賃の高騰を招いた。これによって山東省の落花生のヨーロッパへの輸出が困難になった。こうした影響で青島の落花生貿易は、一時不振に陥った。表 3.2 によると、大正 4(1915)年に青島の落花と落花生油の輸出高は、日独戦争直前の大正 2(1913)年の 1,172,609 担から 159,889 担まで激減したことが確認できる。

大正 4(1915)年以降、青島の落花生貿易は再び活況を取り戻していく。表 3.3 は神戸高等商業学校の「山東に於ける落花生及び落花生油」と題する海外旅行調査報告によって作成したものである。表 3.3 によれば、落花生は、その輸出額が常に青島の総輸出額の 30%以上を占めていたことがわかる。そして、落花生は、青島の輸出品のトップを占めていた。また、青島より輸出される落花生およびその加工品は中国全体のそれの 45%にまで達していた[17]。

表 3.3. 青島の落花生および同加工品の輸出額　単位：海関両)

	A 落花生および同加工品輸出	B 青島総輸出額	比率 A/B
大正 8 年	13,860,514	38,744,608	35.8%
大正 9 年	11,298,425	32,653,098	34.8%
大正 10 年	10,551,483	34,167,008	30.9%

出所：神戸高等商業学校編「山東に於ける落花生及び落花生油」『海外旅行調査報告. 大正 12 年夏期』、1924 年、190 頁。

次に日独戦争後の山東省の落花生の輸出品目と輸出先について考察する。表 3.2 からわかるように、日独戦争後、山東省の落花生貿易は新たな段階に入った。すなわち、それまで僅かだった落花生油の輸出高が急激に増加したのである。表 3.2 によれば、大正 3(1914)年に青島の落花生油の輸出高は 75,573 担であったが、大正 8（1919）年には 711,026 担に増加したことが確認できる。

この落花生油の輸出の増加は、アメリカの落花生油の需要が関係していた。表 3.4 は、大正 5（1916）年から大正 8（1919）年までの青島の落花生油の輸出先別輸出高をまとめた

ものである。この表 3.4 によれば、日本・大連・上海が青島の落花生油の主な輸出先であることが確認できる。しかし、その実態としては、日本・大連・上海に輸送されたあと、落花生油の多くは、アメリカに輸出されていたのである。既述の「山東に於ける落花生及び落花生油」によると、アメリカの関税が大正 10（1921）年 5 月に引き上げられる以前にあっては、日本向けの青島の落花生・落花生油の 7 割が同国に再輸出されていたことがわかる[18] 。

表 3.4. 青島の落花生油輸出先別輸出高(単位：担)

	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年
日本	190,961	148,157	215,317	491,237
香港	165	7,197	9,402	1,604
大連	5,914	51,520	102,623	183,597
上海	29,418	42,865	4,806	787
其他	380,2	11,367	11,754	19,311
総計	230,260	253,806	342,901	696,526

出所；「青島に於ける油坊並に搾油業」『青島実業協会月報』第 30 号、1920 年 6 月、8 頁。

多くの中国産落花生および落花生油がアメリカに輸入されたため、アメリカの落花生業者は打撃を受けた。彼れらは大正 9（1920）年春からアメリカ政府に保護的関税を設定して落花生および落花生油の輸入を防遏すると働きかけた[19]。アメリカ政府は、自国の産業保護のため、大正 10（1921）年 5 月 28 日に緊急関税法を実施した。それによって、殻付落花生・殻無落花生の関税はそれぞれ 1 ポンドにつき 0.375 セントと 0.75 セントだったものが、両者とも 3 セントに引き上げられた。落花生油のそれも、一ガロンにつき 6 セントから 26 セントに大幅に引き上げられた[20]。その結果、アメリカへ輸出する山東省の落花生・落花生油の数量は激減することになった。この点は「山東落花生の生産及商況」と題する大正 12（1923）年 6 月の『東拓月報』の記事のなかに「落花生、落花生油共に米国の関税税率更改の結果は事実に於いて其売先の大半を失ひたるものと云ひ得べし」[21]とあることから確認できる。

山東省の落花生油は、アメリカに代わってヨーロッパと広東が主な輸出先になった。ヨーロッパにおいては、イギリスおよびドイツの落花生油への需要がもっとも多かった。一方、広東向け落生油は広東を中心とする中国南部における食用の需要に応じるものであった。大正 10（1921）年に広東に移出した山東省の落花生油の総額が 21 万 5 千担を超え、当該地域は山東省の落花生油のもっとも重要な市場になっていた[22]。

日独戦争後の山東省の落花生の輸出品目と輸出先について考察した。次に、日独戦争後、山東省の落花生貿易において、各国商人の勢力がどのように推移していたのかを見ていき

たい。日独戦争の直後、山東省の落花生油の輸出は一時、完全に中国商人の支配下にあった。外国商人は山東省の落花生市場から締め出されたのである。三井物産・鈴木商店・東和公司などの日本商社は、落花生油の輸出を試みたが、大正 4（1915）10 月までその輸出高は 500 担にすぎなかった[23]。

このような状況は、青島の日本占領当局の関与によって変化することになる。日本占領当局だった青島軍政署は、大正 4（1915）年 10 月に青島の落花生の取引について日本商人に、「今日迄の不況を打破し大に活気を呈するならんと信ず邦商のこの業に従事するものは外商の未だ手足を伸ばし能はざる今日に於いて能く支那の取引商人と連絡を保ち他日彼等をして一指だも染め能はざる確固たる取引の根底を成すに努力する成く希望せざるを得ず」と呼びかけた[24]。

これに呼応して、三井物産・湯浅洋行・峰村洋行・東和公司・鈴木商店・岩城洋行・泰利洋行などの日本商社は山東省の落花生・落花生油の取引に乗り出した[25]。日本商人の落花生・落花生油の取扱高も大幅に増加し、中国商人を圧倒していくことになった。山東省の落花生･落花生油の貿易における日本商人の勢力について、陳訓昶は「山東之落花生業（続）」と題する大正 8（1919）年 7 月の『農商公報』の記事の中で、「青島においては、中国商人の手によって上海・広東・香港に移出した落花生・落花生油はそれぞれその総移輸出高の 5 分の 1・10 分の 1 にすぎない、その他は全て日本商人の取り扱いに属している」と述べている。また、同記事には、中国商人の「毎年の卸売り額は日本商社 10 数社の営業額の 1 割、2 割程度にも及ばなかった」とも記されている[26]。このように、山東省の落花生・落花生油の貿易において日本商人の勢力が拡大していったことがわかる。

しかし、こうした状況は長くは続かなかった。大正 9（1920）年に日本で戦後恐慌が発生したことがその要因であった。青島の日本商人もその影響を受けて落花生の取引を中止するものが続出した。さらに、青島が大正 11（1922）年 12 月に中国に返還されたため、日本商人は、優遇課税政策など貿易上の有利さを失ってしまった。これを契機に落花生・落花生油の取引から撤退する日本商人が多数現れた[27]。

山東省の落花生・落花生油の取引において、広東商人を中心とする中国商人および欧米商人の勢力が大きくなっていった。それは、既述の広東省の落花生・落花生油への需要の増大および落花生・落花生油のヨーロッパ販路の回復によるものだった。大正 9（1920）年以降は、香港などの広東地域の落花生への需要が急激に増大した。広東商人は、山東省など中国北部の落花生を香港に輸送して荷造り後、神戸や横浜を経由せずにヨーロッパやアメリカなどに直接輸出していた。この輸出は、ほとんど外国商人の手を経ずに中国商人の名義で行われていた[28]。一方、欧米商人は、第一次世界大戦後、ヨーロッパ各国の経済力の

回復にともない、山東省の落花生のヨーロッパ向けの輸出を再開させた。大正 10（1921）年に落花生を直接、ヨーロッパに輸出した欧米商社はイギリスの和記洋行とドイツの東萊貿易 2 社にすぎなかったが、大正 11（1922）年には 6 社、大正 12（1923）年には 14 社に急増した[29]。

青島が中国に返還された前後において、青島の落花生貿易における各国商人の勢力を表 3.5 から確認したい。表 3.5 は、青島における大正 11（1922）年 6 月から大正 12（1923）年 1 月までの各国商人の落花生の取扱高をまとめたものである。表 3.5 によると、青島が中国に返還される直前にあっては、青島の落花生輸出において中国商人・日本商人・外国商人が鼎立する状態にあった。

表 3.5. 青島における各国商人の落花生輸出高

	FAQ	粒物	殻付落花生	総計	比率
日本商人	7,613	9,695	5,011	22,319	34
外国商人	13,607	1,826	5,243	20,676	31
中国商人	22,558	845	119	23,521	35
合計	43,778	12,366	10,373	66,517	100

出所：神戸高等商業学校 編「青島の落花生輸出上に於ける大連の仲継貿易」『海外旅行調査報告. 大正 13 年夏期』、1925 年、332 頁。

大正 15（1926）年頃、山東省の落花生のヨーロッパ向け輸出において、デンマークの宝隆洋行（東亜商会）はすでに優位を確立していた。三井物産・大杉洋行・吉沢洋行などの日本商社はその後塵を拝した[30]。日独戦争のため山東省から撤退した禅臣洋行などのドイツの商社は再び山東省の落花生貿易に参入するようになり、勢力を復活していった[31]。一方、アメリカの商社は、青島に代理店を置き、日本商社の仲介を経ずに落花生・落花生の直接輸入を試みた[32]。

以上、山東省における落花生貿易の状況を概観した。それらをまとめると、次のようになる。明治 41（1908）年のドイツ商人による落花生のヨーロッパ販路の開拓を契機に、山東省の落花生貿易は、飛躍的な発展を遂げていった。日独戦争後、山東省の落花生貿易は、一時的不振はあったものの、アメリカにおける落花生・落花生油の需要の増大によって活況を取り戻していった。山東省の落花生貿易において、日本商人は、青島の日本占領当局の支援によって優位を得ることができた。しかし、戦後恐慌、青島の返還などの影響により日本商人は、その優位が次第に中国商人と欧米商人に奪われていった。

第 2 節　三井物産の落花生・落花生油の取引

山東省における落花生貿易の状況を踏まえた上で、次に三井物産がどのようにそれらの取引に関与していたのかを分析する。まず、三井物産の落花生・落花生油の取扱額を表 3.6 から確認する。表 3.6 は三井物産の青島支店の落花生・落花生油の取扱額を示したものである。

表 3.6　青島支店の落花生・落花生油の取扱額（単位：円）

	落花生	落花生油	総計
大正 6 年	363,743	557,397	921,140
大正 7 年	167,239	3,394,628	3,561,867
大正 8 年	346,052	4,832,356	5,178,408
大正 9 年	2,511,267	3,589,246	6,100,513
大正 10 年	57,975	506,292	564,267
大正 11 年	1,924,000	1,846,000	3,770,000
大正 12 年	1,137,000	2,070,000	32,070,00
大正 14 年	233,000	1,928,000	21,610,00
大正 15 年	2,105,000	2,918,000	5,023,000
昭和元年	2,245,000	2,743,000	4,988,000

出所：1917 年～1921 年は『大正 10 年 6 月支店長会議資料青島支店』（物産 354）37-38 頁による。1922 年～1926 年は三井物産青島支店各期「考課状」による。

備考：1917 年～1921 年の落花生欄は殻無落花生のみの統計である。当時三井物産の殻付落花生の取扱額は極めて限定的なものである。

表 3.6 によると、大正 6（1917）年以降、三井物産の落花生・落花生油の取扱額は急激に増加したことがわかる。それが、戦後恐慌と青島の返還によって一時不振だったものの、その後漸次回復していったことも確認できる。また、落花生油の取扱額が恒常的に落花生のそれを上回ったことも指摘しておきたい。

三井物産が、青島の落花生貿易において占めていた地位を表 3.7 から確認したい。表 3.7 によると、青島の落花生・落花生油輸出高に三井物産が占めていた比重は、大正 6（1917）年には 6.6%・21.5%、大正 9（1920）年には 5.7%・14.9%であった。落花生の輸出より落花生油の輸出の方が優位にあったことが確認できる。

表 3.7　青島の落花生・落花生油総輸出高および三井物産輸出高（単位：トン）

		落花生	落花生油
大正 6 年	総輸出高	24,456	14,785
	三井物産輸出額	1,621	3,171
	比率	6.6%	21.5%

大正 9 年	総輸出額	65,553	24,846
	三井物産輸出額	3,710	3,712
	比率	5.7%	14.9%

出所：『大正 10 年度支店長会議報告穀肥部』（物産 350）、1921 年、43 頁。

とりわけ、欧米向けの落花生油の輸出において、三井物産が優位にあったことがわかる。上海支店長の藤村義朗が、大正 4（1915）年 7 月 8 日の支店長会議で「我社将来ノ対支商売拡張策ハ支那ト外国間ノ貿易ニ向テ極力発展ヲ図ルニ在リ」と発言しているように、三井物産は中国の第三国向け貿易を重視していた[33]。

従来、三井物産の中国東北地域の大豆・大豆油のアメリカ向け輸出貿易が注目されきた。しかし、三井物産にとって、大豆油より落花生油の方が、国際的に重要な品目だったのである。大正 9（1920）年 5 月から 9 月までの間、アメリカは 212,876 担の落花生油を輸入していた。三井物産の取扱高は 108,791 担であり、アメリカの落花生油の総輸入高の 51.1% を占めていた。それに対して、同期に三井物産の大豆油取扱高がアメリカの大豆油総輸入高（348,171 担）に占めていた比重は 12.5%（43,392 担）にすぎなかった[34]。

アメリカだけでなく、三井物産は山東省落花生油のヨーロッパ向け輸出においても、重要な地位を占めていた[35]。表 3.8 は青島の落花生油の欧米向け輸出高をまとめたものである。時期はやや後になるが、三井物産は、大正 12（1923）年から大正 14（1925）年にあって常に青島の落花生油の欧米向け輸出高の半数ほどを占めていた。落花生油の対照的に、青島支店の落花生取扱高は、大正 13（1924）年には 5,750 トン、大正 14（1925）年には 7,542 トンで両年とも青島総輸出高の 4%にすぎなかった。

表 3.8　青島の落花生油の欧米向け輸出高（単位：トン）

	総輸出高	三井物産輸出高	比率
大正 12 年	8,995	5,972	66.5%
大正 13 年	15,448	6,924	44.82%
大正 14 年	14,711	5,828	39.62%

出所：『大正 15 年度支店長会議穀肥部報告』（三井文庫所蔵資料川村 16）、1926 年、41-42 頁。

三井物産が青島の落花生・落花生油の輸出、特に欧米向け輸出において、このような優位を築くことができた要因について、そのアメリカ向け落花生・落花生油取引に焦点を当てて分析する。

三井物産は、世界市場において取引先の要求に応じた品質の維持に細心の注意を払って

いた。第一次世界大戦勃発後、アメリカの落花生・落花生油の需要の増加にともない、三井物産はアメリカに良質な落花生・落花生油を大量に輸出しようとした。そこで問題になったのは山東省の落花生・落花生油の品質とアメリカへの輸送力である。三井物産がこれらの問題にどのように対応していたのかを見ていきたい。

第 1 に、山東省の落花生・落花生油の品質について考察する。この品質の点について、①落花生の規格の統一と②落花生油の搾取方法を取り上げて考察する。

①落花生の規格の統一から見ていくことにしよう。まず三井物産が対応しなければならなかったアメリカ側の要求を確認する。アメリカの市場は、落花生の品質に対して高い水準を求めていた。アメリカ側の要求は多様であったが、特に重要だったのは落花生の大きさである。アメリカに輸出する殻無落花生は、1 オンスに含まれる粒数によって品質を表し、28 粒・30 粒・32 粒・34 粒・36 粒・38 粒・40 粒・42 粒と 8 等に選別されており、粒物と通称されている。28 粒がもっとも大きくて、その価格ももっとも高い。28 粒以下は粒の大きさの減少にともない、その価格は段階的に安くなる[36]。この粒物の取引には一定の規模の選別設備が必要であった。

三井物産は、この落花生の選別に、的確に対応したのである。この点を、大正 8（1919）年 9 月 4 日に開催された支店長会議の席上における青島支店長であった飯塚重五郎の発言から確認する。飯塚は「落花生ノ実ハ戦争ノ為メ一時中絶シタレトモ最近米国方面へ製菓用原料等ニテ需要増加シ大分粒選品ノ輸出ヲ見ルニ至リタルカ、此取扱ニハ多少設備ヲ要シ機会ヲ以テ精選セサルヘカラス、従テ其設備ナキ為メ余リ取扱フコト能ハサリシモ、今後此商売ニモ力ヲ尽シ大ニ活動セント其準備ニ着手シツヽアリ」[37]と述べている。

三井物産の青島支店は、これを受けて 1 棟の倉庫を落花生の選別に当てた。さらに、落花生の精選器を 1 台据え付け、20 台に及ぶ落花生の手選台を設置した[38]。このように、三井物産は、落花生の選別設備の整備によって粒物の取り扱いに参入し、その優位を獲得することに成功した。

②として落花生油の搾取方法について分析する。三井物産は落花生油の品質について落花生以上に注意を払っていた。三井物産は、第一次世界大戦の勃発後、アメリカにおける落花生油への需要が増加したことを商機と捉え落花生油の取引を開始する。ここで問題だったのは山東省の落花生油の品質が悪いことであった。中国人の落花生油の生産者の搾油器は旧式であった。これによって搾取された落花生油は不純物が多く、品質が悪かった。さらに落花生油は中国の奸商によって水や豆油などが混入されていることがしばしばあった。これが山東省の落花生油の品質を低下させる要因の 1 つであった。これらの落花生油は中国人の食用に供する場合には問題にならなかったが、海外、とりわけアメリカへの輸

出品としては不適格であった[39]。

そこで、日本商人は青島に落花生油工場を設立し、中国人から購入した粗製落花生油を自前で精製するようになった。峰村洋行は青島において初めて落花生油工場を大正 3 (1914) 年 12 月に設立した。これに続いて、湯浅洋行・鈴木商店・東和油坊・吉沢洋行などの日本商社も落花生油工場を開設するようになった。三井物産も、大正 7（1918）年 1 月に青島市若鶴町に三井油坊を設立している 。

日本商社は青島において十数軒の落花生油工場を設立したものの、その製油機械は上海・神戸のそれには及ばなかった。このため、海外における山東省の落花生油の信用が高くなることはなかった。たとえば、大正 9（1920）年に峰村洋行・吉沢洋行によって日本に輸出された落花生油は、運送の途中で品質が劣化したため、数百箱が青島に返送された[40]。これは一例であるが、青島で製造された落花生油は、上海や神戸で製造された優良な落花生油に圧倒されたままであった。大正 9（1920）年のアメリカの市場においては、上海および神戸で製造された落花生油の相場は山東のそれに対して 2 ドルほど高かった[41]。

こうした状況の中で、三井物産は他の落花生取扱商に先駆けて、落花生油の品質向上に力を注いだ。この品質向上にあってとりわけ重要だったのは三井物産が自前の落花生油試験所を設置したことである。この試験所で落花生油の品質審査を行い輸出向けの落花生油に「品質証明証」を付したのである[42]。アメリカの落花生取扱商は、大正 9（1920）年に落花生油の品質の保証を要求し、保証付きの落花生油に対して二円から三円の高値で取引するようになった。青島の落花生取扱商の多くは、精製油設備が不完全であったため、その品質保証を得られなかった。それゆえアメリカの落花生油市場において、これら落花生取扱商はつねに不利な立場にあった[43]。三井物産はアメリカ市場において、他の落花生取扱商を圧倒できたのは、落花生油試験所を整備し落花生油の品質を保証したことがその要因の 1 つであったと考えられる。

以上、三井物産が落花生・落花生油の取引で成功した要因、すなわち取引先の要求に応じて、落花生・落花生の品質を向上させること（落花生の規格の統一と落花生油の品質保証）について考察した。

第 2 に、山東省の落花生と落花生油の輸送について考察する。三井物産は、この点においても他の地域の落花生取扱商を圧倒した。アメリカにおける落花生・落花生油の需要は、第一次世界大戦後に急激に増大したが、青島とアメリカの直航航路は大正 9（1920）年までに就航されていなかった[44]。そのため、山東省の落花生・落花生油は、一般的には上海・神戸・横浜などで積み替えられてアメリカに再輸出された。

三井物産はこうした状況を打破して、落花生油をアメリカに直輸出することを試みた。

三井物産は、大正 5（1916）年 12 月、各支店の穀物肥料の取引を統一的に管理するために穀肥部を設置した。落花生・落花生油取引も穀肥部の所管下に入った。そして、三井物産は、大正 7（1918）年 8 月、青島に穀肥支部を設置した。穀肥部の指導のもと、三井物産の青島支店と大連支店が連携して、落花生油をアメリカに直輸出することに成功する。次に、この経緯を考察する。

三井物産大連支店はシアトルに大豆油を直接、輸出するために、大連とアメリカ間の直航航路を大正 5（1916）年の春季に就航させた。これ以後、三井物産は大豆油の需要に対応して、毎月数回船をシアトルに運航させた[45]。

三井物産青島出張所は、大連支店のアメリカ行きの直航船を利用して、落花生油をアメリカに直接輸出できるようになった。また、三井物産シアトル出張所は同地で特殊な埠頭を設置して、船舶中の落花生油を倉庫に直接入れ替えられるように整備した[46]。一方、三井物産に対抗する落花生取扱商—鈴木商店・三菱商事など—は落花生油を神戸に積み出して、そこからアメリカに再輸出する方法しかなかったため、三井物産のそれとの価格差を解消することができなかった。大正 7（1918）年下半期に青島の落花生油の輸出高は 111,903 函である。その中で、三井物産の青島支店は 55％（62,000 函）を占めていた。大正 8（1919）年 9 月に開催された支店長会議の席上で青島支店長だった飯塚重五郎は、青島支店の落花生油の取扱高が対抗する落花生取扱商のそれを凌駕したのは、大連支店のアメリカ行き直航船を利用できたからであると証言している[47]。

以上のように、三井物産が山東省の落花生、特に落花生油の取引において優位に立つことができたのには 2 つの理由があった。第 1 は、落花生・落花生油の取引に必要な設備と技術を重視し、取引先の要求に応じてその品質の改善に努めたことである。第 2 は、各支店が連携して、落花生・落花生油の輸送コストを低減させたことである。

第 3 節　三井物産の落花生・落花生油の買付

前節では、落花生・落花生油の輸出面における三井物産の活動を検証した。その一方で、落花生・落花生油の買付面において、三井物産の活動は必ずしもそれほど積極的ではなかった。本節では、三井物産が落花生・落花生油をどのように買い付ていたのか、という点を考察する。三井物産が巨大な商社であったためその資金力を使って大規模な買い付けを展開したように推定されるところであるが、本章で考察するように、三井物産は、各地域における中国商人の特質や商慣習などの状況を十分に踏まえて落花生・落花生油を買い付けていた。

山東省における落花生の買付方法を最初に確認する。それは、時期により変化があるが、

青島買付と奥地買付に大別することができる。この点を考慮しながら分析を進める。

まず、日独戦争前の落花生の青島買付の状況を示す。一般には、落花生の出回り時期になると、青島の外国商人は買弁や問屋を介してできるだけ多くの見本を入手して、それをヨーロッパや中国南部の本店または取引先に送付する。見本が取引先の意向に合致すると、青島の外国商人は初めて買弁に必要な量の落花生の注文を出す[48]。買弁は、給料を得る以外に、売買の取引高に対して2%の手数料を得ることができた。このように、青島の外国商人は、買弁を通じて青島で落花生を買付るのが慣例であった。

一方、落花生取引に用いる量器・評価など山東省の各地域における商慣習には大きな相違があった。そのため、落花生取引に対する豊富な経験を有する商人でなければ、奥地買付は困難であった[49]。奥地買付を行った青島の落花生取扱商もいたが、以上のような原因でその買付は極めて限られたものであった。

次に、日独戦争前の山東省における落花生の買付状況を踏まえて、湯浅洋行と比較しながら、三井物産の落花生買付方法を考察する。日独戦争前にあっては、山東省において落花生取引に従事していた日本商社は三井物産と湯浅洋行のみであった。湯浅洋行は山東省の奥地まで手広く買付を試みたが、落花生の品質の選択・乾燥・荷造りなどの点で熟達していなかったため、取引で失敗して損失を出すことが多くあった[50]。それでも湯浅洋行は失敗を恐れず、さらに落花生の奥地買付に全力を注いだ。山東省における落花生の集散の中心である済南はもとより泰安・大汶口・藤県・沂州などの落花生産地に出張員を派遣して、中国やドイツの商人と競合しながら積極的に落花生を買い付けた[51]。湯浅洋行と対照的に、三井物産は青島買付を優先し、奥地買付の方法を採用しなかった。

以上が日独戦争前における三井物産の落花生の買付方法である、日独戦争後にそれは大きく変化することになる。三井物産の買付方法の変化を考察する前に、日独戦争後における山東省の落花生の買付状況を確認しておきたい。

第一次世界大戦後、落花生の輸出の増加にともない、山東省の落花生の買付状況が変化する。手数料を節約するために買弁と問屋を経由せず自ら店員を産地に派して、生産者から直接落花生を買い占める商人が多く現われるようになったのである。多くの日本商人は、済南さらには大汶口などにまで買付に行くようになった[52]。こうした状況のなか、三井物産がどのように落花生を買い付けたのかを見ていきたい。

済南は、山東省の首府であり、山東省における落花生・落花生油のもっとも重要な集散地でもあった。青島の落花生取扱商は、膠済鉄道を通じて落花生・落花生油を済南から青島に輸送した。その移出高は、大正 4（1915）年に 12,096 担・15,960 担であったものが、大正 5（1916）年には 403,230 担・122,130 担に激増した。山東省の落花生・落花生油の中

心的な市場は青島から済南に移っていたのである[53]。

三井物産の青島出張所は、このような落花生・落花生油の市場の変化に速やかに対応した。同出張所は、大正 5（1916）年の秋季、初めて済南から落花生を買い付け、上海支店と取引関係のある落花生油の取扱商に売却したのである。また、同出張所はこの時期、数回にわたって落花生の取引を行い合計で 25,000 担ほどの取り扱いになった。この取引は大きな利益を生んだため、上海支店長の藤村義朗は落花生の取引について、大正 6（1917）年 6 月 19 日に開かれた支店長会議の席上で「此ノ商売ハ落花生油とともに将来当社支那ニ於ケル取扱商品トシテ大高ノ商売トナルニ至ラン」と報告している[54]。三井物産が落花生と落花生油の取引に期待していたことがうかがえる。

次に山東省のもっとも重要な落花生の生産地である大汶口を中心に、落花生の奥地買付について考察する。

大汶口は泰安県の小さな町にすぎなかったが、大正元（1912）年に全線開通された津浦鉄道が状況を一変させた。津浦鉄道の開通によって大汶口は山東省におけるもっとも重要な落花生の集散市場となった。大汶口において、殻無落花生の移出高は大正 4（1915）年に 97,500 担、大正 5（1916）年に 153,000 担、大正 6（1917）年に 228,000 担であり、年々増加していた。それと同時に、その落花生油の輸出額も 10 万ないしは 15 万簏に達していた[55]。

落花生の集散期に入ると、済南・青島・鎮江・上海・広州より大汶口に来集する商人の出張員の数は、大正 7（1918）年 4 月の済南領事館の「山東産落花生及落花生油」と題する報告によると、80 余名に達していたことがわかる。日本商人は大汶口において大きな勢力を持っていた。湯浅洋行をはじめとして 10 軒ほどの日本商社の出張員が大汶口に滞在して、落花生の事情を恒常的に済南や青島の本店に報告し、値段が引き合えば直に落花生を買い付けていた[56]。

日独戦争後の日本商人はそれ以前より積極的に奥地買付を行ったとはいえ、これまであった外国商人の奥地買付の障害が解消されたわけではなかった。むしろ、取引規模の増大にともない、奥地に入れば入るほど、その障害が増加していった。これを大汶口の落花生の先物取引を例に考察する。済南などで先物取引の場合には、落花生取扱商は同地の問屋と契約を結び、手付金を渡すのが慣例であった。しかし、大汶口では、済南などと違い、契約の際に手付金だけでなく取引の全額を問屋に譲渡しなければならなかった。これは大汶口の問屋の資産力が乏しく、買手から受領した資金によって落花生を買い付けていたためである。

こうした状況を変革するために、日本商人は、大正 6（1917）年に協議して、まず手付金を 7 割とし少しずつその金額を少なくするように大汶口の問屋と交渉した。しかし、中国

商人がこれまでの商慣習に従って取引の全額を問屋に譲渡したため、落花生はほとんどが中国商人に売却されることになった。日本商人は、これに対抗できず、依然として落花生取引の全額を大汶口の問屋に前渡すことを余儀なくされた[57]。

以上のように、日独戦争後、大量の資金を要するなど外国商人の奥地買付を制約する要因は依然として存在しており、それは日本商人の奥地買付を阻害していたのである。

また、ここで注意したいのは、大正 6（1917）年ないしは大正 7（1918）年に、日本商人が、盛んに済南・大汶口など山東省の奥地で落花生を買い付けたのは決して落花生の奥地買付の利益に引かれただけではなかったということである。これには第一次大戦による銅価の変動が関係していた。第一次世界大戦によって中国の銅価が急激に上がったため、青島港から銅銭が盛んに輸出されるようになった。日本商人も競って山東省の奥地に出張員を派遣して銅銭を買い付けるようになったのである。この銅銭の買付の副業として奥地での落花生・落花生油の買付が行われたのである。その後、銅銭輸出の衰えによって、これらの日本商人の多くは奥地から出張員を引き上げるようになった。これによって日本商人の落花生の買付の中心が再び青島になるのである[58]。

済南の落花生の取引における日本商人の地位も、戦後恐慌と青島の還付などによって後退していた。大正 9（1920）年以前にあっては三井物産・鈴木商店・東和公司・大東公司・吉沢洋行・湯浅洋行・安部洋行などの日本商社は活躍していたが、大正 12（1923）年になると、活動を維持できた日本商社は三井物産・鈴木商店・隆和公司だけになった。大正 12（1923）年には、それぞれの落花生取扱高は 28,000 担、680 担、500 トンであった[59]。三井物産は、鈴木商店・隆和公司を圧倒的に凌駕していたのである。

三井物産は、済南・大汶口などの奥地での落花生・落花生油の買付を行ったものの、その買付の中心は依然として青島であった。また、他の落花生取扱商と比べると、その買付方針も極めて慎重であった。落花生・落花生油の買付は複雑かつ危険であったため、三井物産はその情報の収集力を生かして、市場状況を掌握した上で落花生・落花生油を買い付けていた。次にこの三井物産の情報の収集とリスク回避の関係を考察する。

ここでは大正 14(1925)年の青島における落花生の取引の事例を取り上げる。大正 14(1925)年に、青島の落花生取扱商は落花生の豊作を予想して、同年の 3 月頃からヨーロッパの商人に対して大量の先物取引の契約を結んだ。しかし、五・三〇運動などの反日運動が鎮まらず、さらには大正 14(1925)年 10 月に上海の利権をめぐって浙江軍務督弁の孫伝芳と奉天派との浙奉戦争が起きるなど、治安が悪化した。このような治安の悪化により津浦鉄道と膠済鉄道の貨車は奉天派傘下の山東軍務督弁の張宗昌の軍隊の徴発を受けることになる。これにより一般貨物の輸送が停滞した。これらの鉄道によって青島に輸送されていた落花

生の数量も急激に減少することになった。落花生の取引の売り手である中国人はそれを不可抗力として、落花生・落花生油を引き渡さなかった。一方、買い手であるヨーロッパの商人はそれを不可抗力とは認定せず、契約の履行を求めた。そのため、青島の落花生取扱商はやむを得ず、青島附近の市場から落花生・落花生油を高値で買い付け、それをヨーロッパへ積み出して契約を履行した。これによって、宝隆洋行・鈴木商店・峰村洋行・吉沢洋行・藤田洋行など大手の落花生取扱商は少なくない損失を被った。

宝隆洋行は、損失を受けたため、経営方針を緊縮主義と転換した。鈴木商店は継続的な不振に見舞われた。峰村洋行や吉沢洋行も経営困難に陥った。藤田洋行はイギリスの香港上海銀行に多額の負債を残して閉店した。この時期、青島の落花生取引において三井物産に対抗できた商社は三菱商事と日清だけだった[60]。

ここでは大正 14(1925)年の青島における落花生の取引の事例を取り上げる。大正 14(1925)年に、青島の落花生取扱商は落花生の豊作を予想して、同年の 3 月頃からヨーロッパの商人に対して大量の先物取引の契約を結んだ。しかし、五・三〇運動などの反日運動が鎮まらず、さらには大正 14(1925)年 10 月に上海の利権をめぐって浙江軍務督弁の孫伝芳と奉天派との浙奉戦争が起きるなど、治安は大きく損なわれたままであった。このような治安の悪化により津浦鉄道と膠済鉄道の貨車は奉天派傘下の山東軍務督弁の張宗昌の軍隊の徴発を受けることになる。これにより一般貨物の輸送が停滞した。これらの鉄道によって青島に輸送されていた落花生の数量も急激に減少することになった。落花生の取引の売り手である中国人はそれを不可抗力として、落花生・落花生油を引き渡さなかった。一方、買い手であるヨーロッパの商人はそれを不可抗力とは認定せず、契約の履行を求めた。そのため、青島の落花生取扱商はやむを得ず、青島附近の市場から落花生・落花生油を高値で買い付け、それをヨーロッパへ積み出して契約を履行した。これによって、宝隆洋行・鈴木商店・峰村洋行・吉沢洋行・藤田洋行など大手の落花生取扱商は少なくない損失を受けることになった。デンマークの宝隆洋行は、損失を受けたため、経営方針を緊縮主義と転換した。鈴木商店は継続的な不振に見舞われた。峰村洋行や吉沢洋行も経営困難に陥った。藤田洋行はイギリスの香港上海銀行に多額の負債を残して閉店した。この時期、青島の落花生取引において三井物産に対抗できた商社は三菱商事だけであった[61]。

一方、三井物産は、上記の影響をかなり低く抑えることができた。なぜなら、三井物産は、落花生の出荷される前にその作柄などについて調査した上で買付方針を決定していたからである。三井物産は、店員を山東省さらに河南省の奥地にまで出張させて落花生の作柄は勿論のこと治安などの情報も綿密に収集していた。この調査によって、戦争が勃発すると判断した三井物産は、リスクを回避するために、落花生の先物契約を手控えて、ヨー

ロッパからの注文に対して慎重な態度を取ったのである。これによって三井物産は 20 万円の損失を免れることができた[62]。

落花生油の取引において、三井物産は落花生取引に対してさらに慎重であった。落花生油・落花生の産地はほぼ同一であるが、その買付方法は大きく異なる。日本商人は主に青島で落花生油を買い付け、奥地での買付はほとんど行わなかった。なぜなら、落花生油の奥地買付は、落花生のそれよりも複雑であり、リスクが大きいためである。とりわけ日本商人は落花生油の中の豆油などの混合物の識別に不慣れであり、さらに運輸の途中に落花生油が漏れる危険性もあった。青島での買付ならば、中国の落花生油商が落花生油を青島の日本商の倉庫または工場で渡したため、落花生油が輸送の段階で喪失するリスクを回避でき、落花生油に混合物が見つかった場合にも容易に対処することができた[63]。

三井物産は、このような落花生油の奥地での買付のリスクを回避するために青島での買付を選択した。その落花生油の取引が落花生の取引よりも慎重に行われていたことを大正 8（1919）年の青島の落花生油の相対売買の事例から考察する。まず相対売買とは、売り手と買い手が問屋または取引所などの仲介者を入れず、双方の合意によって価格・数量・決済方法などを決めて取引し、売買契約を締結する方法である。大正 8（1919）年に多くの日本商は落花生油価格の上昇を見込んで、青島で落花生油の相対売買を行った。彼らは購入した落花生をすぐに他の日本商人に転売して相場の価格差で利益を得ようとした。こうして、落花生油は複数の商人に転売されて、その価格も日々高騰していった。さらに落花生油の産出量は事前には分らないので投機的な売買が行われ、落花生が大量に買い占められることもあった。そして河南省の落花生油にまで売買の範囲を拡張していった。青島の日本商人は朝鮮や満州からも移住して投機性を求める者が多かった。さらに、当時、山東問題が未解決であったため長期的な商取引を展望するのではなく目前の利益を青島の日本商人は優先した[64]。

しかし、落花生相場の変動はこれらの日本商人の予期に反して、大正 9（1920）年春季から暴落の一途を辿っていった。これによって多くの落花生取扱商は大きな打撃を受け、倒産したものも少なくなかった。この影響を免れて、営業を維持できたのは三井物産と鈴木商社の 2 社にすぎなかった[65]。三井物産がこのような損失を免れたのは、これまで見てきたように落花生油取引においてリスクを避けるという慎重な商取引の方針があったからである。三井物産が落花生・落花生油取引という複雑な市場構造の中でリスクを見極めることができたのは情報収集の能力に負うところが大きいと推定される。

以上に見てきたように、山東省における落花生・落花生油の買付において、三井物産は日独戦争前にそれに着手し、日独戦争後には奥地まで活動範囲を拡張して良好な成績を収

めた。しかし、落花生・落花生油の買付方法やそれに要する経費などを考慮して、三井物産は利益を上げるよりもリスクの回避を優先することがあった。

既述のように、上海支店長の藤村義朗は、落花生の取引によって得た利益に鼓舞されて、大正 6（1917）年 6 月 19 日の支店長会議の席上で、落花生と落花生油は中国における三井物産の有望な取扱商品になると報告していた。しかし、同会議中、藤村はまた次のようにも述べている。落花生・落花生油などの穀物肥料の取引は取扱方法が複雑で人手と経費を多く要したため、満州における大豆のような地位を獲得するまでにはならない[66]。このように、三井物産は地域の商慣習やリスク回避を考慮しながら落花生・落花生油の取引に従事していた。

小括

本章の課題は、中国における三井物産の商品取引の特質を落花生・落花生油を素材に解明することであった。特に、複雑な条件の中での取引を求められる落花生・落花生油を素材として分析することで、中国における三井物産取引の特質がより明確になる、と予想して考察を進めた。日独戦争前、三井物産は湯浅洋行とともに、日本商社として山東省の落花生・落花生油取引に率先して参入していった。青島の日本占領期に入ると、その落花生の取引、特に落花生油の取引は隆盛を極めた。青島が中国に返還されたあと、三井物産は中国商人の勢力の増大および欧米商の復帰によって山東省の落花生・落花生油の取引における地位を後退させていった。しかしながら、日本の商社のなかでは依然トップの地位にあった。青島の日本占領期前後を通じて、山東省の落花生・落花生油の取引において、三井物産は継続して活動しつづけた唯一の日本商社であった。三井物産がこのような地位を維持できたのは、次のような 3 つの理由による、と考えられる。

第 1 は、三井物産が、各支店の連絡と連携を重視し、世界市場に着眼して取引を展開させたことである。三井物産は日本を代表する商社であり、世界各地で活動を展開していた。その活動は日本と世界を結ぶだけでなく、世界のいろいろな地域を直結させ、ネットワークを形成させていた。山東省の落花生のヨーロッパへの販路が開拓されて以来、落花生は重要な国際商品となった。世界中に営業網を築きあげた三井物産は、その支店間の連絡と連携を円滑にして、落花生を世界市場に大量に輸出することができた。落花生をアメリカに輸送する場合を例に取れば、それは、仕入れ店の青島支店と仕向け店のシアトル出張所はもとより、それを仲介した大連支店の活動が大きな役割を担っていた。

第 2 は、三井物産が、取引先の要求に応じて、商品の品質を向上させることができた点である。山東省の落花生・落花生油の取引における三井物産の地位が向上した契機は、第

一次世界大戦後にあってアメリカの落花生・落花生油への需要の増大であった。三井物産は落花生精選器や落花生油坊さらには落花生油の試験所などを整備して良質な落花生・落花生油を生産し、アメリカに大量に輸出することに成功した。

第 3 は、三井物産が、時勢や状況に順応して取引方針を調整したことである。その調整は多くの場合、慎重な取引を選択する傾向にあった。山東省、とりわけその奥地における落花生・落花生油の取引方法は極めて複雑であり、経費・設備・人材を多く必要とし、そしてリスクが大きかった。これに対して、三井物産は、その情報収集力を生かして、堅実な取引を選択した。これによって、リスクを避けることができた。

以上の 3 点が、山東省の落花生・落花生油の取引において三井物産の成功した理由であり、またそれらの取引から見た中国における三井物産の商品取引の特質でもある。

注

---

[1] 山口和雄『近代日本の商品取引：三井物産を中心に』東洋書林、1998 年。

[2] 塚瀬進「中国東北地域における大豆の取引の動向と三井物産」、江夏由樹他編『中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005 年、70-84 頁。

[3] 「清国山東省ノ経済状況」1910 年 4 月 2 日付『通商彙纂』1910 年第 41 号。「中国落花生之産状況」『銀行週報』第 5 巻 35 号、1921 年 9 月、21 頁。

[4] 許道夫編『中国近代農業生産及貿易統計資料』1983 年、198-199 頁。

[5] 漢声「万国商場中之落花生」『協和報』第 6 巻第 14 期、1916 年、10 頁。

[6] 山東省の落花生貿易を論じるものとして、霍栄「20 世紀前半中国山東省落花生の海外輸出」(『文化交渉東アジア文化研究科院生論集』第 6 号、 2016 年 11 月）を挙げることができる。

[7] 膠済鉄道とは明治 37（1904）ドイツによって完成され、青島と済南を結ぶ全長 393km の鉄道である。山東鉄道とも通称する。

[8] 津浦鉄道とは天津と南京対岸の浦口を結ぶ全長 1010km の鉄道である。山東省西部を縦貫し、済南で膠済鉄道と連結する。

[9] 「青島の外国貿易」『通商公報』第 217 号、1915 年 5 月。「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、10 頁。

[10] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 13 大正 8 年』丸善株式会社、2005 年、132 頁。

[11] 「青島の外国貿易」『通商公報』第 217 号、1915 年 5 月。

[12] 「香港に輸入する本邦品の行先の研究」『通商公報』第 94 号、1914 年 3 月。

[13] 簍とは柳枝で編んだ方台状の容器である。油の漏れを防ぐために、その内面および外面には桐油紙が貼ってある。容積は通常 180 斤である。

[14] 「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、14 頁。

[15] 「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、12-14 頁。

[16] 「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、12-14 頁。

[17] 通商局貿易通報課『山東ノ落花生及落花生油』1922 年、24-25 頁。

[18] 神戸高等商業学校編「山東に於ける落花生および落花生油」『海外旅行調査報告. 大正 12 年夏期』1924 年 1 月、192 頁。

[19] 「米国に於ける落花生及落花生油輸入額」『通商公報』第 782 号、1920 年 11 月。

[20] 「米国緊急関税法の影響」『青島実業協会月報』第 41 号、1921 年 6 月、19-20 頁。

[21] 「山東落花生の生産と商況」『東拓月報』第 4 巻 6 号、1923 年 6 月、106 頁。

[22] 神戸高等商業学校編「山東に於ける落花生および落花生油」『海外旅行調査報告.大正 12 年夏期』1924 年、194 頁。

[23] 「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、14 頁。

[24] 「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月、13 頁。

[25]「山東省における落花生及落花生油輸出状況」『通商公報』第671号、1919年11月。
[26] 陳訓昶「山東之落花生(続)」『農商公報』第5巻12冊60期、1919年7月。
[27] 神戸高等商業学校編「青島の落花生輸出に於ける大連の仲継貿易」『海外旅行調査報告. 大正13年夏期』、1925年、331頁。柳沢遊「1920年代前半期の青島居留民商工業」『産業経済研究』第25巻4号、1985年3月。
[28]「北支那産落花生油および実の香港輸入量増加の原因」『通商公報』第862号、1921年8月。
[29] 神戸高等商業学校 編「青島の落花生輸出上に於ける大連の仲継貿易」『海外旅行調査報告. 大正13年夏期』、1925年、332－333頁。
[30] 三井物産株式会社『大正15年度支店長会議穀肥部報告』(三井文庫所蔵資料川村16)、1926年、36頁。
[31] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録15大正15年』丸善株式会社、2005年、159頁。
[32] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録15大正15年』丸善株式会社、2005年、381頁。
[33] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録9大正4年』丸善株式会社、186頁。
[34]『大正10年度支店長会議報告穀肥部』1921年（物産350)、56頁。
[35] 三井物産株式会社『大正15年度支店長会議穀肥部報告』(三井文庫所蔵資料川村16)、1926年、42頁。
[36]「山東省に於ける落花生及落花生油輸出状況」『通商公報』第671号、1919年11月。
[37] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録13大正8年』丸善株式会社、2005年、132頁。
[38]『大正15年度支店長会議穀肥部報告』(三井文庫所蔵資料川村16)、1926年、96頁。手選台とは手で落花生を選別する時に使う作業台である。
[39]「山東省に於ける落花生及落花生油輸出状況」『通商公報』第671号、1919年11月。
[40]「青島の落花生及其油業」『上海日本人雑穀肥料同業組合月報』第3巻第11号、1921年11月、3頁。
[41]「青島に於ける油坊並に搾油業」『青島実業協会月報』第30号、1920年6月、7頁。
[42]「落花生實及落花生油」『青島実業協会月報』第32号、1920年8月、8頁。
[43]「青島に於ける油坊並に搾油業」『青島実業協会月報』第30号、1920年6月、11頁。
[44] 大阪商船会社は、シンガポールとニューヨークの間に運行するアムール丸を大正9（1920）年4月に青島に寄港させた。
[45]「大連シアトル線三井物産にて維持」『満州日日新聞』1919年11月26日付。
[46]「山東花生出口之調査」『新民報』第8巻第5期、1921年、15頁。
[47] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録13大正8年』丸善株式会社、2005年、132頁。『大正8年支店長会議穀肥部報告』(物産347)、5頁。飯塚は大正8年（1919）年の支店長会議で「唯今穀肥部長ノ報告ニ青島ノ豆油ノ取扱高ハ全体ノ七割、落花生油五割ニ達スル旨ヲ述ヘラレシカ、此ノ如ク取扱高ノ反対商ヲ凌クニ至リタルハ全ク大連店米国行直航船ノ船腹ヲ利用シ得ラルルカ為ニシテ、反対商ハ此ノ如キ武器を有セサル為総一旦神戸ヘ積出シ更ニ再輸出ヲ為ス為メ我々ノ値段ト開キヲ生シ、其結果我々カ優勢ノ位置ヲ占メ得ル次第ニシテ」と述べている。
[48]「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第3号、1915年10月、11頁。
[49]「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第3号、1915年10月、12頁。
[50]「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第3号、1915年10月、12頁。
[51]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[52]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[53]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[54] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録11大正6年』丸善株式会社、2004年、300頁。
[55]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[56]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[57]「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第520号、1918年5月。
[58] 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『大連附近諸港背後地欧米向商品事情』1929年、114頁。山東省における日本商人の銅銭取引については、庄維民『日本工商資本与近代山東』(社会科学文献出版社、2005年、177-178頁）を参照した。
[59]「山東省の落花生並同油生産状況」『経済週報』第110号、1925年7月、5頁。
[60] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録15大正15年』丸善株式会社、2005年、379-380頁。
[61] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録15大正15年』丸善株式会社、2005年、379-380頁。
[62] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録15大正15年』丸善株式会社、2005年、379-380頁。
[63]「山東省に於ける落花生及落花生油輸出状況」『通商公報』第671号、1919年11月。
[64] 青島における日本商人の投機性については柳沢遊の「1910年代日本人貿易商人の青島進出」(『産業経済研究』第27巻1号、1986年）を参照した。
[65] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録14大正10年』丸善株式会社、2005年、391－392頁。

[66] 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 11 大正 6 年』丸善株式会社、2004 年、299 頁。

第４章　三井物産と中国綿業

序説

三井物産は商品取引を主要業務とする商社であったが、産業資本にも深く関わっていた。特に、綿業においてその活動は活発であった。綿業は、近代の日本と中国の中軸産業である。

三井物産と日本綿業との関係については、これまで多くの研究がなされている。これらの先行研究によると、三井物産は、日本の紡績企業に原棉と紡績機械を供給する一方、その製品の販売を行っていたことがわかる[1]。すなわち、日本綿業の発展において、三井物産は流通面を支える役割を担っていたのである。

三井物産と中国綿業の関係についての研究も若干あるが、その関心の中心は三井物産と在華紡の関係にある。たとえば、高村直助氏らは、在華紡が中国資本紡や欧米資本紡に対して優位を確立した要因として、三井物産（その棉花部の後身たる東洋棉花株式会社も含む）をはじめとする日本の棉商の寄与を挙げている[2]。これらの研究は、在華紡とそれに関連した三井物産の棉花取引や綿製品取引を中心に考察している。しかし、中国紡績業における日本の経営や技術の移転の分野における三井物産の役割はほとんど考察の対象になってこなかった[3]。また、三井物産と中国資本紡との関係を研究の中心に据えたものは少ないのが現状である。

本章では、三井物産と中国綿業の関係を明らにすることを課題とする。具体的には、三井物産が中国綿業においてどのような活動を展開したのか、また中国綿業にどのような影響を与えたのか、といった問題を、中国資本紡との関わりに留意しながら考察する。この考察は日本の商業資本と中国の産業資本の関係の解明にもつながる。

第１節　棉花品質の改善と供給

三井物産の中国綿業への関与は、中国棉の輸入が契機となった。まず、19 世紀 80 年代の日本綿業を簡単に示しておきたい。明治 15（1882）年 5 月に大阪紡績会社の設立を嚆矢に、三重紡・天満紡・鐘淵紡・倉敷紡　・摂津紡・尼崎紡などの紡績企業が次々と設立された。いわゆる日本の紡績ブームである。これらの紡績企業の原棉への需要を、河内棉などの日本棉は満たせなかった。

大阪紡績会社は、明治 19（1886）年にそれまで原料としていた河内棉が不足であったため、中国棉を使用しはじめた。これを契機に、日本の紡績企業の原綿供給の中心が、中国棉に移ることになった。中国棉は、明治 22（1889）年の段階で、すでに日本の紡績企業の

原綿消費量の3分の2以上を占めていた。三井物産は、明治10（1877）年12月上海支店を開設して以来、少量であったが中国棉を輸入していた。紡績ブームに応じて、三井物産は中国棉の輸入を拡大していくことになる。

ここで問題になったのは、中国の綿繰技術であった。綿繰とは棉花（実棉）から種子を取り除く作業である。種子を取り去ったままの棉花の繊維部分は繰綿と呼ばれる。紡績に必要なのは棉花の繊維部分のみであったが、種子の重量は繊維部分のそれの 2 倍から 3 倍あった。輸送のコストを減らすためには、実棉ではなく繰綿を日本に輸入するのが通例だった。しかし、中国の綿繰技術の水準は低かった。中国棉は、通常、在来の手繰機で繰られたために繊維部分が断裂したり、種子を含有することが多くて紡績用には不向きであった[4]。

こうした状況に対応するために三井物産は、上海で綿繰工場（繰綿工場・軋花廠）を設置しようとした。しかし、日清戦争前において、日本人を含む外国人は中国で工場を設置する権利を持っていなかった。軋拉仏洋行などの欧米商社は中国で何度も紡績関連工場の設置を試みたが、いずれも中国の抵抗にあい失敗に終わった[5]。三井物産に先立ち、日本の秋馬商店（明治18年）と半田商店（明治20年）は上海で綿繰工場を建設しようとしたが、これらの試みも中国に封じられた。また、大阪紡績会社も明治 21（1888）年に上海に繰綿工場の建設を企図したが、同様な理由で断念した[6]。

有力棉商である内外綿会社は、中国において自前で綿繰工場を建設するのではなく、中国の綿繰工場から繰綿を購入るすることを選択した。内外綿会社は、明治 23（1890）年 9 月 1 日に中国資本紡の華新紡績新局傘下の華新軋花廠との間で横浜・神戸輸入棉花の一手販売契約を締結した[7]。華新紡績新局は、中国最初の紡績企業の 1 つであったが、綿繰業も兼営していた。内外綿会社は同会社の繰綿の日本での一手販売権を得たのである。その結果、明治25（1892）年の日本の中国棉輸入高において、内外綿会社は39%占めることになった。しかし、華新紡績新局の繰綿の産量は不安定であったうえに自社の需要を優先したため、内外棉会社は十分な繰綿を確保できなかった。明治 26（1893）年には内外綿会社の中国棉取扱高は大幅に減少した[8]。

三井物産は、内外綿会社とは違って、綿繰工場の建設に断念せずにそれを強引に推進した。三井物産の綿繰工場建設の試みは例外でなく中国の反対にあった。これに対して、三井物産は、繰綿工場がもっぱら繰綿作業によって棉花の重量を減らして輸出するため施設であり、条約違反にはならないと強く主張している。その一方で英・米・独・仏などの欧米商人を綿繰工場の設置に協力させて、共同で中国官憲に圧力をかけた[9]。最終的に三井物産の主導で上海棉花公司（上海機器軋花局）が明治21（1888）年10月、上海で開業した。

上海棉花公司の資本金は 75,000 両であった。三井物産が 45,000 両、中国商人と欧米商人が 30,000 両を出資した。三井物産は、上海棉花公司のもっとも重要な株主であったため、同公司の繰綿の一手販売販売権を得ただけでなく、経営を委託された[10]。

上海棉花公司の繰上高は、1ヶ年およそ繰綿 5 万担であった。これらの繰綿はほとんど三井物産によって日本に輸入した。三井物産の棉花輸入高は、明治 21（1888）年 165 万円、明治 22 年（1889）年 346 万円、明治 23（1890）年 413 万円へと激増し、同社取扱商品において棉花は第 4 位を占めるに至った。明治 23（1890）年日本の中国棉輸入高を三井物産が 38%を占めた。

上海棉花公司は、外国人が中国で設置した最初の紡績関連企業である。この点について、経済史学者の汪敬虞は、昭和 58（1983）年に上梓した『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』と題する書籍のなかで、「中国における外国人の紡績関連企業の突破口は日本人によって開かれ、それが三井洋行の主導した上海機器軋花局の設立である」と明記している[11]。

上海棉花公司の設立が中国の抵抗の無力さを証明したため、外国商人は三井物産に倣って中国での綿繰工場さらには紡績企業を建設するようになる。たとえば、アメリカの商人は、明治 24（1891）年 12 月に中国の買弁と合同で上海に新棉利軋花局を開設した。怡和洋行は、明治 27（1894）年に上海棉花公司が綿繰機を中国に輸入したことを先例として取り上げ、中国の反対を押し切って紡績機械の輸入と工場の設立を強行した[12]。

上海棉花公司は、明治 24（1891）年までは好成績であった。しかし、三井物産は上海棉花公司における勢力の拡大には意欲を示さず、もっぱらその繰綿の一手販売権の維持に努めた。三井物産社長の益田孝は、明治 24（1891）10 月に提出した『物産会社営業実況報告並意見書』の中で、「該公司ノ営業今日の如ク利益アルニ際シ漸次外国人ニ譲与スルヿヲ務メ、成ルヘク持株ヲ減シ、棉花ノ売捌ヲ失ハサラン丈ケニ其権力ヲ限リ置クヲ要ス」と主張している[13]。三井物産は益田孝の打ち出した方針に沿って、上海棉花公司の株式を次第に売却していった。三井物産は、明治 32（1899）年 5 月、同公司から完全に手を引いた[14]。

上海棉花公司から撤退したとはいえ、三井物産が中国の綿繰業から撤退したわけではなかった。三井物産は、中国人の綿繰工場を代理経営するという方針に改めた。この点について曇龍公司を事例に考察する。

曇龍公司は、中国商人により創設され、明治 26（1893）年から綿繰業を開始した。経営上の問題で、曇龍公司は、利益を上げることができなかった。そこで、その資本家たちは、明治 35（1902）年、三井物産上海支店長の山本条太郎に同公司の経営を依頼した。上海支店は、同公司の繰綿の一手販売権を条件に、彼らの依頼を引き受けて無出資のまま曇龍公

司の代理店となり、同公司の経営を担うことになった[15]。

上海支店は、店員を雲龍公司に派遣してその経営を改良させた。さらに、明治 36（1903）年に雲龍公司の綿繰機を 80 台から 160 台に倍増させ、同公司を資本金 10 万両の合資会社に改組させた。これによって雲竜公司は利益が上がるようになった[16]。

曇龍公司の生産した繰綿は、水気の含有量が少なかったため、高く評価された。三井物産は、それらを主に自社の経営した上海紡績会社に供給した。さらに、三井物産は曇龍公司と上海紡績会社との関係を密接にするために盈豊号の店主である印錫章やかつて上海支店の買弁であった金仰蓀などの上海紡績会社の重役を雲龍公司の株主にした。三井物産は曇龍公司の繰綿を上海紡績会社だけでなく日本にも輸出した[17]。三井物産は、曇龍公司の代理店となったため、高質な繰綿を確保できてその中国棉取引における便宜を得ることができた。この点について、山本は、明治 37（1904）年 8 月 10 日の支店長諮問会の席上で、「我々カ棉取扱ニ頗ル優勢ナル種々ノ便宜ヲ有スル一ノ証拠タルヘシ」と証言している[18]。

曇龍公司は、大正 3（1914）年 9 月に一旦解散され、11 月 1 日に完全に上海支店の配下の綿繰工場となった。当時の上海において 5 つの綿繰工場があり、雲竜綿繰工場を除いては全部中国人の経営に属していた。雲竜綿繰工場は綿繰機 220 台を有し、もっとも有力な地位にあった。さらに、上海支店は、明治 43（1910 年）中国商人によって創立された華昌搾油工場が曇龍公司に融資を求めたを機に、同工場の営業上の実験を掌握し、棉實油や棉實粕などの棉花の副産物の生産に参入していった[19]。以降、三井物産は、雲竜綿繰工場を拡張する一方、上海で繰綿工場を増設した[20]。

三井物産は上海だけでなく漢口などの棉花集散地にも進出し、棉繰工場を開設した。漢口を事例にこの点を説明する。三井物産は、明治 32（1899）年 10 月、漢口に出張員を派遣して棉花の買付を実施しようとした[21]。しかし、漢口には綿繰工場がなかったため、綿繰の出荷が渋滞した。漢口棉の供給を安定させるために、漢口に綿繰工場を建設することが三井物産と三井本社で検討された。明治 37（1904）年 6 月 21 日に開かれた三井本社第 25 回重役会は、「漢口ハ今後本邦ヘノ重要ナル棉花供給地タルヘキコトハ疑ヲ容レサル所ニ御座候、然ルニ同地ニ於テハ未タ繰綿荷造工場ノ設備無之、輸出上不便不尠候間、当社ニ於テ他ニ先ン荷造工場ヲ設置シ、反対商ヨリハ優勝ノ地位ヲ占メ、同地ヨリ日本ヘ輸入スル棉花ノ大部分ヲ取扱ハシムル様致度」と、綿繰工場の設置を決定した[22]。その後、漢口に最初の綿繰工場が、三井物産によって建設された。

明治 44（1911）年の内外綿会社上海工場の設立を皮切りに、日本の有力紡績企業は次々と中国に紡績工場を設立した。これにともない三井物産は、中国における紡績企業への棉花供給に力を入れるようになった。この点について、三井物産取締役の安川雄之助は、大

正 8（1919）年 9 月 2 日の支店長会議の席上で、「結局支那ニ対スル日本綿糸ノ商売ハ漸次減退シ、支那各店ハ支那ニ於テ製造セル綿糸ヲ取扱ヒ、其紡績ニ対スル原料綿ヲ為スニ至ル形勢トナルナラン」[23]と証言している。三井物産は、棉花供給の重心を日本国内の紡績企業から中国の紡績企業、特に在華紡に移した。

棉花を確保するために、三井物産は奥地の棉花集散地に参入し綿繰工場を設置するようになる。たとえば、三井物産は、大正 6（1917）年に河南省の鄭州に出張員を派遣し、中国棉の中で品質のもっとも高い陝西棉を買い付けさせた。綿繰工場を設置して棉花を繰た上で上海・天津・青島の紡績企業に販売した[24]。

綿繰工場の建設に止まらず、三井物産は中国の棉花の品質を改善しようとする。中国棉の繊維が短くて、アメリカ棉・インド棉に比して品質が粗悪とされ、20 番手以上の高番手の綿糸を紡ぐには不適合であった。そこで、三井物産は、中国の棉花改良に取り組むのである。

三井物産の上海支店員の長野辰次郎は、明治 29（1896）年にアメリカ棉花の種子を取り寄せ、上海で中国棉と同様の栽培耕作方法で試作した。しかし、試作の結果は良好ではなかった。長野は断念せず種々の方法を講じて上海だけでなく他の地域でもアメリカ棉を試作した。しかし、それは成功しなかった。そこで、長野は「米棉は到底清国に不適当なり」と判断し、中国におけるアメリカ棉の栽培を放棄した。次に彼は、良質の通州棉と日本棉を上海で試作した。しかし、通州棉と日本花はいずれも本来の性質を変えてしまい、上海棉のようになってしまった[25]。このように、三井物産による中国の棉花改良は成功しなかった。しかし、それは中国人によるアメリカ棉試作よりも 2 年も早く、先駆的な意義があったと評価できる。湖広総督の張之洞は、明治 31（1898）年に 2,000 両を投じてアメリカ棉の種子を購入し、湖北省各地でその栽培を奨励した。これは中国人によるアメリカ棉栽培の嚆矢である。しかし、棉花品種の選択を誤って栽培方法を知らなかったため、三井物産と同じように失敗に終わった[26]。

三井物産は中国の棉花改良を再開する。明治 34（1901）年 9 月に上海支店長に就任した山本条太郎は、特にアメリカ棉の作付けを試みた。山本は、日本から農民を招き、上海の郊外の畑地を借りて 2 年間中国棉とアメリカ棉の試作を行った。この試作は成功して、中国における棉花改良のブームを呼び起こすことになった。山本条太郎翁伝記編纂会は、昭和 17（1942）年に上梓した『山本条太郎伝記』と題する書籍のなかで、「爾来支那人が各地において米棉を移植し、棉種の改良を行ひつヽあるのは、この試作の影響に基くのであって、支那は深く翁を徳としてゐるのである」と記し、中国の棉花改良における山本の功績を高く評価している[27]。

第一次世界大戦以降の日本の棉花への需要の増加にともない、三井物産は中国の棉花改良にいっそう力を入れた。上海支店長の藤村義朗は、大正 6（1917）年 6 月 19 日の支店長会議の席上で、「支那紡績業ノ発達ニ伴ヒ其原料、即チ棉花供給問題ハ今後我々ノ大ニ考慮スヘキコトニシテ其根本問題トシテハ支那棉ノ品質改良、数量ノ増加」と述べている[28]。また、翌年 6 月 12 日の支店長会議の席上で「支那ノ棉作ニ直接当社若クハ合名会社ニ於テ関係セラレ、専門ノ技師ヲ派遣セラレ、自カラ若クハ支那人ヲ手先トシテ棉花栽培ノ改良、品質改善等ノ事ヲ実行シ、将来支那ヲ日本ノ需要ニ対スル棉花供給地タラシムル」と述べ、中国の棉花改良の必要を説いている。さらに、その具体策として、中国人と提携する必要性を指摘している[29]。三井物産の天津支店は、朝鮮で改良されたアメリカ棉花の種子を取り寄せ、天津の農民に給付し栽培させた[30]。

中国の棉花改良において、三井物産以外に三菱合資会社や東洋拓殖会社などの日本企業も大きな足跡を残した。三菱合資会社は、華北地域における棉花品質の低さを改良するために、大正 6（1917）年に河北省の正定から河南省の彰徳にいたる京漢鉄道沿線の農民にアメリカ棉花の種子を配布するとともに彼らと棉花の栽培契約を結んだ。さらに、石家荘などの地域に綿繰工場やプレス工場を設営し、華北地域の棉花改良と増殖に尽力した。その結果、三菱合資会社は良質な棉花を確保できるよになった。しかし、その後、中国における内乱と排日運動のため、三菱合資会社の棉花改良事業は不振に陥った。ついに数 10 万円の損失を出して、それを大正 14（1925）年に停止するにいたった。また、和順泰洋行という日本の商社は、東洋拓殖会社青島支店の後援を受けて、大正 7（1918）年に膠済鉄道沿線の農民にアメリカ棉花と朝鮮で改良したアメリカ棉花の種子を配布し栽培させた。大正 11（1922）年に、その作付面積は 3 万畝に達し、好成績を上げた。しかし、この和順泰洋行による棉花改良事業も対日ボイコット運動のために大正 14（1925）年に閉鎖された[31]。

以上のように、三井物産を代表とする日本商社は中国の綿繰技術や棉花改良に寄与した。しかし、三井物産の活動の主眼は日本の紡績企業や在華紡への棉花供給を確保することにあった。

1910 年代以降には中国の紡績業の発展にともない日本に輸出する中国棉が減少していった。それとは対象的に、中国における紡績企業への棉花の販売が増加することになる。三井物産の上海支店棉花掛の中国棉取扱高・同地紡績企業への販売高は、明治 44（1911）年に 111,000 担・92,900 担、大正元（1912）年に 88,000 担・63,000 担、大正 2（1913）年 7 月上半期に 76,000 担・63,000 担であった（上海紡績会社への販売は計算外）[32]。すなわち、三井物産の上海支店の取り扱った棉花の大半が同地の紡績企業に供給されたのである。

大正 5（1916）年 6 月の段階では棉花取引における三井物産上海支店のもっとも重要な取

引先は内外綿会社と上海紡績会社であった[33]。中国棉が過剰生産された場合に、初めて中国の資本紡にそれが販売された。中国棉が三井物産をはじめとする日本商社に大量に買い付けられたため、中国資本紡はその確保に難渋する事態がしばしば発生した[34]。

第2節　紡績企業への投資

三井物産は、綿繰工場だけでは満足せず、中国で本格的な紡績企業を経営しようとした。三井物産はどのように中国の紡績業に参入したのか、またこの過程において中国の資本紡とはどのような関係を生じさせたのであろうか、これらの問題を次に考察する。

まず、日清戦後における中国の紡績業の状況を簡単に示しておきたい。明治 28（1895）年 4 月に調印された下関条約によって、中国の開港場に工場を設置する権利が日本人に与えられた。欧米列強も最恵国待遇で等しく権利を獲得した。瑞記紡（ドイツ）・老公茂紡（イギリス）・怡和紡（イギリス）・鴻源紡（アメリカ）が上海で相次いで設立された。

日本も欧米列強に遅れを取らないように中国に紡績企業を建設しようとする。その先陣を切ったのは三井物産であった。三井物産は、明治 28（1895）年 10 月、鐘淵紡績会社と合同で上海紡績株式会社（東華公司）を立ち上げた。上海紡績株式会社は、上海のイギリス租界に工場用地を取得し、紡績機を発注した。しかし、同会社は、設立された間もなくの明治 29（1896）年 3 月に神戸に移転され、明治 32（1899）年 9 月に鐘淵紡績会社と合併することになった。

このように、三井物産の主導による日本最初の在華紡建設計画は不成立に終わった。しかし、この三井物産の中国紡績業からの退却はそれにとってメリットがあった。日清戦争後に設立された欧米資本紡と中国資本紡は、激しい競争を繰り広げ、その多くが経営上の困難に直面していた。三井物産は退却によって、この競争に巻き込まれずにリスクを回避できたのである[35]。

上海紡績株式会社の挫折は一時的なものであり、三井物産は中国における紡績企業への関与を断念しなかった。上海紡績株式会社の経験を踏まえて、三井物産は自前で紡績企業を設立するのではなく中国人の紡績企業（中国資本紡）を買収すると方針に転換した。この点について、上海紡績会社を取り上げて検討する。

まず、上海紡績会社の前身たる裕晋紡からみていきたい。裕晋紗廠は、明治 29（1896）年に中国商人の黄潤之によって上海に開設された。開業の当初は紡機 10,968 錘を有していたが、明治 30（1897）年 10 月、資金上の困難が原因でイギリス資本によって買収され、協隆紡有限公司に改組されるとともに紡績機 9,424 錘が増設された。協隆紡は、損失の累積のため、明治 34（1901）年末にその最大の債権者である露清銀行（華俄道勝銀行）によっ

て競売にかけられた。その結果、協隆紡は、明治 35（1902）年 4 月に中国の棉商である興泰号に売却され、興泰紡となった。しかし、興泰紡もまもなく露清銀行からの借金の返済に苦しむことになった[36]。

公信号・呉仲記・盈豊号などの中国の棉商は、興泰紡を買収しようとしたが、資金や紡績経営における経験に乏しかった。そこで、彼らは、三井物産の上海支店長の山本条太郎にその話を持ち込んだ。なぜなら、これらの中国の棉商と三井物産の上海支店は綿糸布の販売において長年にわたって協力関係にあったためである。また、前述したように、三井物産は巧みな経営手腕を発揮して雲龍公司を不振から脱却させた業績があった。中国の棉商は、三井物産の経営手腕に期待したのである[37]。

山本は、興泰紡の状況を詳しく調査し、興泰紡は流動資金の不足に問題があるだけでその生産能力は高い、と結論づけた。そこで、山本は、中国での紡績企業への投資が危険視されていたにもかかわらず、三井本社の許可を得ずに独断で中国の棉商と共同して興泰紡を買収し、明治 35（1902）年 12 月 28 日に上海紡績会社を組織した。

上海紡績会社は、資本金が 50 万両であり、うち払込資本は 35 万両であった。三井物産は、同会社の 10 分の 1 の株式（1000 株）を引き受け、その投資額は 35,000 両であった。公信号や呉仲記などの中国棉商は 7,500 株を引き受けた。そのほかの株式は、イギリス人・アメリカ人・インド人に引き受けられた。山本条太郎、呉仲記の店主である呉麟書、盈豊号の店主である印錫章、イギリス人のロバートソンが上海紡績会社の取締役になった[38]。

ここで注目したいのは、上海紡績会社が上海領事館にではなくて香港政庁に会社の登録をしたことである。登録名は、上海紡績有限公司である。これは、当時日本の法律には外貨を資本とした会社に関する規定がなくて上海領事館に登録できなかったためである。また、イギリスの会社法に基づいて会社を登録したほうが、上海での活動が容易であったと推定される。この点について、山本条太郎翁伝記編纂会は昭和 17（1942）年に出した『山本条太郎伝記』と題する書籍のなかで、「上海のやうな国際都市で仕事をするには、会社もやはり国際的に組織して、日本人独占の形にせぬ方が対外政策からみても極めて望ましいことである」と証言している[39]。

上海紡績会社への三井物産の出資は、日本商社の中国における紡績企業への最初の投資であった。しかし、三井物産の主眼は、投資よりも中国の棉商との関係を密接して綿糸布取引を拡張することにあった。この点について、山本の説得を受けて興泰紡の買収を承認した三井本社は、明治 36（1903）年 3 月 10 日の第 11 回重役会で次のように記している。

「インベストメント」ノ一方法トシテ其株ヲ所有スルモ、又不可ヲ見サル程ニ候得共、

此点ハ全ク之ヲ度外ニ置クモ、右会社ノ株主ハ何レモ当社ノ重要ナル綿糸布取引先ニ之有候間、是等ノ人ト密接ノ関係ヲ持続スル為メ、株式ヲ有スル事ハ綿糸布商売拡張上策ヲ得タルモノニ有之、即チ当社綿糸布商売ノ進歩ヲ企図スル点ヨリ立言スルモ、前記紡績株所有ノ事ハ極テ緊切ヲ感スル所ニ付、此際左案ノ通リ実行致度候[40]。

上海紡績会社に投資した公信号、呉仲記、盈豊号はいずれも上海における有力棉商であった。特に公信号は三井物産の上海支店最大の取引先であった。明治 35（1902）年の三井物産と公信号・源盛号の棉布取引高はすでに 600 万両と 700 万両に達した[41]。盈豊号は、明治 30（1897）年から三井物産の上海支店と連携して日本の紡績企業の綿糸布を上海に輸入していた[42]。三井物産は、興泰紡を買収して上海紡績会社を組織することによって、これらの棉商との関係を密接にし、綿糸布取引に大きな便宜を受けることができた[43]。

三井物産は 10 の 1 の出資によって上海紡績会社の代理店業務を引き受けて、その経営に関与した。ここで注目したいのは三井物産の代理店業務の形態である。三井物産は手数料の取得を放棄して上海紡績会社の代理店業務を引き受けたのである。この手数料の代わりに、三井物産は上海紡績会社の純益の 10％を代理店の業務収入として徴収した。三井物産がこのような代理店業務の形態を採用したのには理由があった。その理由について、山本は、明治 37（1904）年 8 月の三井の集会所で開催された談話会の席上で、次のように述べている。

元来支那にゐる外国人のやり方は、一つ紡績会社の代理店をすれば、その製造品及原料買入について一々口銭をとるやうでは、支那で長く商売をして、支那人の信用を得る所以でないという趣旨から、その会社の使ふ棉の原料等は無口銭で取扱ひ、もし利益があったら何程かの割（口銭）を貰ふ、即ち会社が利益を得たならば、幾分かの利益をあづかるということにしました[44]。

すなわち、欧米商社のように代理店業務の手数料に拘泥すると中国商人の信任を獲得できず代理店業務も継続できない、と考えて上海紡績会社の純益の 10％を代理店業務の収入にしたのである。この点について、『大阪毎日新聞』の記者である橋本奇策は、明治 38（1905）年 10 月に上梓した『清国の綿業』と題する書籍のなかで、次のように記している。

清国紡績が今日までに利益を得ること能はざりしは一は職工の不熟練、役員の怠慢技師の未熟にも帰すべけれともその大部分は此代理店なるものが会社に不忠実なりし結

果に外ならざるなりし、コヽを以て上海紡績の如き 3 年以前までは毎年不成績を来したるも 3 年以前に三井が代理店となりてよりは毎年相当の利益を挙げ株主に一割内外の配当をなすに至りたるを既記の如し、コレ一は三井物産んの腕にもよるべれども必竟前きの代理店なるものが余りに自己の利益のみを上ぐるに汲々たりしに帰するものなり[45]。

このように中国の紡績企業の代理店の多くは、自己の利益のみに汲々として紡績企業の利益を考慮しない傾向があった。これが中国の紡績企業の発展の阻害要因の 1 つになっていた。三井物産は代理店として上述のような形態を採ることで紡績企業の発展を企図したのであった。

このような代理店業務の形態は欧米商社にも採用されるようになった。たとえば、怡和紡の代理店である怡和洋行はそれまでの同紡績会社からの 0.5%の手数料の徴収を停止して、同紡績会社の純益の 10%を代理店業務の収入とした[46]。

三井物産は、上海紡績会社の業績を上げるために、代理店として同会社に棉花を供給しその製品を販売するだけでなく同会社の経営にも深く関与していった[47]。中国で紡績会社を最初に経営した日本企業として、三井物産が担う役目は大きかった。この点について、橋本奇策は、前述した『清国の綿業』と題する書籍のなかで、「此際若し三井物産にして紡績の営業を誤ることあらんか単に清国における他の多くの紡績業者の笑を招くに止るのみならず前途日本人が工業経営に拙劣なりとの誤解を世間一般より招くに至るのは明かなることを以て」と記している[48]。すなわち、上海紡績会社の経営は、三井物産 1 社の事業ではなく、中国における日本式経営の有効性を試すという課題を負っていたのである。三井物産もこのような使命感をもって上海紡績会社の経営に参画し、その経営の改善に尽力した。この点について、益田孝は、明治 36（1903）年 4 月 15 日の支店長諮問会の席上で「此事業ニシテ全然改良シ得テ支那ニテ作リタル糸日本ヨリ輸出スルモノヨリ利益多シトノコトニナラバ他ノ紡績所ニ於テモ此例ニ依リ日本ノ技師ヲ聘シ日本ノ『マネージャー』を依頼スルニ至リ上海ニ於ケル紡績事業ハ面目ヲ一新スルヤ図ラレズ」[49]と証言している。

次に、三井物産が上海紡績会社の経営をどのように改良したのか、という点を考察する。三井物産が最初に打ち出した改良策は日本人の技術者の採用であった。上海紡績会社が優秀な人材を欠いていたため、三井物産は日本人の技師と上級職工 10 数名を教師とし、同会社の中国人の職工の教育に当たらせた[50]。

また、混棉法を改良して中国棉のほかに、アメリカ棉・インド棉を使用するという改良を行った。たとえば、20 番手の綿糸を紡ぐには、中国棉 5 割とアメリカ棉 2 割とインド棉

2 割と戻棉 1 割を混用した。14 番手と 16 番手の綿糸を紡いだ場合、中国棉 5 割とインド棉 2 割 5 分と戻棉 2 割 5 分を使用した。これらの綿糸の品質はほかの中国綿糸よりはるかに勝っていた。上海紡績会社が、アメリカ棉やインド棉を混用して好成績を上げたことに刺激させて、中国の紡績会社も外国棉を次第に使用するになっていった。綿糸の繰枠や包装の棉においても改良を加えた。三井物産の経営努力の結果、上海紡績会社の綿糸は高い評価を得て、１梱の価格はほかの紡績企業の綿糸より 4 両ないしは 5 両の高位にあった[51]。

中国の紡績企業は、益田孝が予想したように日本人の技師やさらには支配人を雇用して経営に当たらせるようになった[52]。欧米資本紡も三井物産を模倣するようになっていった。たとえば、怡和紡の支配人だったケルフートは、同会社の代理店である怡和洋行の指示で、幾度も山本に紡績企業の経営についての助言を求めた。その助言をもとに同会社の改良を進めた[53]。

三井物産は、上海紡績会社の好成績に鼓舞されて、上海での紡績事業をさらに拡張させようとした。大純紡の買収がそれであった。大純紡は、中国随一の実業家である盛宣懐が管理した紡績会社であるが、経営不善で損失が累積していた。上海紡績会社の経営における三井物産の手腕に感銘した盛宣懐は三井物産に大純紡の経営を依頼した。三井物産はこれを受けて、同会社の中国人の技師を退職させ、上海紡績会社から技師を送り込んだ。その結果、大純紡は、利益が出るようになり出資者に約 10 割の配当を支払うことができるようになった。明治 39（1906）年の委託経営契約が満了した時に、三井物産は、盈豊号などの中国の棉商と共同で大純紡を買収し、資本金 50 万両の三泰紡績会社を組織した[54]。三井物産は、三泰紡績会社にも上海紡績会社と同様に資本金の 10 分の 1 を出資し、純益の 10%を受け取る代理店契約を結んだ[55]。

三井物産は、明治 41（1908）年 12 月、三泰紡績会社を上海紡績会社と合併して資本金 100 万両の新たな上海紡績会社を組織した。後者の工場を上海紡績第 1 工場、前者の工場を上海紡績第 2 工場と称した。以降、上海紡績会社は毎年 8%以上の配当を出す企業となった[56]。上海紡績会社がこのような好成績を得たのは、代理店である三井物産が棉花の買い入れや製品の販売さらには会社の経営に尽力したためである[57]。

三井物産は、上海紡績会社の発展に寄与した。上海紡績会社は、明治 44（1911）年に第 2 工場に織機 510 台を、大正 2（1913）年に第 2 工場に織機 376 台を据え付けて、職布業を兼営し始めた。さらに、上海紡績会社は、大正 3（1914）年 3 月に資本金を 200 万両と倍増し、プラット社製紡機 50,592 錘を使用できる規模の第 3 工場の建設を決定し、大正 5（1916年）1 月のその工事に着手した。しかし、第一次世界大戦による紡機および建築材料の入手が遅延したため、第 3 工場が操業を開始したのは大正 8（1919）年 1 月のことであった[58]。

三井物産は、上海紡績会社の規模を拡大させる一方で同社に対する自社の勢力を増大させた。既述したように、上海紡績会社は香港政庁に登録した会社であった。しかし、大正時代に入ってから、香港政庁の会社法の排外的色彩が強くなり、同会社法による会社の取締役の過半数はイギリス人でなければならない、と改訂された。三井物産は、上海紡績会社がイギリスの取締役に乗っ取られることを懸念し、自社と日本人の株数を増加させて同会社を自社のコントロール下に置いた。上海支店長の藤村義朗が、大正 5（1916）年 6 月 13 日の支店長会議の席上での次のような発言は、三井物産の懸念を如実に表したものである。

> 同社ノ株主ハ過半数外国人ニシテ近来ニ至リ取締役ノ過半数又英国人トナリ聊カ従来ニ比シテ同社ニ対スル基礎鞏固ヲ欠クノ嫌ナキニアラス、今日ニ於テハ吾々ヲ信頼シ一任シ居ルト雖モ一朝日英人間ニ於テ実力ヲ以テ競争ヲ開始スル場合ニ遭遇セハ形勢如何ニ変化ヲ来タスヘキカ逆睹スヘカラス当社数年来ノ苦心経営モ空シク水泡ニ帰スルノ外ナク洵ニ寒心ニ堪ヘサル處ナルヲ以テ此際当社ハ同社三分ノ一若クハ四分ノ一ヲ買収シ又一面本邦人ヲ慫慂シテ株主トナラシメ以テ根本的ニ吾社ニ勢力ヲ扶植シ置キ他日ノ危険ナカラシメ飽迄経営ノ任ニ当ラサルヘカラスト信ス[59]。

中国市場における各国資本の競争が強まるなかで、三井物産は上海紡績会社にける株式を増資した。三井物産は、大正 9（1920）年 7 月、上海紡績会社の資本金が 400 万円に増加することを契機に、同会社を日本の法律による会社として上海領事館に登録した[60]。また、三井物産の棉花部が同年 4 月に独立して東洋棉花株式会社になったため、上海紡績会社はこの東洋棉花株式会社の管轄下に入った[61]。

以上のように、三井物産は中国資本紡の買収によって中国の紡績業に参画した。三井物産は、この成功経験と資本力を生かして、他の中国資本紡の買収を企図するようになる。

前述した大純紡における三井物産の委託経営の成功から、多くの中国資本紡は、大純紡と同様の委託経営を三井物産に依頼するようになった[62]。三井物産は、委託経営を通じてこれらの中国資本紡に自社の勢力を拡張するだけでなく、その買収をも行った。この点について、又新紡を事例に考察する。

まず、又新紡の概況を示しておきたい。又新紡は、明治 22（1889）年 12 月に開業した中国最初かつ最大の紡績企業であった上海機器織布局の後身である。上海機器織布局は、明治 26（1893）年 10 月の火災によって焼失した。翌年に華盛紡績総廠として再出発し、盛宣懐がその責任者である総辨に就任した。盛宣懐は華盛紡績総廠を資本金 210 万両の又新紡

と改組した。又新紡は、紡績機 69,002 錘、織機 998 台を有し、中国随一の紡績企業であった。大正 2（1913）年に名称を三新と改めた。しかし、外国技師の不足や監督の不充分さ、さらには贈賄などの弊害によって利益を上げることができなかった[63]。

三井物産は又新紡に着眼し、同会社に資金を融通した。また、又新紡の責任者である盛宣懐との親交を深めた。盛宣懐は中国で随一の実業家であり、又新紡や大純紡のほかにも漢冶萍煤鉄公司など数多くの大手企業を関係した人物である。また、盛宣懐は官員でもあり、政治的には立憲派の立場にあった[64]。辛亥革命のため、盛宣懐は、失脚して三井物産の援助で日本に一時的に亡命した。又新紡を含む盛宣懐に関係した諸企業は悉く革命派の影響を受けることになった。革命派が又新紡を乗っ取って抵当として軍資金を獲得する、という風評もあった。そこで、盛は又新紡を外国人の手に一時的に委託することで、革命派の手出しを防ごうとした。三井物産とは長年にわたって密接な関係にあったため、盛は又新紡の経営を同社に依頼した[65]。

盛の要求を受けて、三井物産は、明治 44（1911）年 11 月に又新紡の代理店業務を引き受けた。三井物産は遠藤真一などの社員を又新紡の重要部門に就任させて、同会社の経営全般を統括した。この点について、農商務省海外実業練習生の稲葉三郎は「此時局ニ際シ日本人ノ発展トシテ最モ吾人ノ慶賀スルニ足ルベキモノハ三井洋行ガ清商経営第一ノ大工場タル又新紡績廠ヲ自家経営ニ収メ得タル一事トナス」と報告している[66]。

三井物産の委託経営のため、又新紡は利益が上がるようになっていった。明治 44（1911）年 12 月から大正元（1912）年 11 月までの 1 年間に、高値の棉花を買い入れたため 20 万両の損失を被ったものの、又新紡は 126,000 両の純益を収めた。大正元（1912）年 12 月から大正 2（1913）年 4 月の半年間は引き続き好成績で、13 万両の純益を得た。これに盛は非常に満足していた。一方、三井物産は又新紡の代理店業務によって少なくない手数料を得ることができた。表 4.1 は三井物産の代理店業務による手数料を示したものである。この表によると、三井物産は、大正 2（1913）年上半期だけでも又新紡の代理店業務によって 42,689 両の手数料を手に入れたことがわかる[67]。これらの代理店業務の手数料は、上海支店の経費を賄うことができる程に高額なものだった。三井物産の上海支店の代理店業務において、又新紡のそれが重要な位置を占めた。

表 4.1　三井物産上海支店の代理店業務手数料（単位：両）

	各種保険	船舶	上海紡績	又新紡績	曇龍公司	合計
明治 44 年下半期	13,506	5,640	14,672		5,000	38,838
明治 45 年上半期	18,623	6,171				24,794

大正元年下半期	13,685	9,429	40,154		4,000	67,268
大正 2 年上半期	24,464	9,763		42,689		76,916

出所：三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 8 明治 44 年大正 2 年』丸善株式会社、2004 年、102—103 頁。

上海支店の綿糸取引において、又新紡の綿糸は重要な地位を占めていた。大正 2（1913）年上半期の上海支店は、日本綿糸 36,892 俵・インド綿糸 12,000 俵・上海紡績会社綿糸 17,836 俵・又新紡綿糸 18,000 俵を取り扱った[68]。又新紡の綿糸の取扱高は上海紡績会社のそれを超過し、総取扱高の 21％を占めた。

しかし、中国の情勢が沈静化すると、又新紡は、三井物産との関係を断絶して中国人によって経営されることになった。それは、大正 2（1913）年 11 月のことである。

三井物産は、又新紡の代理店業務の再開を企図するとともに、同社を買収しようとした[69]。代理店契約は解約されたものの盛の懇請で遠藤真一などの日本人の技師が又新紡で働き続け、同会社における三井物産勢力を維持していた[70]。この点について、上海支店長の藤村義朗は、大正 6（1917）年 6 月 19 日の支店長会議の席上で「我々トシテハ従来関係アリシ盛宣懐氏ノ三新紡績ノ実権ヲ握リタキ考ニテ其機会ヲ窺ヒ居リ、現ニ上海紡績ヨリ一名ノ者ヲ三新紡績ニ入レ、又日本人ノ技師ヲ最近入込マシメ、漸次地盤ヲ固ムルコトニ力ヲ尽シツヽアリ」と証言している[71]。三井物産の努力にもかかわらず、三新紡（又新紡）の買収は実現しなかった。

三井物産はこれ以外の中国資本紡にも投資して、その経営権を獲得しようとした。たとえば、大正 5（1916）年創業した天津の華新紡は、資金に乏しかったため大正 7（1918）年 6 月に三井物産の天津棉花支部に資金の融通を求めた。三井物産は、部分的な委託経営の条件に満足せず、商談がまとまらなかった。しかし、華新紡は諦めずに、さらに三井物産に合弁経営を申し入れた。三井物産は、「此機会ニ於テ当社ノ支那紡績ニ対スル基礎ヲ固ムル為メ幾分投資ヲ為スコト必要ナラン」との見地から、その要求に応じた[72]。このように三井物産は多様な中国資本紡と関係と形成した。

小括

三井物産は、日本の商社として中国で綿繰工場を開設し、中国の棉花改良を行った。三井物産のこれらの活動の着眼点は、主に日本の紡績企業や在華紡の綿花供給の確保であった。代理店を契約した以外の中国資本紡に三井物産は棉花をほとんど供給しなかった。その一方で、三井物産の経営の成功はインセンティブとなり、中国で綿繰工場が多く設置さ

れ、棉花改良も行われるようになった。

三井物産は、さらに中国資本紡の買収によって中国の紡績業に参入した。三井物産が上海紡績会社の代理店としてその経営に当たったことは、在華紡への進出の契機となった。三井物産による改良により、上海紡績会社は好成績を収めた。これが契機となり、中国における紡績企業の多くが三井物産に経営を委託し、または三井物産の経営や技術を模倣するようになった。すなわち、中国の紡績企業への日本の経営や技術の移転において、三井物産は内外綿会社などの本格的な在華紡に先行して大きな役割を果たした、と評価できる。

三井物産の中国綿業への進出の最大の特徴は各国商人との連携である。上海棉花公司・上海紡績会社の事例からもわかるように、三井物産は、中国商人・欧米商人と連携することによって、リスクを彼らに分担させるとともに、少額の出資による代理店業務の委託を引き受けさらには経営権の譲渡を受けた。その一方で、紡績企業における中国商人と欧米商人との連携は、彼らと三井物産との関係を密接なものにしていった。それは三井物産のネットワークを拡大させることになりその綿糸布取引に便宜を与えた。

注

1 三井物産と日本綿業の関係を扱う代表的な研究として、東洋棉花株式会社東棉四十年史編纂委員会編『東棉四十年史』(東洋棉花、1960 年)、栂井義雄「日本綿業史上の三井物産と三菱商事」(『専修経営学論集』第 3 号、1967 年 2 月)、加藤幸三郎「三井物産と紡績業」(東京大学社会科学研究所編『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』1970 年) をあげることができる。

2 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、185－191 頁。西川博史『日本帝国主義の綿業』ミネルヴァ書房、1987 年、232－233 頁。

3 中国紡績業へ日本の経営・技術の移転についての研究の多くは、内外棉会社などの在華紡の役割のみを強調している。代表的なものとして、桑原哲也「在華紡の経営―内外綿の技術移転，労務管理，製品戦力，流通」、富澤芳亜「在華紡技術の中国への移転」(富澤芳亜他編『近代中国を生きた日系企業』大阪大学出版会、2011 年) を挙げることができる。

4 高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980 年、156 頁。

5 汪敬虞「19 世紀外国資本主義対中国棉紡績工業的入侵」『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年。張忠民「初期の在華紡―上海紡績の形成をめぐって」富澤芳亜他編『近代中国を生きた日系企業』大阪大学出版会、2011 年。

6 高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980 年、156 頁。張忠民「初期の在華紡―上海紡績の形成をめぐって」富澤芳亜他編『近代中国を生きた日系企業』大阪大学出版会、2011 年。

7 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、45－46 頁。

8 高村直助『日本紡績業史序説上』塙書房、1971 年。190－191 頁。

9 上田寿四郎「上田安三郎年譜」『三井文庫論叢』7 号、1973 年 11 月。

10 三井文庫『三井事業史資料編三』三井文庫、1974 年、218 頁。

11 汪敬虞『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年、405 頁。

12 汪敬虞『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年、406－407 頁。

13 三井文庫『三井事業史資料編三』三井文庫、1974 年、218 頁。

14 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、47－48 頁。

15 佐原篤介「日本一の清國通三井物產理事山本条太郎君を日本國より去らしめよ」『実業の世界』第 5 巻 8 号、1908 年 12 月。「上海工業上における日本の地位」『通商公報』第 242 号、1915 年 8 月。高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、81－82 頁。

16 「上海工業上における日本の地位」『通商公報』第 242 号、1915 年 8 月。高村直助『近代日本綿業と中

国』東京大学出版会、1982 年、81－82 頁。

17 「上海工業上における日本の地位」『通商公報』第 242 号、1915 年 8 月。高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、81－82 頁。

18 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 37 年』丸善株式会社、2004 年、42 頁

19 「上海工業上における日本の地位」『通商公報』第 242 号、1915 年 8 月。

20 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 11 大正 6 年』丸善株式会社、2004 年。三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 13 大正 8 年』丸善株式会社、2004 年、54 頁。

21 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 37 年』丸善株式会社、2004 年、41 頁。

22 三井文庫『三井事業史資料編四下』、1972 年、593－594 頁。

23 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 13 大正 8 年』丸善出版会社、2005 年、57 頁。

24 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 12 大正 7 年』丸善株式会社、2004 年、57 頁。『漢口支店大正 8 年度支店長会議資料』1919 年、5 頁。

25 橋本奇策『清国の綿業』1905 年、5－ 7 頁。

26 外務省調査部『支那ニ於ケル棉花奨励誌』1935 年、8 頁。

27 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』1942 年、179 頁。

28 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 11 大正 6 年』丸善株式会社、290 頁。

29 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 12 大正 7 年』丸善出版、2005 年、91 頁。また、同会議において、取締役の藤瀬政次郎取締役は「日本ニ於ケテハ棉花ノ栽培出来サレハ支那ニ於テ之ヲ栽培セシメ供給ヲ受クル方宜カラントノ説アリ、此事ハ大組織ニテ為セハ行ハレ得ヘキヲ以テ、綿ノ栽培ニ適スル場所ヲ詮索シ、支那人ト共同ニテモ宜シキニ付、其栽培ヲ為スコトハ如何トノ農商務省ノ談ナリシ」と述べている（三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 12 大正 7 年』丸善出版、2005 年、117 頁）。

30 三井物産株式会社棉花部天津支部『天津棉花事情』(物産 460)、1918 年、8 頁。

31 外務省調査部『支那ニ於ケル棉花奨励誌』1935 年、167－168 頁。南満洲鉄道株式会社調査部編『北支棉花綜覧』1940 年、151－153 頁。

32 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 8 明治 44 年大正 2 年』丸善株式会社、2004 年、153－154 頁。

33 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 10 大正 5 年』丸善株式会社、2004 年、70－71 頁。

34 葉元鼎「中日貿易之華棉出口問題」『国際貿易導報』第 2 巻 7 期、1931 年 7 月。

35 「上海紡績業」1900 年 2 月 23 付、『通商彙纂』第 162 号。山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、112－114 頁。高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、70－71 頁。

36 「上海日商紗廠之過去與未来」『華商紗廠連合会季刊』第 8 巻 1 期、1930 年。高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980 年、165・166 頁。

37 佐原篤介「日本一の清國通三井物產理事山本条太郎君を日本國より去らしめよ」『実業の世界』第 5 巻 8 号、1908 年 12 月。

38 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、75－76 頁。

39 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、160－161 頁。

40 三井文庫『三井事業史資料編四下』三井文庫、1972 年、444 頁。

41 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 1 明治 35 年』丸善株式会社、2004 年、92 頁。

42 三井物産合名会社『三井物産事業報告書』明治 30 年下期、14 頁。

43 三井物産合名会社『三井物産事業報告書』明治 36 年上半期、3 頁。

44 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、164－165 頁。

45 橋本奇策『清国の綿業』武井良雄、1905 年、67－68 頁。

46 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 3 明治 37 年』丸善株式会社、2004 年、44 頁。

47 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、76 頁。

48 橋本奇策『清国の綿業』武井良雄、1905 年、41－42 頁。

49 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 2 明治 36 年』丸善株式会社、2004 年、122 頁。

50 橋本奇策『清国の綿業』1905 年、41－42 頁。

51 「上海輸入綿糸商況」1903 年 1 月 17 日付『通商彙纂』252 号。岡本貞烋「清国ニ於ケル綿糸ニ關スル視察報告」『農商務省商工局臨時報告』明治 36 年 9 号、1903 年 9 月。

52 「清国紡績の窮状」『東京朝日新聞』1907 年 8 月 19 日付。

53 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、161 頁。

54 橋本奇策『清国の綿業』武井良雄、1905 年、44 頁。山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、161 頁。

55 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、76－77 頁。
56 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年、84 頁
57 台湾銀行総務部調査課『南支那及南洋ニ於ケル本邦綿糸布ニ関スル調査』1913 年、98 頁。
58 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、162－163 頁。
59 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 10 大正 5 年』丸善株式会社、2004 年、70－71 頁。
60 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、160－161 頁。
61 東洋棉花会社と上海紡績会社との関係については、山村睦夫「1930 年代における東洋棉花上海支店と在華紡」(『土地制度史学』第 174 号、2002 年 1 月）を参照した。
62 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、164 頁。
63 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、162ー163 頁。
64 立憲派とは、清朝の皇室制度を維持したまま、憲法制定等の改革によって、中国の近代化を図ると主張する、康有為、梁啓超を中心とする政治派閥である。清朝政府を倒すべきだと主張する「革命派」とは対立的立場にある。
65 稲葉三郎「上海紡績業ニ於ケル日本人ノ地位」『農商務省商工彙報』1912 年第 5 号、1912 年 5 月。
66 稲葉三郎「上海紡績業ニ於ケル日本人ノ地位」『農商務省商工彙報』1912 年第 5 号、1912 年 5 月。
67 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 8 明治 44 年大正 2 年』丸善株式会社、2004 年、102—103 頁。
68 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 8 明治 44 年大正 2 年』丸善株式会社、2004 年、94 頁。
69 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 9 大正 4 年』丸善株式会社、192 頁。
70 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年、162ー163 頁。
71 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 11 大正 6 年』丸善株式会社、2004 年、291 頁。
72 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録 12 大正 7 年』丸善株式会社、2004 年、100 頁。

第5章　辰丸事件の対日ボイコット運動と三井物産の対応

序説

中国は、日清戦争以降、日本の海外進出の中心であり、その権益がつねに日本に侵犯された。これに対する中国最初の抵抗運動が、明治 41（1908）年の辰丸事件を契機とした対日ボイコット運動である。中国人は、これ以後、対日ボイコット運動を日本の中国進出に対抗する手段として、しばしば採用した。中国で活動を展開した最大の日本商社の 1 つとして、三井物産はこれらの対日ボイコット運動の影響を免れることができなかった。

本章では、辰丸事件の対日ボイコット運動を事例に、対日ボイコット運動によって三井物産が受けた影響およびその対応を考察する。

辰丸事件の対日ボイコット運動については、すでにいくつかの先行研究がある。菊池貴晴氏は、対日ボイコット運動を中国民族運動の基軸をなすものとみて、辰丸事件の対日ボイコット運動の経緯・背景・影響を全般的に考察した[1]。菅野正氏は、立憲派と革命派などの政治団体を中心に、辰丸事件の対日ボイコット運動における在日中国人の動向を考察し、また内田良平を中心に日本側の政治的対応も検討した[2]。一方、徐小潔氏は、『大阪朝日新聞』・『読売新聞』・『神戸新聞』などの新聞を分析することによって、辰丸事件の対日ボイコット運動が日本の対中認識および日中関係に与えた影響を明らかにしている[3]。これらの研究は、いずれも、主に政治的側面から辰丸事件の対日ボイコット運動を考察している。また、経済的側面からの考察ではこの対日ボイコット運動の日本の経済的な打撃を強調している。その一方で、三井物産などの日本企業の対日ボイコット運動への対応については、ほとんど分析の対象になってこなかった。この点に注目してこの対日ボイコット運動を分析する必要がある、と考えている。

第1節　辰丸事件の対日ボイコット運動の経緯と日本経済に与えた影響

まず、辰丸事件の経緯を簡単に示しておきたい。銃器 94 箱・弾薬 40 箱および石炭・海産物などを積載した日本の辰馬商会所属汽船第二辰丸（以下辰丸と略称）は、明治 41（1908）年 2 月 5 日、マカオ前面の海域で中国拱北海関の巡視船に武器密輸の嫌疑で拿捕された。附近のポルトガルの巡視船との紛議を避けるために、拱北海関の職員は辰丸の日章旗を引き下ろした[4]。

辰丸事件が発生したあと、日本政府は、辰丸の武器密輸行為を無視して領海問題や日章旗問題を口実に中国政府に強硬な交渉を行い、①辰丸無条件釈放②謝罪礼砲③損害賠償④官吏懲罰⑤兵器買収の 5 条件を要求した。さらに日本政府は軍艦和泉号を香港に回航させ

中国政府に圧力をかけた。中国政府は、明治41（1908）年3月15日に日本の威嚇に屈服し、上記の5条件を受け入れることになった[5]。

しかし、辰丸事件の発生地となった広東省の民衆はこれに不満を示し、粤商自治会を中心に対日ボイコット運動を起こした。この粤商自治会とは、明治40（1907）年12月の西江警備問題を契機に設立され、国会開催の促進を目的とした立憲派の政治団体である[6]。中国政府が日本政府の要求を受け入れると、粤商自治会は、3月18日国恥記念大会を開催して、対日ボイコット運動を決議した。その翌日、粤商自治会は、同地におけるもっとも有力な商人組合である七十二行の商人を糾合して、対日ボイコット運動の具体策について協議した。それと同時に、『七十二行商報』などの新聞を利用して対日ボイコット運動を煽動した。この後、広州の各商人組合は相次いで対日ボイコット運動の規約を結んだ。一例をあげると、海味行という海産物商の組合は、3月下旬に対日ボイコット運動大会を開催し、4月10日から日本の海産物を買い入れないとの規約を結んだ。もし加盟海産物商がこの規約を破った場合には、200銀元の罰金が課されることになった[7]。

さらに、粤商自治会は、各地に電報を送るか、ないしは委員を発遣して対日ボイコット運動への参加を呼びかけた。そのため、対日ボイコット運動は広東に止まらず、中国南部ないしには南洋に広く展開することになった。シドニー、サンフランシスコにおいても対日ボイコット運動に参加する中国商人がいた[8]。とりわけ、香港における対日ボイコット運動の勢いが激しかった。

香港は広州に近く、広東商人の影響力が極めて強い地域であった。明治41（1908）年5月の『半星期報』によると、香港の広東商人は20万人を超過したことが確認できる[9]。広東商人は恒常的に広州・香港を往来して、商業活動を展開していた。したがって、広州に対日ボイコット運動が起こると、直ちに香港に飛火することになった。

香港におけるもっとも有力な中国商人組合である南北行は、明治41（1908）年4月6日、日本商品を取り扱わないことを議決した。南北行と並んで香港の商界を支配する商人組合の華安公所も、対日ボイコット運動に参加するかどうかは各自商人の自由であったが、参加した場合に対日ボイコット運動に関する規約に違反したら、200ドルを支払わせると決定した。南北行と華安公所の要請に呼応して、香港の各商人組合は次々と対日ボイコット運動に参加した。たとえば、綿糸布商は日本綿布の取引を停止し、違反者に日本棉布1ヤードを販売するごとに50ドルを罰すると議決した。これについて、香港副領事の船津辰一郎が、明治41（1908）年10月24日に外務大臣の小村寿太郎へ提出した報告のなかで、「由来香港南北行ハ南清商会ノバロメーターナリ各地商人組合ハボイコットニ就テハ一ニ同行ノ行動ヲ観望セル」との記述から確認できる[10]。

次に、この対日ボイコットによって、日本経済がどのような影響を受けたのかという点を考察する。菊池貴晴氏の推計によると、香港を例に取って言えば、貿易業の損失は 300 万、船舶業の損失は 90 万、保険業の損失は 20 万、合計 410 万円の損失であった[11]。日本企業のなかで、受けた損失がもっとも大きかったのは海運会社である。対日ボイコット運動の一環として、中国人は日本の船舶に乗船しないし、貨物を日本の船舶に積まないと規定している。そのため、日本郵船会社は大きな被害を受けた。大阪商船会社の華南沿海航路、東洋汽船会社の南米航路とサンフランシスコ航路も中国人にボイコットされ、相当な打撃を受けることになった。横浜正金銀行香港支店は、対日ボイコット運動のため、中国商人の預金が引きあげられ、中国商人との新規取引も途絶してしまった。明治火災・日本火災・東京海上・日本海上などの保険会社は毎日 2 万ドル以上の損失を被ることになった[12]。

第 2 節　三井物産の受けた影響および対日ボイコット運動への初認識

対日ボイコット運動によって日本が受けた経済的影響を踏まえて、三井物産の受けた影響を次に考察する。まず、香港・広州における三井物産の活動を示しておきたい。

三井物産は、香港・広州に最初に進出した日本商社の 1 つである。三井物産の香港支店は明治 10（1877）年 8 月に開設され、同社の東アジアにおける支店のなかでは上海支店に次ぐ地位にあった[13]。香港支店の業務は多岐にわたっていたが、とりわけ石炭業務が重要であった。三井物産の中国向け石炭輸出は、同社の設立当初から主要業務の 1 つであった。日清戦後においては、中国市場の 80～90％を日本炭が占めていた。そのなかで、三井物産は日本炭輸出の過半を担っており独占的地位を確立していた。香港の石炭市場は三井物産に大きく依存していた。1900 年代、三井物産は香港の石炭輸入額の 30％－40％を占めていた。日本炭に限ってみると、その比重は 40%－80%に達していた[14]。

さらに、香港支店は、明治 35（1902）年 10 月 1 日、広州に出張員を派遣し、明治 40（1907）年 3 月にはそれを出張所に昇格させた。石炭・銅・雑貨は広東出張所の主要業務であった[15]。広州と日本の貿易額は、明治 40（1907）年に 1000 万円に達したが、その主な担い手は中国商人であった。当時、広州において日本商品の輸入を行った日本商社は三井物産だけであった[16]。

広州・香港は辰丸事件の対日ボイコット運動の中心地であったため、当地最大の日本商社として、三井物産も少なくない影響を受けた。次に、広州・香港を中心に三井物産の受けた影響を考察する。

広州において，三井物産の取扱商品のなかで受けた損失がもっとも大きかったのはビール、たばこ、綿布である。日本のビールは、明治 40（1907）年 8 月に初めて三井物産によ

って広州に輸入され、同年末にはその輸入高はすでに 245 箱に上った。対日ボイコット運動が勃発すると、中国人の日本のビールへの需要がたちまち減少し、その販路がほとんどなくなった。三井物産の専売した日本のたばこは、対日ボイコット運動の前に中国人の好評を博してその取扱額は一時、英米煙草公司に匹敵できるほどであったが、対日ボイコット運動によってその輸入が中止となった。すでに輸入された日本のたばこもほかの地域に再輸出せざるを得なかった。三井物産の取り扱った日本棉布も中国商人に売り込むことができなくなった[17]。

ビール・たばことは対照的に、石炭や銅などの広州出張所の主要取扱商品はあまり影響を受けずに取引が継続された。次にこの点を考察する。広東省の善後総局は、対日ボイコット運動以前から石炭を三井物産から購入していた。対日ボイコット運の最中、反日派とみられる広東水師提督の李准は、三井物産から石炭を購入するべきではない、と善後総局に申し入れた。しかし、代替品がなかったため善後総局は止やむをえず三井物産から石炭を購入し続けた。広州の銅元局も、対日ボイコット運動が激しくなっていた 5 月 6 日、三井物産に 30 万円の銅を注文した[18]。また、三井物産の取り扱った月琴号マッチは、良質であったため、三井のマークを取り除ければ取引できる。対日ボイコット運動の影響をほとんど受けなかった。広州においては、炭や銅やマッチなどの日本商品は不可欠なもので、主に三井物産によって取り扱われていた。それゆえ、対日ボイコット運動を行っても中国人は三井物産からそれらを購入せざるを得なかったのである[19]。

香港も広州と同様であった。たばこ・ビールなどの商品は大きな影響を受けたのに対して、石炭・燐寸などの主要商品はあまり損失を被らなかった。

以上のように、対日ボイコット運動によって、三井物産は影響を受けたものの、その主要商品取引はほとんど損失を蒙らなかった。これを確認したうえで、三井物産が対日ボイコット運動をどのように認識したのか、という点を次に考察する。

三井物産広州出張所は、4 月 2 日、本社に提出した報告のなかで、対日ボイコット運動について次のように記している。

> 今回広東人士ノ『ボイコット』運動ハ頗ル統一ヲ欠キ居ル様見受ケラレ申候事実ニ於ケルヨリモ議論ニ於テ騒クノミ故に新聞紙上又ハ街上見ル所ハ重大ナル関係トナリ居ル様思ハルレトモ克ク真相ヲ見レハ決シテ懼ルヘキモノニアラズニ三月モ辛抱セバ元ニ復シ可申カト候[20]。

すなわち、対日ボイコット運動は厳しいもののように思われたが、実際には「統一ヲ欠」

いたため、恐れるに足りなかった、と評価しているのである。なぜならば、対日ボイコット運動に参加しなかったり、さらには反対した中国商人が多くいたためであった。

対日ボイコット運動に積極的に参加した中国商人はたしかに多くいたが、異なる動きをする中国商人も少なくなかったのである。一部の中国商人は、対日ボイコット運動の最初から、様々な措置を講じて、それによって受ける影響を最小限に抑えようとした。たとえば前述したように石炭・マッチなどの日本商品は、広州・香港では不可欠なものであったため、最初から対日ボイコット運動の対象外であった。

また、商人組合は、一定の期限を設けて、日本商品の販売を認めていた。一例をあげると、広州の綿糸商組合は旧暦の 3 月上旬に日本綿糸の不買を議決したが、それが実行されたのは旧暦 4 月 1 日以降のことであった。これらの綿糸商は、旧暦 4 月 1 日前に在荷品を売りさばき、損失を減少させることができたのである。このように、各商人組合は、商人の損失を軽減させて、対日ボイコット運動への反発を沈静化化したうえで彼らを対日ボイコット運動に参加させたのであった。

こうした状況を理解した三井物産は、対日ボイコット運動が統一性を欠いていた、と結論づけたのである。さらに、三井物産は、このような認識に基づいて対日ボイコット運動に反対する中国商人と協力関係を結んだ。これについては後述する。

対日ボイコット運動において、三井物産が懸念したのは、中国商人というよりもむしろ欧米商人であった。香港支店の報告には、欧米商人が対日ボイコット運動に便乗じて日本商人に打撃を加えるという旨の記述が多く見い出すことができる。たとえば「今回広東人ノ断行セシ『ボイコット』ヲ煽動シ平常海運・銀行業商売ニ対シ日本人ニ怨アル外国人ハ裏面ニ立入リ数々之ニ援助ヲ與フルト同時に利益ヲ得ントスルノ挙動顕ハレ来リ」[21]、とあり、さらには「火元ナル広東ノ清人ボイコットハ恐ルヽニ足ラサルモ当地ニ於ケル英米独人等日本人ヲ日比怨メルモノヽ煽動コソ真ニ寒心スヘシ」や「太古、怡和等此機ニ乗シ日本精糖駆逐ヲナサント努力セリ」[22]という記述が報告書にはある。こうした記述から、外国商人の煽動に対する三井物産の懸念がうかがえる。

これが原因となったようで、日本政府とメディアも、外国人の対日ボイコット運動への関与を非常に懸念した。たとえば、『朝日新聞』の香港特派員は、4 月 18 日付の「ボイコット影響」と題する記事のなかで、「今回のボイコットは最初内地にて考えられし如き単純なるものに非ず近時日本の商権拡張に伴ひ打撃を受け居りたる英、米、独、蘭等の有力商人が奇貨措くべしと為しボイコットを煽動しつヽあり是等は本邦人の警戒を要すべき点なるべし」記している[23]。

第 3 節　三井物産の政治的対応

三井物産は、対日ボイコット運動による損失をあまり受けなかったもののそれを放擲しておいたわけではなかった。三井物産はその沈静化に尽力した。まず、三井物産の対日ボイコット運動への政治的対応を考察する。

辰丸事件の直接的な契機となったのは、日本商人が武器をマカオに密輸したことである。辰丸事件以前に、日本商人はすでに武器を中国の華南地域に 8 回も密輸した。武器密輸が正常な日中貿易を妨げることを懸念したため、三井物産はいくたびか日本商人の武器密輸の取締を日本政府に要求した[24]。

対日ボイコット運動が発生したあと、三井物産は、その店舗網に依拠してボイコット運動に関する情報を収集し、日本政府に提出した。この三井物産による日本政府への情報提供には 2 つのルートがあった。

第 1 のルートは､三井物産の各店舗が当地の日本の領事館に報告を提出することである。広州・香港などの地域の領事館は、外務省に提出した対日ボイコット運動に関する報告のなかで、しばしば三井物産の収集した情報を引用している。たとえば、香港領事館の益子事務代理は、3 月 31 日外務大臣の林董に提出した報告のなかで、三井物産香港支店長の小林正直の話を引用して「広東ボイコットノ影響当地ニ及ヒ昨日ヨリ綿糸煙草雑貨類ノ取引者皆其注文ヲ拒絶スルニ至レリト云フ」と報告している[25]。香港副領事の船津辰一郎は、5 月 9 日、対日ボイコット運動に関する情報を提供せよ、と林外務大臣に電命された。これに応じて、船津副領事は、5 月 12 日、三井物産香港支店の「『ボイコット』ノ日本ニ及ボス影響」と題する報告をそのまま林外務大臣に打電した[26]。

第 2 のルートは、三井物産本社が各店舗から出された報告をまとめたうえで外務省に提出することである。対日ボイコット運動が香港で展開された直後の 4 月 1 日、中国業務を担当する三井物産理事の山本条太郎は、外務省通商局長の石井菊次郎にその状況を報告して意見を伺った[27]。それ以降も、山本条太郎や三井物産理事の石原謙三は、各店舗の報告を石井局長にいくたびか通達している。

三井物産の収集した対日ボイコット運動に関する情報は包括的でありさらに正確であった。日本政府や日本企業は、これらの情報を対日ボイコット運動の対応策を立てるときの参考にした。当時中国における最大の日本の調査機構である東亜同文会は、香港の日本企業の対日ボイコット運動への対応について、明治 41（1908）年 12 月に上梓した『辰丸事件ボイコット情況報告第 1 回香港之部』と題する報告書のなかで、次のように記している。

其云フトコロハ何レモ自家ノ受ケタル影響ヲ基トシテ説ヲナシ又ボイコットノ続否ヲ

モ之ニヨリテ観測シタルコト明ラカナリ唯其中間ニアル人ノ説ハ最耳ヲ傾ルニ価値アリ即チ是等ノ人ハ常ニ自己ノ会社ノ受ケル影響ト日本人全体ノ受ケル影響ト必ス両様ノ報告ヲ本社ニ提出シ会社自己ノ警戒ヲナスト共二日本貿易ノ主要機関トシテ国家又ハ日本貿易業者全体ノ為ニ謀ルベキコトヲ力キツツアルハ其当ヲ得タルモノト謂フベシ[28]。

報告書のなかでは社名が記されてはいないが、当時、「日本貿易の主要機関」とは、三井物産のことである[29]。この記述によると、東亜同文会は、対日ボイコット運動の沈静化における三井物産の情報提供を高く評価していることがわかる。

日本政府は、三井物産の情報収集力を頼りにしていた。三井物産から報告を受けるだけでなく、情報の収集を三井物産に指示した。この点について、香港領事館が対日ボイコット運動における中国商人の動向の調査を三井物産に依頼した事例を取り上げて検討する。

香港において、対日ボイコット運動による損失が増大するにつれて、その停止を公然と主張する中国商人が現れた。また、一部の商人が、明治 41（1908）年 10 月に集会を開いて対日ボイコット運動を停止すべし、と主張した。南北行における主要な日本商品の取扱商の 7 軒（昌盛・誠安・逢安・均安隆・敦和・永和・紹和）が、その中核であった。これらの商人は、最初から対日ボイコット運動に反対していた。損失の増大につれて、その態度がいっそう強硬になっていった。しかし、かつて密かに日本商品を売買して罰金を課せられた商人は対日ボイコット運動の停止に反対した。彼らはもし納めた罰金が返金されるのなら対日ボイコット運動の停止に同意するものの、そうでないのなら対日ボイコット運動を断然継続すべし、と主張した。そのため、対日ボイコット運動の停止の動きは一時立ち消えになった[30]。

このような状況を知った香港副領事船津辰一郎は、もし日本商人がこれらの中国商人の損失を賠償すれば、彼らがその主張を放棄するかいなか、また罰金はいくらであったのか、を三井物産香港支店に調査するように依頼した。これを受けて、三井物産香港支店の雑貨掛主任である住井辰男は、10 月 21 日の夜に昌盛号などの 7 軒の日本商品の取扱商の支配人と会見した。その結果、これらの 7 軒の日本商品の取扱商は、もし日本側が費用を出せば、日本商品を公然と取引する、と住井を通じて船津副領事に申し出た。船津副領事はこれを受けて、10 月 23 日に当地の三井物産・三菱合資・日本郵船・大阪商船・横浜正金銀行・台湾銀行などの有力な日本企業の香港支店の責任者を集めて、これらの商人の申し出の実行によってもたらされる利益と損失、さらにはその運動費用の負担について討議した[31]。三井物産がこのような役割を果たすことができたのは、これらの中国商人と長く取引関係を有

していたためである。また、中国商人との交渉を担当した住井は、支那修業生の出身で、中国商店での修業経験があり、当地の方言である広東語に精通していて香港支店の勤務で中国商人と親密な関係があった。

三井物産の香港支店は香港領事館に香港現地の情報を提供しただけでなく、さらにその依頼を受けて各地に店員を派遣して情報を収集した。敢死会[32]などの対日ボイコット運動の強硬派が 11 月 1 日香港に暴動を起こしたため、船津副領事は暴動のマカオへの波及を非常に懸念した。ポルトガル領事からマカオには平穏で暴動の気配がない、と通知されたにもかかわらず、船津副領事は 11 月 5 日、三井物産の香港支店にマカオの状況の調査を依頼した。これを受けて、三井物産の香港支店は店員をマカオに出張させて同地の状況を調査させた[33]。香港支店店員の調査報告に基づいて船津副領事は、11 月 10 日、外務大臣の小村寿太郎に「澳門出張三井店員ノ報告ニ依レハ既ニ電報セシ通同地ハ至極平穏海産物ノ取引モ故障ナシ又当局者ハ警戒変リナキニ付暴動起ル憂ナシ」と報告している[34]。

三井物産は対日ボイコット運動の情報だけでなく、それへの対応についての意見を度々日本政府に具申した。その意見の多くは穏当で、対日ボイコット運動への強硬な取締りを要求するものではなかった。具体例を 1 つだけあげる。明治 41（1908）年 9 月以降には広州の対日ボイコット運動は下火になっていった。三井物産の広州出張所は、中国人を刺激することを避けるために対日ボイコット運動にはあまり干渉しないように、と広東領事の瀬川浅之進に建議している。

このような三井物産と日本政府との親密な関係は、中国側の現地官憲にも認識されることになった。さらに彼らは三井物産を通じて日本の領事と交渉するようになるのである。瀬川領事は、明治 41（1908）年 7 月下旬、両広総督の張人駿との会見を要請するとともに対日ボイコット運動への取締を要求した。これに応じられなかった張総督は、7 月 30 日に広東鉄路総辨の梁誠（元駐米公使）に苦渋な心境を吐露した。梁誠は三井物産の広州出張所主任の内垣実衛と会談し、「ボイコットノ事ニ就テ総督モ頗ル苦心シ居ルカ故ニ可成日本領事ヨリ張総督ニ迫ラザル様致シタシ」と要望した。内垣主任は直ちに瀬川領事と会見して、梁誠との会談の内容を伝えた。その翌日、瀬川領事は張総督に面会し、彼の境遇に理解を示した[35]。このように、張総督と瀬川領事の交渉において、三井物産が仲介役を果たした。なぜ梁誠が三井物産を通じて瀬川領事に張総督の状況を伝えることができたのであろうか。実は梁誠が管理している広東鉄路公司は三井物産から石炭や枕木を購入していて、三井物産と密接な関係にあったのである。

さらに、三井物産は日本政府の代わりに、立憲派を中心とする対日ボイコット運動の参加者に金銭を供与して買収を試みた。瀬川領事が 11 月 15 日付で小村外務大臣に提出した

報告によると、一部の立憲派が対日ボイコット運動に参加したのは、愛国主義（ナショナリズム）のためではなく、革命派とは異なる主張を提起したからでありさらには日本から金銭を得るためであったことがわかる。これらの立憲派を対日ボイコット運動から引き離すため､三井物産は5月に広州の在留日本人松岡好一を通じて1000ドルを彼らに提供した。広東領事の上野専一も3000ドルほどを立憲派に供与する予定であったが、それは実行には至らなかった[36]。

さらに三井物産は中国側新聞の買収も試みている。日本の外務省は、明治 41（1908）年8月、中国南部を視察していた三井物産理事の山本条太郎に対日ボイコット運動を煽動した広州・香港の11の新聞社との仲介を依頼し、対日ボイコット運動の記事の刊行を停止させた[37]。

以上のように、対日ボイコット運動の沈静化に当たって、三井物産は、情報や意見を日本政府に提供するだけでなく、中国政府ないしは立憲派や中国側の新聞を懐柔して日中関係の修復に尽力した。対日ボイコット運動の沈静化において、三井物産は日本政府より重要な役割を果たしたのである。

第4節　三井物産の経済的対応

三井物産は、対日ボイコット運動の政治的解決に努める一方、対日ボイコット運動の経済的影響を最小限に止めようとした。三井物産は一部の中国商人との友好関係を利用して、彼らとの取引を継続するだけでなく、この対日ボイコット運動に商機を見出して利益を獲得した。この点について、香港・広州の日本の海産物の取引を中心に考察する。

まず、対日ボイコット運動前にあって日本商品、特に海産物の中国向け直輸出の状況について示しておきたい。日本政府は、日清戦争以降、日本商人による直貿易の推進とそれによる商権の回復を企図した。それまで在日の中国商人によって輸出されていたマッチ・綿糸などの工業製品は、次第に日本商人によって直輸出されるようになっていた[38]。

しかしながら、日本の海産物はマッチなどの工業製品と異なり、依然として在日の中国商人によって中国に輸出されていた。日本の商人は、さまざまな手段で日本の海産物の中国への直輸出を試みた。しかし、それらの試みはいずれも失敗に終わった。一例をあげると、北海道の日本人の海産物商は、明治 22（1889）年に日本昆布会社を成立して昆布の中国への直輸出を企図した。しかし、同社は 5 年後には損失を出して解散に追い込まれている[39]。農商務省水産局員の小川清一は、日本の海産物の直輸出について、明治38（1905）年6月の「広東貿易事情」と題する報告のなかで、次のように述べている。

我国の水産物と云ふものはすでに海外に向かって 900 万円も輸出されて居るが、其大部分は支那に輸出されて居る即ち支那は我が水産物に取っての一大華客である、けれども今日までは支那人に商権を握られて居り、まだ日本人から直接に輸出をすると云ふことがない、故に今後直輸出の道を開かなければならぬ、若し幸ひに直輸出をするやうになったならば、独り当業者の利益ばかりでない、国家経済の上にそれだけの利益を来すので、また大いに我水産物の販路を拡張すると云ふことも出来るだらう[40]。

日本商人による海産物の中国への直輸出を呼びかけたのであった。しかし、日本商人による海産物の直輸出はうまく展開できなかった。東京高等商業学校学生の池辺龍一は、その理由について、明治 35（1902）年 5 月に提出した『長崎港海産物貿易調査報告書』と題する報告書のなかで、第一に「本邦商人ノ進取ノ気象ニ乏シ」いからであり、第二に「適当ナル委託販売ノ道ナ」いからであり、第三に「清国商人ノ団結力強キ」ためであると指摘している[41]。

日本の海産物の中国市場のなかで、香港・広州を中心とする華南地域は重要な地位を占めていた。その香港・広州への流通ルートは次のようである。在日の中国商人は日本で日本商人から海産物を購入して、香港・広州に輸送する。そして、これらの地域の海産物問屋に販売する。香港・広州の海産物問屋は、購入した海産物を小売商に売込むか、ないしは汕頭・厦門・福州などの開港場に再移出する。この香港・広州向けの日本海産物の流通ルートは、中国商人に独占されていた。

こうした状況は、辰丸事件の対日ボイコット運動によって変化することになる。対日ボイコット運動が起こると、香港・広州における日本の海産物を取り扱う問屋の多くが対日ボイコット運動に参加し、日本の海産物の輸入を停止させた。これに対し、多くの海産物の小売商と地方の仕入商は対日ボイコットに参加せず、秘密裡に日本の海産物の取引を行っていた。しかし、対日ボイコット運動の長期化にともない日本の海産物の輸入が途絶したため、これらの海産物の小売商の在庫が払底した。彼らは日本の海産物の輸入を希望した[42]。対日ボイコット運動によって広州における日本の海産物がなくなったため、汕頭・厦門・福州の商人は、明治 41（1908）年 5 月から日本の海産物を上海から購入して中国の商標を付して、中国産の海産物と混合して香港・広州に転送することがあった[43]。一方、日本において、中国の海産物商は対日ボイコット運動によって多大な損害を受けて商業上の失敗を招いたため、銀行の信用を失うものが多数現れた。日本人の海産物商はリスクを避けるために、これらの在日の中国海産物商との取引を控えるようになった。

こうした状況を受けて、広東領事の上野専一は、明治 41（1908）年 5 月 22 日、林外務大

臣に「従来殆清商ノ専営ニ帰シ本邦人ノ染手シ得ザリシ海産物取扱ノ如キ此機会ヲ利用シテ邦人直接取引ノ道ヲ開クハ最モ注意ス可キ所ナルベシ」と報告し、日本商人による広州への日本の海産物の直輸出を呼びかけた[44]。すなわち、従来のように在日の中国商人と香港・広州の中国人の海産物問屋を経ず、日本海産物を直接、香港・広州の海産物小売商に販売することを奨励したのである。

日本の商人は、これに呼応するように続々と広州・香港の海産物市場の状況を調査して同地への海産物の直輸出を試みた[45]。そのなかで、三井物産の動きは特に顕著であった。次に三井物産を中心に、対日ボイコット運動における日本商人の日本海産物の香港・広州向けの直輸出について考察する。

三井物産は、中国商人と協力して、日本の海産物を香港・広州に移入した。明治 41（1908）年 6 月に入ってから、対日ボイコット運動規約を遵守しない中国商人が密かに三井物産から海産物を購入し始めた。さらには対日ボイコット運動に参加していた中国商人もほかの商店の名義で日本海産物を購入するようになった[46]。

広州において、明治 41（1908）年 8 月以降、対日ボイコット運動が下火になるにつれて、日本商品海産物などは、次第に公然と輸入されて販売されるようになっていった。一方、粤商自治会を中心とする対日ボイコット運動派は、これに反発して明治 41（1908）年 8 月 24 日に会議を開き、対日ボイコット運動の励行を呼びかけた。しかし、この時、広東の有力な商人の大部分は、対日ボイコット運動による損失を理由に、粤商自治会には同調しなかった。また、広東の官憲も日本の広東領事の要求に応じて、広東商人に対日ボイコット運動の停止を命じた。これによって、広東の対日ボイコット運動が次第に沈静化していくことになる[47]。

粤商自治会は、対日ボイコット運動を断念せず、その配下にある敢死会を使役し、中国官憲の管理が届いていなかった香港で活動させた。香港の中国商人は、敢死会に恐れて日本商人との取引を控えた。横浜・神戸から運搬された日本の海産物の多くが横浜・神戸に回送された。船津副領事は、日本の海産物を香港に輸出する前に三井物産の香港支店と協議してその販売を同支店に委託すべきである、と小村外務大臣を通じて日本商人に勧告した[48]。

敢死会は、明治 41（1908）年 11 月 1 日、香港における対日ボイコット運動脱落派の中国商人の商店や倉庫を襲撃し、海産物などの日本商品を略奪した。香港政庁は、2 個中隊の軍隊を出動させ、ようやくこの暴動を鎮圧した[49]。

暴動の時、敢死会に威嚇された中国商人は、香港の領事舘に保護を要求するとともに、三井物産にも助けを求めた。これらの中国商人の損失を削減するために、三井物産は、彼

らの貨物を臨時に自社の倉庫で保管した[50]。

香港の中国商人は、敢死会の威嚇を恐れたため、海産物などの日本商品の取引を控えた。また、広州では日本海産物への需要があったが、中国の船舶会社だけでなく、イギリスの船舶会社も、11 月 1 日の暴動を考慮して日本の海産物の運送を拒絶した。そのため、広州の中国商人は日本海産物の香港から広州への輸送を三井物産に依頼した。これに応じて、三井物産は取引関係のあるイギリスの船舶会社に日本海産物の運送を依頼した。しかし、この船舶会社は中国人の報復を恐れ、三井物産の要求を断った[51]。そこで、三井物産は、自ら船をチャーターして、明治 41（1908）年 11 月 16 日に約 100 トンの日本の海産物および雑貨を香港から広州に輸送した。同年の 11 月 10 日から 20 日にかけて、三井物産による日本商品の香港から広東への輸送は 4 回も行われた[52]。

さらに、日本政府は、在日の中国商人に代わって三井物産に日本海産物を香港に直輸出させようとした。船津副領事は、この件について三井物産と相談した。船津副領事はその相談の結果を 11 月 28 日に小村外務大臣に次のように報告している。

> 従来海産物ノ輸出ハ全ク清商ノ手ニ在リシモ此機ニ乗シ海産物直輸出ノ端緒ヲ開ク目的ヲ以テ少クトモ今後 3 年間横浜（一ノ成ナラバ神戸其他）ノ海産商聯合シテ南清向海産物ハ直接支那人ニ販売セス全部三井ニ委託スル覚悟ナレバ相談ニ応スヘシ但シ此場合ニハ無論先以テ当方面ニ於ケル需要清商ト売買ニ算スル特別の契約ヲ結ヒ一定ノ期間確実ナル連絡ヲ維持スル積ナリ尚『ボイコット』打破策トシテ海産物取引旧態ニ復スル迄政略上取扱スルコトハ今日既ニ本邦商ニテ之ニ従事スルモノアルヲ以テ最早其必要ヲ認メサレドモ若シ強テ御希望トアレバ三井本店承諾ナレハ当地支店尽力スヘシ[53]。

すなわち、三井物産は、中国南部の中国商人と連携して、日本海産物の直輸出を『「ボイコット運動」打破策』として行ったのである。

一方、対日ボイコット運動の沈静化にともない、在日の中国商人は、公然と日本海産物の中国への輸出を再開した。彼らは、三井物産の主導した日本海産物の直輸出に反対するようになった。

辰丸事件の対日ボイコット運動以来、横浜の日本人の海産物売込商は在荷が停滞して、苦境に陥っていた。彼らは、12 月 9 日に若狭丸で海産物を香港に直輸出し、その販売を「清国の便宜と経験を有する」三井物産に依頼すると計画した。計画を実行する前に、彼らはそれを長年、取引関係のある横浜の中国商人に通知した。それに対して横浜の中国商人は

「ボイコットの事たる在留商人の毫も與り知らざる處なるのみならず其の利害関係に就ては寧ろ日本商人と同一にして売行の途さえあれば他人を煩さず自輸出するものなるに此際斯る計画を為すは四十年来取引の徳義に反すべし」との苦情を日本の海産物売込商に述べた。また、一部の中国商人は、海産物の直輸出計画を実行すれば、三井物産の輸出する日本石油に対してボイコットを行うべしとの脅迫状を、三井物産に送った。これらの中国商人を刺激しないために、三井物産はこの計画を断念した[54]。

さらに香港支店の状況を考察する。香港支店は、明治 41（1908）年 6 月から 12 月まで約 20 万円の日本海産物を香港に輸入した。その手数料として、三井物産は約 6,000 ドルから 7,000 ドルを得た。三井物産は、明治 41（1908）年 12 月に日本海産物の香港向け直輸出業務を神戸の海産物商の山田某に譲渡した。この山田某という日本の商人は、香港の中国商人と合資会社（山田出資額 1 万ドル・中国商人出資額 1 万ドル）を設立し、日本海産物を香港に大量に直輸出していた。山田某は、明治 42（1909）年 1 月 8 日までに日本海産物を香港に直輸出することによって、14,000 ドルから 15,000 ドルの純益を得ていた。三井物産や山田某の他に横浜の海産物商の安達と小林桂助商店の店員吉某も香港に出張して、日本海産物の香港向け直輸出を行った[55]。

このように、対日ボイコット運動において、三井物産を先導に日本商人は日本の海産物を香港さらには広州に直輸出することができるようになった。対日ボイコット運動によって、広州の日本海産物の輸入額は、明治 40（1907）年の 950,000 海関両から明治 41（1908）年の 607,000 海関両に減少した。それとは対照的に、日本商人による日本海産物の輸入額は、対日ボイコット運動の発生までは僅少であったが、明治 41（1908）年 12 月と明治 42（1909）年 1 月の 2 ヶ月間だけで 80,000 円を超過した。広東領事館は、明治 42（1909）年 9 月 2 日付の『通商彙纂』の「広東 41 年貿易年報」と題する報告の中で、「41 年中当地方ニ於テ盛ニ唱導セラレタル日貨排斥ハ如斯輸入本邦産海産物ニ打撃ヲ與ヘタルモ此機会ヲ利用シテ一面本邦海産物商ノ直接取引ヲ開始シ得ヘキ端緒ヲ作リ得タルハもっとも喜フヘキ所ナリ」と報告している[56]。すなわち、対日ボイコット運動は、日本の海産物の取引に打撃を与える一方で、日本商人に日本海産物の香港向け直輸出する契機も与えたのである

以上のように、対日ボイコット運動において、三井物産は商機を見出して日本海産物の香港向け直輸出を成功させた。三井物産がこのような成績を上げることができたのは、中国商人の信頼と協力があったためである。三井物産の活動に、中国商人も感激した。香港のもっとも有力な日本海産物の取扱商は、明治 42（1909）年 2 月 1 日に三井物産香港支店を訪れ、「是迄秘密ノ売買ハアリタルモ斯クノ如ク公然タル取引ヲ為スヲ得ルニ至リタルハ偏ニ当地日本官紳ノ尽力ニヨルモノナリ」と、三井物産を代表とする日本側に謝意を表し

た[57]。

小括

中国史上最初の対日ボイコット運動として、辰丸事件の対日ボイコット運動は日本の経済に一定の打撃を与えた。三井物産もその例外ではなかった。三井物産は、そのネットワークを利用して、対日ボイコット運動による影響を最小限に止めた。三井物産は、対日ボイコット運動に関する情報を日本政府に提供するとともに中国の官憲や立憲派などの政治勢力にも働きかけてその沈静化に大きな役割を果たした。

さらに、三井物産は対日ボイコット運動に商機を見出した。中国商人の対日ボイコット運動に対する団結が崩れると三井物産はこれに乗じて対日ボイコット運動脱落派の中国商人と連携して、日本の海産物の香港・広州への直輸出を成功させた。これによって、三井物産だけでなくほかの日本商人も少なくない利益を獲得することができた。

注

---

1 菊池貴晴「第二辰丸事件の対日ボイコット」『歴史学研究』第 209 号、1957 年 7 月。
2 菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」『奈良大学紀要』第 11 号、1982 年。
3 徐小潔『中国初期日貨排斥運動と日本』神戸大学博士論文、2007 年。
4 「論粤都缉獲二辰丸案」『東方雑誌』第 5 巻 5 号、1908 年 6 月。
5 「二辰丸案」『東方雑誌』第 5 巻 5 号、1908 年 6 月。辰丸事件の具体的な経緯および交渉過程については、菊池貴晴「辰丸事件に関する対日ボイコット運動」(『増補中国民族運動の基本構造―対外ボイコットの研究―』汲古書院、1974 年) を参照した。
6 粤商自治会は広東自治会ともいう。
7 東亜同文会「ボイコット視察第 2 回報告書広東及其他南清諸港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 3 巻、Ref.B11090242200、0334 頁。
8 菊池貴晴「第二辰丸事件の対日ボイコット」『歴史学研究』第 209 号、1957 年。
9 「港商亦知国恥」『半星期報』第 7 期、1908 年 5 月。広東商人と香港の関係については、邱捷「清末的広州商人和香港」(『晩清民国初年広東的士紳与商人』広西師範大学出版社 2012 年) を参照した。
10 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908 年 10 月 24 日付『日本外交文書』第 41 巻 2 冊、97 頁。「十誌辰丸案结后之状況」『申報』1908 年 4 月 14 日付。
11 菊池貴晴「第二辰丸事件の対日ボイコット」『歴史学研究』第 209 号、1957 年 7 月、7 頁。
12 「ボイコット影響」『東京朝日新聞』1908 年 4 月 18 日付。
13 三井物産の香港出張所は 1882 年一時閉鎖を経て 1886 年再開された。香港における三井物産を中心とする日本企業の活動を論じるものには、飯島渉「香港-日本関係のなかの香港日本商工会議所」(波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館出版、1997 年、第 187-212 頁) がある。
14 三井物産と香港石炭市場の関係については、山下直登「日本帝国主義成立期の香港市場と三井物産」(『エネルギー研究』第 10・11 号、1979・1981 年) を参照した。
15 松本芳蔵『香港支店沿革』(物産 319－2)、1923 年 4 月。「広東貿易交通事情」1906 年 12 月 14 日付『通商彙纂』1907 年第 12 号。
16 「広東輸入本邦品種類並ニ其価格」1908 年 5 月 1 日付『通商彙纂』1908 年第 36 号。
17 「広東 41 年貿易年報」1909 年 9 月 2 日付『通商彙纂』1909 年第 69 号。「三井物産岩原謙三より石井通商局長宛報告」1908 年 4 月 17 日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 1 巻、Ref.B11090240500、0120－0122 頁。
18 東亜同文会「ボイコット視察 2 回報告書広東及其他南清諸港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 3 巻、Ref.B11090242200、0338 頁。

[19] 「三井物産岩原謙三より石井通商局長宛報告」1908年4月17日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻、Ref.B11090240500、0120頁。「広東ニ於ケル四十一年歳末日貨市況一斑」1909年1月16日付『通商彙纂』1909年第10号。
[20] 「三井物産岩原謙三より石井通商局長宛報告」1908年4月17日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻、Ref.B11090240500、0121頁。
[21] 「山本条太郎より石井通商局長宛報告」1908年4月16日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻、Ref.B11090240500、0114頁。
[22] 「三井物産岩原謙三より石井通商局長宛報告」1908年4月22日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻、Ref.B11090240500、0169頁。
[23] 「ボイコット影響」『東京朝日新聞』1908年4月18日付。
[24] 東亜同文会「辰丸事件ボイコット情況報告第1回香港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241500、0384頁。
[25] 「益子事務代理より林外務大臣宛報告」1908年3月31日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第1巻、Ref.B11090240400、0051頁。
[26] 「ボイコットの本邦ニ及ホス影響報告書送付ノ件」1908年5月12日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241200、0047頁。
[27] 「香港排日熱猖獗」『東京朝日新聞』1908年4月2日付。
[28] 東亜同文会「辰丸事件ボイコット情況報告第1回香港之部」『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241500、0379頁。
[29] 1900年代において、三井物産は日本の輸出入貿易額の20%ほどを占めていた。
[30] 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908年10月24日付『日本外交文書』第41巻2冊、96－97頁。
[31] 「ボイコット鎮定策ニ関スル清国商人ノ申出ニ付請訓ノ件」1908年10月24日付『日本外交文書』第41巻2冊、96－97頁。
[32] 敢死会とは、粤商自治会の立憲派の支配下にあり、労働者や壮士よりなる集団である。対日ボイコット運動推進の監視役に任じ、規約違反者の摘発にあったていた。
[33] 「第56号」1908年11月5日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第4巻、Ref.B11090242600、0147頁。
[34] 「第58号」1908年11月10日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第4卷、Ref.B11090242700、0226頁。
[35] 「ボイコットノ真相及ビ鎮定方法ニ関シ報告ノ件」1908年7月31日付『日本外交文書』第41巻2冊、第88頁。
[36] 「広東自治会及保皇党ト日貨排斥トノ関係」1908年11月15日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第4巻、Ref.B11090242900、0445頁。
[37] 「排貨鎮静の裏面」『東京朝日新聞』1908年8月8日付。
[38] 具体的な状況については、陳来幸「開港上海における貿易構造の変化と華商—砂糖と海産物を中心に—」（森時彦編『長江流域社会の歴史景観』2013年）を参照した。
[39] 日本昆布会社が成立から解散に至るまでの経緯については、籠谷直人「華僑通商網への対抗と対アジア直輸出態勢の模索—昆布直輸出会社を事例に—」(『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000年）に詳しい。
[40] 小川清一「広東貿易事情」『通商月報』第112号、1905年6月、35－36頁。
[41] 池辺龍一『長崎港海産物貿易調査報告書』東京高等商業学校、1902年、147－148頁。
[42] 「広東ニ於ケル日本品ボイコットニ関スル事情報告ノ件」1908年5月22日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241300、0181頁。「広東ニ於ケル四十一年歳末日貨市況一斑」1909年1月16日付『通商彙纂』1909年第10号。
[43] 「乙水第二二六三号」1908年6月3日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241300、0162頁。
[44] 「広東ニ於ケル日本品ボイコットニ関スル事情報告ノ件」1908年5月22日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第2巻、Ref.B11090241300、0182頁。
[45] 「広東41年度貿易年報」1909年9月2日付『通商彙纂』1909年第69号。
[46] 「麦少彭ノ挙止ニ関スル件」1908年7月21日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第3巻、Ref.B11090241900、0038頁。
[47] 「広東海産物商及綿布商等ボイコット規約励行ノ決議ニ関スル件」1908年8月29日付、「広東海産物商綿布商ノボイコット決議ニ関スル両広総督ノ措置報告ノ件」1908年9月10日付『日本外交文書』

第41巻2冊、88－90頁。

48 「第47号」1908年10月31日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第4巻、Ref.B11090242500、0081頁。

49 「香港ボイコット運動者ノ暴行ニ関シ報告ノ件」1908年11月2日付『日本外交文書』第41巻2冊、101頁。

50 「香港ボイコット運動者ノ暴行ニ関シ報告ノ件」1908年11月2日付『日本外交文書』第41巻2冊、101－102頁。

51 「本邦海産物ノ取引皆無ニ付広東ニ転送セントスルモ汽船会社ハ日貨搭載ヲ拒絶シタルノ件」1908年11月11日付『日本外交文書』第41巻2冊、104－105頁。

52 「本邦海産物ノ取引皆無ニ付広東ニ転送セントスルモ汽船会社ハ日貨搭載ヲ拒絶シタルノ件」1908年11月11日付『日本外交文書』第41巻2冊、104頁。「広東ボイコットニ関スル件」1908年11月20日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻、Ref.B11090243300、0037頁。

53 「第69号」1908年11月28日付『南清ニ於ケル本邦品ボイコット一時沈静ニ際シ海産物試売ノ件』、Ref.B11091784800、0263頁。

54 「海産物直輸」『東京朝日新聞』1908年12月5日付。「海産物直輸出計画中止」『東京朝日新聞』1908年12月8日付。「支那人三井物産を脅かす」『東京朝日新聞』1908年12月9日付。

55 「保安条例撤回前後ボイコットニ及ホセル影響ニ関スル件」1909年1月8日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻、Ref.B11090243500、0232－0233頁。

56 「広東41年度貿易年報」1909年9月2日付『通商彙纂』1909年第69号。

57 「ボイコットニ関連シ海産物ノ取引開始及商船会社汽船貨物ニ関スル件」1909年2月3日付『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第5巻、Ref.B11090243600、0311。

第６章　大正２（1913）年の長春での三井物産へのボイコット運動

序説

三井物産は、日露戦争以降、日本政府の政治的・経済的勢力に依拠して、中国の東北地域に進出していった。この点については、多くの研究が行われている。たとえば、山村睦夫氏は、日本の綿布が三井物産によってアメリカの綿布を駆逐し中国の東北地域の市場を支配できたのは、為替金融や輸送費などの面で日本政府の支援を受けることができたためだ、と指摘している[1]。

しかし、中国の東北地域における三井物産の進出はかならずしも順調だったわけではない。三井物産をはじめとする日本商人は、しばしば中国商人のボイコット運動の対象になった。この点について、政治的視点からアプローチした研究がこれまで出されている。たとえば、菅野正氏は、明治 42（1909）年 8 月、日本が強引に安奉鉄道の改築を行なったことが契機になって、奉天商務総会をはじめとする中国東北地域の商会が対日ボイコット運動を行ったことを明らかにしている[2]。その一方で、日本商人と中国商人の経済紛争によって惹起された対日ボイコット運動については、これまでほとんど分析の対象になってこなかった。

本章では、中国東北地域において、なぜ日本商人と中国商人の経済紛争が発生したのか、そしてまた日本商人に対するボイコット運動がなぜ起ったのかという点を解明する。そして、三井物産や日本政府がそれらの経済紛争や対日ボイコット運動にどのように対応したのか、という問題を大正 2（1913）年 3 月に長春で発生した三井物産へのボイコット運動を事例に考察する。このボイコット運動については、菅野正氏がすでに政治的・外交的側面から綿密な考察を加えている。しかし、その原因が完全に解明された、とは評価できない[3]。本章では、政治的・外交的側面に留意しながらも経済的・社会的側面からこのボイコット運動を考察し、その原因や経緯を明らかにする。

第１節　三井物産へのボイコット運動の経緯

三井物産へのボイコット運動は、大正 2（1913）年 3 月 11 日、長春で起った。このボイコット運動の直接的な契機は、長春満鉄附属地における日本の警察が三井物産長春出張所によって詐欺の嫌疑がかけられた中国人の容疑者を拷問にかけたことである。まず、この事件の経緯を説明しておきたい。

長春城内に位置する三井物産長春出張所は、大正 2（1913）年 3 月 3 日の午前 10 時、長春満鉄附属地にある中国人の糧桟である徳発合の本店に、電話で大豆の購入を申し込んだ。

責任者は不在だった。一旦電話を切った徳発合の店員は、その 2 時間後、電話で 2 車分の大豆の販売を三井物産長春出張所に伝えた。大豆の代金商談は、2,670 円でまとまった。三井物産長春出張所はこれまで通常、長春城内にある徳発合の支店と現物取引を行ってきた。しかし、徳発合の店員は、本店で現金が必要なので直ちに大豆の代金を受け取りに行く、と三井物産長春出張所に伝えた。その 1 時間後、1 人の中国人が偽造の受取書（「徳発」の印章が捺印された）を持って三井物産長春出張所にやってきた。三井物産長春出張所は、受取書の印章を査証せずに大豆の代金 2,670 円を横浜正金銀行の小切手で彼に渡した。しかし、そのあと、徳発合から大豆の取引について連絡がなかった。三井物産長春出張所が電話で徳発合に照会したところ、三井物産と大豆取引について契約していない、と回答された。三井物産長春出張所が、横浜正金銀行長春出張所にこの件を照会すると、大豆代金の小切手はすでに換金されてその中国人に渡されていた[4]。

三井物産長春出張所は、徳発合と長春商務総会に通告せずに、直ちに長春満鉄附属地にある頭道溝警務署に詐欺の被害届けを出し、日本の警察に徳発合の劉広滋ら 7 人を逮捕させた。彼らは日本の警察から取調べで拷問を受けた。取調べの結果、7 人のうちの 4 人は無実であるとして釈放された。残りの 3 人の自白により、詐欺の主犯は徳発合の元店員の高鳳彩であることがわかった。高鳳彩はすでに逃亡していた。頭道溝警務署は、大正 2（1913）年 3 月 10 に逃亡先の捜査のために彼の父親である高禄豊を拘留した。しかし、高禄豊はその夜、留置場で縊死した。彼の死亡を契機に、長春城内にある長春商務総会は、3 月 11 日、三井物産へのボイコット運動を議決した[5]。

次に、三井物産へのボイコット運動が長春でどのように展開したのか、という点を考察する。長春商務総会が三井物産へのボイコット運動を議決したのは、徳発合の勧告が契機であった。徳発合は、大正 2（1913）年 3 月 3 日、店員が日本の警察に逮捕されてから、吉林西南兵備道観察使の孟憲彝、および長春満鉄附属地にある頭道溝商務会総理の李子騫にその釈放を依頼した。これを受けて、孟観察使は、3 月 6 日に木部守一長春領事を訪問し、徳発合の店員の引き渡しを求めた。頭道溝商務会も 3 月 8 日に代表者を派遣して木部領事に陳情した。しかし、木部領事は、従来、中国官憲の日本人の被害事件に対する取調べが粗漏であったとして、彼らの要求に応じなかった。その一方、李総理は頭道溝警務署に徳発合の店員の釈放を求めた。しかし、頭道溝警務署は、三井物産長春出張所が取調べの続行を希望していることを理由に、それを断った。徳発合は、その店員が日本の警察に逮捕され拷問を受けたのは三井物産の訴えによるものであるとして、三井物産に対抗策を取るべきである、と長春商務総会に勧告した。これを受けて、長春商務総会は、3 月 9 日に会議を開いて三井物産に対する対抗策を議論した[6]。

木部領事は、三井物産に対するボイコット運動の発生を懸念して、徳発合の店員を孟観察使に大正 2 (1913) 3 月 11 日に引き渡すことで中国人の反日感情を緩和しようと考えた。しかし、その前日の 3 月 10 日に高禄豊の縊死事件が発生した。これを契機に、長春における中国人の反日感情が一気に高まり、三井物産へのボイコット運動が始まった[7]。

長春商務総会は、大正 2 (1913) 年 3 月 11 日、三井物産へのボイコット運動案を可決し、市中および中国東北地域の各地の商会に檄文を発して、それへの参加を呼びかけた。その檄文の内容は、主に以下の 3 点である。①日本の警察が乱暴な取調べをしたのは三井物産の誣告によるものである。②日本の貨物の全部は排斥できないが、三井物産に対してボイコット運動を起こして恥を雪ぐべきである。③その具体策として、三井物産から商品を購入せず、三井物産に穀物の販売も行わない[8]。

このように、三井物産へのボイコット運動は、大正 2（1913）年 3 月 13 日に長春商務総会の指導下で実行に移された。そのため、三井物産長春出張所は、大豆などの穀物の買入れだけでなく、綿糸・綿布・砂糖などの雑貨の販売も完全に杜絶してしまった[9]。

長春商務総会は、既述のように、中国東北地域の各地の商会に檄文を発してその協力を求めた。次に、これらの地域の商会が、長春商務総会の要請にどのように対応したのか、という点について、吉林・奉天・営口・ハルビンを事例に考察する。

第 1 に、長春に近い吉林の状況から考察する。吉林領事の林久次郎が、大正２（1913）年 3 月 19 日、外務大臣の牧野伸顕に提出した「長春警務署ノ支那人虐待ニ対スル吉林ノ与論報告ノ件」と題する報告によれば、長春商務総会は吉林商務総会に檄文を発するとともに、代表者を派遣してボイコット運動への参加を要請した。一方、吉林市の『吉長日報』・『新吉林報』などの新聞は、日本の警察の徳発合の店員に対する拷問を大々的に報道し、世間の注目を喚起した。さらに、営口の『民舌報』の吉林通信員は「抵製日商ノ哭訴詞」と題する印刷物を吉林市中に配布し、日貨排斥を鼓吹した。それにもかかわらず、吉林商務総会は三井物産へのボイコット運動に参加する意欲を示さなかった。そのため、三井物産吉林出張所はほとんど打撃を受けることはなかった[10]。しかし、長春商務総会はこれに納得せず、吉林商務総会にボイコット運動への参加を何度も勧誘した。吉林商務総会は、長春商務総会の度重なる要求に断りかねて、大正 2（1913）年 4 月 8 日に会議を開き、ついにボイコット運動に参加すると議決した。これを知った林領事は吉林交渉使にボイコット運動の取締を要求した[11]。吉林交渉使は、林領事の要求に応じ、吉林商務総会に告諭してボイコット運動の実行を中止させた[12]。

第 2 に、中国の東北地域の内陸部において日本の勢力がもっとも大きかった奉天の状況を考察する。奉天商務総会は、長春商務総会の檄文を受け取ったあと、三井物産へのボイ

コット運動について会議を開いた。奉天でも日本の警察が中国人に拷問したことがあったので、長春商務総会の呼びかけに応じて三井物産へのボイコット運動に参加して中国人の公憤を示すべきである、との意見を唱えるものもいた。しかし、参会者の多くが日中親善論に傾いて、三井物産へのボイコット運動に参加する提案は却下された[13]。

第 3 に、営口の状況を考察する。営口は、中国東北地域における最初の開港場であり、各国の商人が競い合う中継貿易港でもあった。営口商務総会の総理は、長春商務総会の檄文を受け取ったあと、それを握り潰そうとした。しかし、これが営口商務総会の会員に漏れて彼は批判されることになった。そのため、彼は、大正 2（1913）年 3 月 27 日、会議を開いて三井物産に対するボイコット運動への参加の可否を衆議にかけた。議論の末、営口が中継貿易港であるためボイコット運動に参加すれば中国商人が逆に損失を受けることになる、との意見が主流になり、ボイコット運動に参加しないことが議決された[14]。

第 4 に、ロシアの勢力範囲にあるハルビンの状況を考察する。長春商務総会の檄文に対して、ハルビン商務総会はほかの商会とは異なる動きを示した。東清鉄道収用地に位置するハルビン商務総会は、当初長春商務総会の呼びかけに応じて三井物産へのボイコット運動に参加する、と議決した。また、当地の中国商人にボイコット運動の檄文を配布した。しかし、これまで三井物産ハルビン出張所と取引関係があった中国商人は、それに従わず同出張所との取引を継続した。そのため、三井物産ハルビン出張所は当初、ボイコット運動の影響をあまり受けなかった[15]。しかし、その後、長春—ハルビン間の東清鉄道の沿線に長春からボイコット運動の檄文が回送されたため、東清鉄道沿線の中国民衆は、対日感情を次第に悪化させていった。ハルビン商務総会も、これらの檄文に呼応し、三井物産へのボイコット運動を推進するとともにその違反者に制裁を加えるようになった[16]。

以上のように、長春商務総会は中国東北地域の各地の商会に三井物産に対するボイコット運動への参加を呼びかけたが、それに積極的に応じるものは少なかった。そのため、三井物産の大連支店長の安川雄之助が、大正 2（1913）年 7 月 11 日の支店長会議の席上で「長春ニハボイコット起リ二ヶ月間程ハ全然業務中止ノ姿ナリシカ、其他ノ方面ハ可ナリノ成績ナリ」と報告したように、長春以外の地域においては、三井物産はボイコット運動の影響をほとんど受けなかった[17]。たしかにハルビン商務総会は、三井物産へのボイコット運動において、吉林商務総会・奉天商務総会よりやや積極的であったと評価できる。これは、満鉄（支線の吉長鉄道を含める）に隣接する吉林・奉天と比べて、ハルビンにおける日本の勢力が相対的に弱く、三井物産へのボイコット運動を取り締まる手段が無かったからだと考えられる。この点は、ハルビン領事の本多熊太郎が、大正 2（1913）年 4 月 4 日、牧野外務大臣に宛てた報告の中で「不幸ニシテ北満州ニ『ボイコット』波及ノ暁ニハ南満トハ

事情ヲ異ニスル土地柄トテ殆ント手ノ附ケ様モ之レナク」[18]と記していることから確認できる。

すなわち、日本の勢力範囲である中国東北地域の南部とは異なり、ロシアの勢力範囲である中国東北地域の北部においては、ボイコット運動に対する日本側の対応策は極めて限定されていたのである。そのため、本多領事は、長春での三井物産に対するボイコット運動の動向を注視し、それのハルビンへの波及を憂慮したのであった。これに対して、中国東北地域の南部においては、日本はその政治的勢力を利用して、三井物産へのボイコット運動を取り締まることができた。たとえば、先述したように、吉林の官憲は林領事の要求を入れて、三井物産へのボイコット運動を中止させることができた。

第 2 節　三井物産へのボイコット運動の原因

次に、三井物産へのボイコット運動の原因について考察する。長春は、三井物産へのボイコット運動の発生地であり、中心地でもあった。上述のとおり、三井物産へのボイコット運動の直接的な契機は、日本の警察が中国人の容疑者を拷問にかけたことである。しかし、ボイコット運動の原因は、この拷問事件だけではなかった。長春が三井物産へのボイコット運動の中心地になった理由も含め、ボイコット運動の原因について分析を進める。まず、日露戦争後の長春における日本人の状況を簡単に示しておきたい。

明治 38（1905）年 9 月 5 日に調印された日露講和条約によって、中東鉄道南満線の長春以南の経営権はロシアから日本に譲渡された。日本は国策会社である南満州鉄道株式会社（満鉄）を設立し、その経営に当たらせた。しかし、日本とロシアは、長春城の北部に位置する寛城子駅の帰属をめぐって意見が対立した。協議の結果、寛城子駅は両国の共有となった。その後、日本は寛城子駅の共有権を時価 560,393 ルーブルでロシアに譲渡した。その代わりに、満鉄は、明治 40（1907）年 3 月、寛城子駅と長春城の間に位置する頭道溝と呼ばれる地域を買収し、そこを長春駅と長春満鉄附属地とした[19]。

満鉄は、日本人を長春満鉄附属地に集めて、その発展に尽力した。長春満鉄附属地の日本人の数は、明治 41（1908）年の 377 人（165 戸）から大正元（1912）年の 2812 人（902 戸）へと激増した[20]。これにともない、長春満鉄附属地だけでなく長春全体が発展した。特に、長春の大豆取引の発展は際立っていた。この点について、長春領事の松村貞雄が、明治 42（1909）年 12 月に『管轄内事情調査報告ノ件』と題する報告のなかで、「満州特産物タル大豆ノ取引ハ当地ニ比肩スルモノナキト同時ニソノ商業ノ進歩モ他ニ冠絶スルニ至レリ」[21]と記していることから裏付けできる。表 6.1 は明治 40（1907）年から大正元（1912）年までの長春駅の発着高を示したものである。この表によれば、長春駅の発着高は、起伏

はあるが、全体的には増加傾向にあった。また移出物のなかで、大豆が圧倒的な比重を占めていたことがわかる。

表 6.1 長春駅貨物発着高（単位：トン）

	大豆発送高	総発送高	総到着高
明治 40 年		66,902	42,073
明治 41 年	240,642	301,881	155,406
明治 42 年	165,561	244,455	196,553
明治 43 年	203,349	297,654	409,627
明治 44 年	178,168	294,542	611,171
大正元年	219,843	337,972	450,452

出所：「長春鉄道附属地と貿易の発展」『大連実業雑誌』第 95 号、1915 年 1 月。

三井物産は明治 39（1906）年 11 月、長春に出張所を設置した。次に、この三井物産長春出張所の活動を、長春の中国商人との関係に留意しながら、その中軸業務であった大豆取引を取り上げて考察する。中国東北地域における大豆取引の概況を最初に確認しておきたい。

三井物産によって明治 41（1908）年 8 月に初めてヨーロッパに輸出されて以来、中国東北地域の大豆は重要な国際商品となり、中国商人・日本商人・欧米商人による激しい買占め競争が繰り広げられるようになった。この中国東北地域の大豆の買占め競争の激しさについて、農商務省参事官の勝部国臣は、明治 43（1910）年 10 月の『商工太平洋』の「目下滿洲の大豆戰は実に愕くべき劇烈混乱を極めつゝあり」と題する記事のなかで「三井にしろ、サミユールにしろ、思ひ切って、乱暴な競争をしておる」と記している[22]。すなわち、三井物産は、「乱暴な競争」と評されるまで積極的に大豆を買い占めるようになったのである。さらに、大豆を多量に買い付けるために、三井物産などの日本商人は大豆の出荷期の前に、現金が必要な農民と安値で大豆の売買契約を結ぶようになった。大豆の出荷期になって大豆の値段が上がると、大豆を日本商人に交付できなかった農民は多くいた。そのさい、日本商人は抵当物である農民の土地証文を没収することがあった。そのため、日本商人と中国農民との紛争がしばしば発生した。[23]。

中国東北地域における大豆の主要な集散地の 1 つになった長春では、大豆の買占め競争が特に激しかった。長春市場に出回る大豆は、主に中国人の糧桟が田舎から買い付けて馬車で当地に運送したものであった。馬車を所有していない商人、特に外国商人はこれらの

糧桟と大豆の現物取引または先物取引を行った。先物取引の場合は大豆代金の半分以上を糧桟に前渡しするのが通常であった。大豆の出荷期に入ると、営口ないしは上海の中国商人は、長春に出張員を派遣して糧桟から大豆を大量に買い占めた。さらに、伊陵洋行・怡和洋行・サミュエル商会などの大手欧米商社は、長春に支店を設置して大豆を買い付けた[24]。さらに、サミュエル商会は、明治 42（1909）年、排日主義者と見られていた長春道台の顔世清と連携して大豆の買付組織である農産公司を設立し、三井物産に圧力をかけてきた[25]。明治 43（1910 年）4 月には、サミュエル商会は長春から大豆を東清鉄道で 10,000 トンをウラジオストクに輸送した[26]。

三井物産長春出張所は、中国商人と欧米商人と同様に長春の商慣習に従い、主に糧桟から現物取引で大豆を買い付けていた。徳発合に大豆の購買を申し込んだのもこのような買付けの 1 つであった。その一方、中国商人と外国商人の大豆の買占め競争が激しかったため、三井物産は、大豆取引に対する慎重さを欠いていった。三井物産長春出張所が徳発合の受取書の不正を見落として即座に大豆の代金を支払ったのは、取引上の不注意だけでなく、大豆の買占め競争の中でできるだけ大豆を確保したい、という焦心によるものであった。

三井物産長春出張所は、大豆のみならず、綿糸・綿布・砂糖などの雑貨も取引の対象にしていた。そのため、長春における中国商人の商権は次第に三井物産に奪われるようになっていった。

三井物産は、長春だけでなく中国東北全域に活動を展開し、中国商人に打撃を与え、彼らの不満を買うことになった。三井物産は、明治 39（1906）年、鉄嶺に出張所を置き、アメリカ綿布などの商品を中国商人の価格より 3 割安く売り捌いた。そのため、同地の中国商人は損失を蒙ることになった。彼らは、三井物産の手法に憤慨し、営口・大連の中国商人と連携して三井物産を追い払うことを画策した[27]。

中国商人が、大正 2（1913）年 3 月、三井物産へのボイコット運動を行ったのは、三井物産の進出に対する積年の不満が日本の警察の中国人に対する拷問事件を契機に一気に噴出したためであった。この点について、大正 2（1913）年 3 月 13 日付の『満州日日新聞』の「排貨の愚挙」と題する記事が「三井の商売敵なる支那商賈等が、此の警察事故を奇貨居くべしとして盛んに人心を煽動し、其間失墜しつゝある自己の商権を回復せんと企てたる小細工なるが如し」と記している[28]。すなわち、三井物産から商権を回復するために、中国商人は、三井物産へのボイコット運動を起こしたのである。

長春を中心として三井物産へのボイコット運動を強力に押し進めたのは、長春の商会、とりわけ長春商務総会であった。次に、なぜ長春の商会は三井物産へのボイコット運動に

おいて中心的な役割を果したのであろうか、という問題を考察する。まず、前提として、長春の商会について説明しておきたい。

長春商務総会は、明治39（1906）年12月、長春公議会と長春商会の合併によって設立された。その業務は、主として「内弊ヲ剔除シ外情ヲ考察シ以テ商務ノ振興ヲ謀ルモノニシテ主トシテ地方官憲ト商民間ノ意思を疎通スルコト商業ニ関スル紛争ヲ仲裁処分スルコト」であった[29]。長春商務総会は、総理1名を置いて事務を管理させた。その補助役として、協理1名と座辨1名を設けた。長春商務総会の経費は、各商人の股份（日本の株式に当たる）数に基づいて徴収された。商人の股份数は年々変動して、一定ではなかった。明治43（1910）年11月の段階では、長春城内の商店は8等に分けられていた。20～30万吊（1吊は銅銭1,000枚）の資本金を有する1等の商店は、その股份数が20股内外に算定されて、長春商務総会に1ヶ年180吊を納める義務があった。それに対して、徳発合のような下等の商店が納める経費は7吊にも及ばなかった。長春城内の中国商人の多くが長春商務総会に加入した[30]。

長春には、長春商務総会のほかに頭道溝商務会があった。長春満鉄附属地が明治40（1907）年3月に開設されたあと、鉄道輸送の利便性や中国側の徴税を免れるために、長春城内から多くの中国商人が流入した。これらの中国商人が、明治41（1908）年8月、長春満鉄附属地に頭道溝商務会を設立したのである。

頭道溝商務会は、「（満鉄）会社附属地商工業ノ発達ト商工業者ノ親和ヲ図ルヲ以テ目的」とし、その業務が市場情報の調査や市場秩序の維持など多岐にわたっていた。さらに、頭道溝商務会は、明治44（1911）年4月に糧行（穀物取引所）を、大正元（1912）年5月に銭行（貨幣取引所）を開設し、長春満鉄附属地における穀物取引と貨幣取引を管理した[31]。

満鉄は、頭道溝商務会を経て長春満鉄附属地にある中国商人に意思を伝達し、管理を円滑にすることを試みた。その一方で、頭道溝商務会の活動は満鉄の監視の対象になった。この点について、頭道溝商務会の管理下にあった穀物取引所の糧行を取り上げて説明する。頭道溝商務会は、明治44（1911）年9月に『糧行暫定規約』を設け、満鉄長春経理係を経由して関東都督府事務官で長春領事も兼任している松原一雄にその承認を申し出た。これを受けて、松原事務官は関東都督府民政長官の白仁武に糧行の取締りについて指示を仰いだ。白仁民政長官は、『糧行暫定規約』の施行を許可したが、厳しい制限を加えた。たとえば、『糧行暫定規約』第3項に規定された受渡期限を短期にし、第4項の売買双方からの保証金の提供を確実なものにした[32]。

貨幣取引所の銭行に対しても、頭道溝警察署は厳しく取り締った[33]。満鉄は、大正2（1913）年2月1日に『附属地商務会通則』を制定し、満鉄附属地にある商務会に対する管理をさらに強化しようとした。頭道溝商務会は、同年2月10日、満鉄から設立の認可を受け、名

実ともに満鉄長春経理部の管轄に入ることになった。このように、頭道溝商務会に対する日本側の統制は次第に厳しくなっていった。

長春満鉄附属地の中国商店と長春城内の中国商店の多くが本店—支店関係にあった。たとえば、頭道溝商務会の李総理が執事（商店の責任者）を務めた福通桟の本店は長春城内にあった。それとは逆に、徳発合は、本店を長春満鉄附属地に支店を長春城内に置いていた。このように、長春における多くの中国商人は、長春満鉄附属地と長春城内にまたがって商業活動を展開していた[34]。

前述のとおり、長春城内の中国商人は、長春商務総会を中心に三井物産へのボイコット運動を起こした。ここで注目したいのは、三井物産へのボイコット運動に対して、長春満鉄附属地の中国商人、および頭道溝商務会がどのような動きをしたのか、という点である。三井物産へのボイコット運動を議決した後、長春商務総会は、直ちに頭道溝商務会に代表者を派遣してその参加を促した。大正 2（1913）年 3 月 18 日付の『満州日日新聞』の「排貨の愚挙」と題する記事によれば、頭道溝商務会の李総理は「我々は日本人の市街に住居し居れば日本人に対する対抗策には賛同すること能はざる事情あり」と答えて、それを拒否した[35]。この資料からは、頭道溝商務会が三井物産へのボイコット運動に反対したように見える。

しかし、事実はそうではなかった。孟観察使の日記の大正 2（1913）年 3 月 10 日付によれば、頭道溝商務会の会員は長春商務総会の会議に参加し、三井物産へのボイコット運動について議論している[36]。木部領事が、大正 2（1913）年 3 月 20 日、牧野外務大臣に提出した「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」と題する報告によれば、長春満鉄附属地の中国商人は日本の警察署の銭行に対する取締に不満を抱き、日本の警察署への対抗策を考案していたことが分かる。高禄豊の縊死を契機に、長春満鉄附属地の中国商人は、長春城内の中国商人を通じて、長春商務総会を説いて三井物産へのボイコット運動を議決させた。また、同報告のなかでは、「附属地商務総会自身ハ附属地ニ在ルヲ以テ公然之ヲ決議せサルモ寧ロ本件ノ主動者ニシテ城内商務会ト連絡ヲ保チ居ルハ無論ニ有之」と記されている[37]。すなわち、頭道溝商務会は、満鉄の管轄下にあり公然とは三井物産へのボイコット運動に参加しなかったものの、秘密に長春商務総会と連携してボイコット運動を推進したのである。

既述したように、長春の中国商人に対する長春商務総会・頭道溝商務会の影響力は大きかった。このような影響力があったため、長春商務総会は三井物産へのボイコット運動を指導することができたのである。関東都督の福島安正は、大正 2（1913）年 3 月 20 日付の牧野外務大臣に提出した報告のなかで、三井物産に対するボイコット運動が「或る一部ノ

唱導ニ依リ成立シタルモノニシテ一般ノ意向ニ基キタルモノ二無之」と述べている[38]。これは、日本側が三井物産へのボイコット運動の指導者としての長春商務総会の中国商人、さらには一般民衆に対する影響を認識していなかったことを示唆している。

中国商人が三井物産へのボイコット運動を行ったのは、三井物産をはじめとする日本商人との商権争いおよび日本側の取締に対する不満によるものであった。しかし、これだけでは、なぜ徳発合の店員を三井物産長春出張所が日本の警察に訴えたことに中国商人が大きな不満を持ったのか、という点を説明できない。この点を解明するには当地の経済紛争における商慣習を考察する必要がある。

まず、中国の商人間の経済紛争における商慣習を示しておきたい。当時の中国においては、中国商人は旧来の商慣習を墨守していた。経済紛争が起った場合には、警察署や裁判所にではなく商会に訴えるのが通常であった[39]。なぜなら、警察署や裁判所に出頭することは、自分の信用と名誉を潰す行為であると中国商人は考えていたためである。明治 37 (1904) 年 1 月に頒布された中国最初の商会に関する法案である『奏定商会簡明章程二十六条』第 15 条は、中国商人間の経済紛争について「凡華商遇有糾葛、可赴商会告知、総理定期邀集各董秉公理論、从衆公断」と記している。すなわち、中国商人間に経済紛争が起って商会に訴えた場合には、商会は各董事を集めて経済紛争について議論し、衆議によって裁決を下すのである[40]。中国商人間の経済紛争だけでなく、中国商人と外国商人の間に経済紛争が起った場合にも、商会はその仲裁に当たることができた。やや長文であるが、『奏定商会簡明章程二十六条』第 16 条の原文を引用する。

> 華洋商遇有交渉齟齬、商会応令両造各挙公正人一人、秉公理処、即酌行剖断、如未能允洽, 再由両造公正人合挙衆望夙著者一人、从中裁判。其有両造情事商会未及周悉、業経具控該地方官或該管領事者、即听両造自便。設該地方官、領事等判断未尽公允、仍准被屈人告知商会代為伸理。案情較重者、由総理稟呈本部、当会同外務部弁理[41]。

このように、中国商人と外国商人との間に経済紛争が起った場合に、商会は双方に公証人を 1 人ずつ推挙させ、公理をもって裁断するのである。商会が双方の事情を了解できなかった場合に、中国の地方官憲または外国の領事に訴えることになる。もし中国の地方官憲または外国の領事の裁決が不正であった場合には、当事者は商会に正当性を主張することもできた。

中国商人と日本商人の経済紛争の解決方法も、中国の商会と日本の商業会議所によって模索されるようになった。この点を『日清商事仲裁規定』を取り上げて説明する。

明治 42（1909）年の天津においては、日中貿易の発達にともない、日本商人と中国商人の経済紛争が続発した。官憲によるその解決は時間を要するため、天津の日本商業会議所は日本商人と中国商人の経済紛争の簡便な解決方法を模索した。一方、中国商人は官憲が腐敗していたため、日本商人との経済紛争をそれらに訴えることを好まない傾向にあった。こうしたなか、天津の日本商業会議所は、「一ハ争議ノ解決ヲ早ムルヲ期シ一ハ之ニ依テ両国商人間ノ感情ヲ融和シ円満ナル商事ノ進行ニ資セン」との見地から、天津商務総会に両者の間で日本商人と中国商人の経済紛争を仲裁することを提案した。協議の末、両者の間に、『日清商事仲裁規程』が設けられた。その第 1 条には、「商工業ニ関シ天津地区ニ於テ日清両国商人関ニ紛議発生シ関係当事者ノ之カ仲裁ヲ請求スルモノアルトキハ天津日本人商業会議所ハ清国天津商務総会ト合同シテ之カ判断ヲナスヘシ」とある。しかし、天津商務総会は、『日清商事仲裁規程』に賛成したものの、官憲の意向を憚り、それが実行されることはなかった[42]。

以上のように、中国商人間、あるいは中国商人と外国商人との経済紛争において、商会はその解決に重要な地位を占めていた[43]。特に、中国東北地域の商会は経済紛争の解決や商業秩序の維持に大きな役割を果たした。この点について、日露戦争から中国東北地域に長期滞在していた菊池正助は大正元（1912）年 8 月に上梓した『凍筆日記 ： 一名・満洲みやげ』と題する書籍のなかで「元来満州には商業保護に関する法律がない、然るに満州商人は相互気脈を通じ、欺偽騙取等の信用を害するが如き悪習のないのは、実に商議会其他種々の面目を存ずる自治的団体が組織せられてあるからである」と記している[44]。すなわち、商会などの商人の自治的団体があったため、中国東北地域の商業秩序は維持できていたのである。

長春の商会も、同様に商人間の経済紛争の仲裁に当たった。長春商務総会は、「商業ニ関スル紛争ヲ仲裁処分スルコト」を主要な業務の一つとしていた[45]。頭道溝商務会の章程には、「関係者ノ希望ニ因リ商工業ニ関スル紛議仲裁及調停ヲナスコト」との条項が含まれていた[46]。三井物産との経済紛争が起ったあと、徳発合の本店は、頭道溝商務会を通じて木部領事と頭道溝警察署に陳情した。一方、その支店は、長春商務総会に頼って三井物産へのボイコット運動を起こすことで日本側に圧力をかけた。このように、章程にもとづき、長春商務総会、および頭道溝商務会が商人間の経済争議を調停する役割を有していたため、徳発合は、それらに依拠して事件の解決を試みたのである。

こうした商慣習に基づけば、三井物産と徳発合の経済紛争にさいして、長春商務総会、または頭道溝商務会が仲裁を行うはずであった。しかし、三井物産は、徳発合のみならず長春商務総会や頭道溝商務会にも通告せず、直ちに日本の警察に徳発合の店員を逮捕させ

た。三井物産のこのような行為は、当地の経済紛争における商慣行に違反しただけでなく、長春商務総会と頭道溝商務会の勢力を蔑ろにした、と評された。そのため、長春商務総会は三井物産へのボイコット運動を行ったのであった。この点は、のちに日本側も認識することになる。木部領事は、大正 2（1913）年 3 月 20 日付の牧野外務大臣に宛てた報告のなかで「三井ノ粗漏ニヨリ商人間ニ幾多ノ嫌疑者ヲ出シタルハ商人トシテ徳義上責任ナキニアラザル」と指摘している[47]。福島関東都督も、三井物産へのボイコット運動の一因として、同日付の牧野外務大臣宛の報告のなかで「三井ノ如キ有名ナル商店ニシテ僅カニ二千余円ノ金額ヲ詐取セラレ為直チニ之ヲ告訴スルカ如キハ商業上ノ徳義ニ違背スルモノナリ」と挙げている[48]。

以上のように、三井物産へのボイコット運動の原因を検討した。三井物産がボイコットされた背景には、中国商人の商権が三井物産を中心とする日本商人に次第に奪われ、それに対する不満があった。また、詐取事件のあと、三井物産は、徳発合と長春商務総会に通告もせず、直ちに日本の警察に訴えた。こうした行為は、長春商務総会の力を無視し、当地の経済紛争における商慣習に公然と違反したことになったのである。これに反発し、長春商務総会は三井物産へのボイコット運動を行ったのである。さらに、頭道溝商務会が秘密裡に三井物産ボイコット運動に参加したのは、上述した原因だけでなく、次第に強まっていった日本側の管理への不満によるものでもあった。

第 3 節　三井物産へのボイコット運動の解決と影響

三井物産へのボイコット運動が起ったあと、日本側はどのように対応したのであろうか。これについて、まず日本政府の動きを考察する。

三井物産へのボイコット運動が実行された大正 2（1913）年 3 月 13 日、木部領事は、牧野外務大臣にその経緯を報告した。彼は報告のなかで「本官及三井ニ於テハ暫時冷静ノ態度ヲ持チ相当ノ対応策ヲ講ズル考ナリ」と述べている[49]。しかしながら、三井物産はボイコット運動がほかの地域に影響を及ぼすことを懸念して、できるだけ速やかにそれを終息させようとした。そのため、三井物産は、孟観察使などの地方官憲に圧力をかけてボイコット運動の取締りを木部領事に要求した。しかし、木部領事は、「辰丸事件ノ例ニ鑑ミ直ニ本官ヨリ観察使ニ交渉シ又ハ側面ヨリ運動ヲナサシムルコトモ其沈静化ニ却テ有害ナリ」と考えて、それに応じなかった。また、三井物産に対するボイコット運動の対抗策として、木部領事は、「附属地支那商人ニ対シ高圧的手段」を取ると考えていたが、中国商人の反発を招くことを恐れてそれを採用しなかった[50]。

三井物産は、ボイコット運動を完全に停止させるために、孟観察使に取締の告諭を出さ

せることを再び木部領事に依頼した。これに対して、木部領事は、「観察使ノ立場トシテ本官ニ強要セラレ商人ヲ暁諭スル如キハ不能ノコト」との考えを改め、4 月 2 日に「商務会ニ対スル誠意アル告諭ト一般人民ニ対スル『ボイコット』中止ノ告示方」と孟観察使に要求した。しかし、孟観察使は、まず日本の警察の中国人に対する拷問事件を解決すべき、と反論して従わなかった。そこで、木部領事は、孟観察使の上級官吏から彼に訓令を出させることにした[51]。この時、長春に出張しボイコット運動の状況を視察していたハルビン領事の本多熊太郎は、中華民国大総統の袁世凱にボイコット運動の取締の訓令を出させる、と牧野外務大臣に建言した[52]。このような経緯を経て、吉林都督の陳昭常は 4 月 11 日に袁大総統の訓令により孟観察使にボイコット運動の取締を電命した[53]。

孟観察使に圧力をかけた一方、木部領事は中国側に譲歩して中国人の対日感情を緩和させようとした。木部領事は、高禄豊の縊死した翌日の大正 2（1913）年 3 月 11 日に彼の死体および 3 人の徳発合の店員を孟観察使に引き渡した。しかし、孟観察使はこれに満足せず、損害賠償や警察処分などの要求を木部領事に提示した。木部領事は、3 月 20 日まではこれに応じなかった[54]。三井物産へのボイコット運動の進展にともなって、木部領事はその考えを改め、4 月 4 日付の『第 28 号』と題する報告のなかで、日本の警察の処分と三井物産から被害者たちに見舞金を出すことで中国商人の面子を立てて対日感情を緩和させるのが得策である、と牧野外務大臣に建言している[55]。

また、木部領事は、各種の運動により中国商人の団結を破壊して三井物産へのボイコット運動を中止させることも試みた。これについて、中国の新聞の買収を取り上げて考察する。三井物産へのボイコット運動において、中国の新聞は日本を糾弾する記事を掲載し、大きな役割を果たした。たとえば、大正 2（1913）年 3 月 19 日付の『吉長日報』の「日商三井欺虐華民三志」と題する記事では、拷問事件の経緯を紹介し、三井物産と日本の警察を厳しく非難している[56]。これに対抗するために、木部領事は、大正 2（1913）年 4 月 4 日付の牧野外務大臣宛の報告のなかで、中国の新聞に日本の弁明を掲載すべき、と提案してそれらを買収する機密費 500 円を要求した[57]。

中国の対日ボイコット運動の多くは、中国官憲の秘密裡な煽動ないしは指導があるとみなされていた。しかし、三井物産へのボイコット運動は、それらと異なって中国官憲の煽動が見られず、主に長春商務総会を中心とする中国商人によって行われていた。この点は日本側も認識していた。大正 2 (1913) 年 5 月 9 日付の『満州日日新聞』の「長春事件真相」と題する記事は次のように記している。

本件に対し支那官憲側に使嗾的態度ありとの説もあれど右は形跡なきことにて支那の

国情上商務総会なるものの勢力案外強く官憲の威力も之に及ばざるの事情あり孟観察使も居中調停者として中々苦心せる次第[58]。

すなわち、三井物産へのボイコット運動において、商会の勢力が大きく、官憲はそれを容易に統制できなかったのである。そのため、ボイコット運動の解決のさい、日本政府の交渉には限界があった。

ボイコット運動を鎮静化させるためには、日本側は、中国官憲のみならず、中国商人、とりわけ各地の商会と交渉して関係を修復する必要があった。

長春では、三井物産自身が、ボイコット運動の対象になっていたため長春商務総会と直接交渉することはできなかった。そこで、三井物産長春出張所は、長春商務総会との調停を横浜正金銀行長春出張所主任の工藤金三郎に依頼した。まず、横浜正金銀行長春出張所の状況を簡単に示しておきたい。

なぜ三井物産は横浜正金銀行に助けを求めたのか。この点を理解するために、横浜正金銀行長春出張所の状況を簡単に示しておきたい。

横浜正金銀行は、明治 40（1907）年 2 月、長春出張所を設立した。当初中国商人の信用を獲得できなかったが、中国商人の商慣習に従うことによって横浜正金銀行長春出張所は次第に中国商人の信任を得るようになった。この点について、長春領事の松村貞雄は明治 42（1909）年 12 月の『管轄内事情調査進達ノ件』と題する報告のなかで「清商ハ同行カ開業以来親清商的態度ヲ採レルヲ見テ忽チ先ノ誤解ヲ去リ市中重要ナル商賈ハ悉ク同行相識ナリ信ジテ同行ト取引スルニ至レリ」と証言している[59]。そのため、横浜正金銀行長春出張所は目覚ましい発展を遂げた。その貸出額は、冬期には 300 万円にも上った。中国人が 6 割を、日本人が 4 割を占めていた[60]。すなわち、横浜正金銀行長春出張所の取引ネットワークは日本人だけでなく、中国人にも広まっていたのである。また、工藤金三郎は、横浜正金銀行長春出張所が開設されて以来、一貫してその主任を務め、中国商人との人的ネットワークを広く構築していた。

横浜正金銀行長春出張所は、多くの中国商人と取引関係があったため、三井物産と中国商人の調停役に最適であった。工藤主任は、三井物産長春出張所の要求に応じて幾度も長春商務総会を訪問し、三井物産がその過ちを認めているとしてボイコット運動の停止条件の呈示を求めた。さらに、大正 2（1913）年 4 月 8 日に取引関係のある中国商人を招待し、三井物産へのボイコット運動の沈静化に協力を求めた。これらの中国商人は、4 月 9 日に他の中国商人を招集して長春商務総会で会議を開き、三井物産へのボイコット運動の停止条件 16 項を議決した。長春商務総会は、孟観察使の意見を入れて修正が加えられたあと、4

月 13 日、ボイコット運動の停止条件 10 項を工藤主任に提示し、三井物産がこれらの条件に同意すればボイコット運動を中止する、と約束した[61]。このように、長春での三井物産ボイコット運動の沈静化において横浜正金銀行長春出張所は大きな役割を果たした。

長春以外の地域では、三井物産は、日本の商業会議所ないしは中国の商会を通じて中国商人との関係を修復して、ボイコット運動を終息させようとした。この点について、安東と奉天の事例を取り上げて検討する。

安東においては、長春商務総会の檄文が 3 月 23 日に安東商務総会に届いたが、安東商務総会は、当地の観察使の勧告を受けてそれに応じなかった。また、安東商務総会は、3 月 26 日に安東の三井物産出張所長と日本商業会議所の書記長を招いてボイコット運動について会議を開き、奉天商務総会と提携してボイコット運動の調停を議決した。さらに、この決議を中国東北地域の各地の商務総会に通達した。その一方、三井物産安東出張所の所長と安東日本商業会議所の書記長は、会議の結果をそれぞれ中国東北地域における三井物産の支店および日本の商業会議所に伝達した[62]。このように、安東商務総会も三井物産ボイコット運動の解決に尽力した。

次に、奉天の状況を考察する。奉天商業会議所は、明治 42（1909）年 9 月、奉天商務総会と日中国商人間の経済紛争の解決について以下のように協議した。日本商人から提訴があった場合には、奉天商業会議所は奉天商務総会に照会し、同商務総会に集合して評議する。中国商人から提訴があった場合には、奉天商務総会は奉天商業会議所に照会し、同商業会議所に集合して評議する。官憲に訴えず日中商人間の経済紛争を平穏的に解決する[63]。

この協議が成立してまもなくの同年 11 月、三井物産奉天出張所は、豆粕の代金をめぐって中国商店の聚順東・永興海との間で経済紛争が起った。聚順東・永興海は奉天商務総会に提訴した。奉天商務総会は調査したうえで三井物産奉天出張所に責任がある、と判定した。奉天商務総会のこの主張に奉天商業会議所は同調した。三井物産奉天出張所がこれに納得せず、奉天領事館や日本外務省などに訴えたが、その主張は認められなかった。そのため、やむを得ず奉天商務総会と奉天商業会議所の判決に従った。この経済紛争について、奉天総領事の小池張造は、明治 43（1910）年 1 月 26 日に「本件ハ一小事件ニ過キズト雖モ商務上ノ紛争ヲ挙テ両国商業団体ニ於テ解決ヲナスハ確ニ一新規軸ヲ劃シタルモノニシテ対清貿易業者ノ注目スベキ事項ナリ」と小村寿太郎外務大臣に報告し、日中商人間の経済紛争における両国の商業団体の役割を高く評価している[64]。三井物産は、この経済紛争の解決を中国の商会と日本の商業会議所ではなく、日本政府に依頼したのであった。

しかし、三井物産は、同社へのボイコット運動が発生したあと、中国の商会と日本の商業会議所の仲介によって日中商人間の経済紛争を解決することに賛意を表した。三井物産

奉天出張所主任の江藤豊二は、大正 2（1913）年 4 月、「会議所ト商会ノ間ニ申合セヲ附ケ将来日支間商業ノ事ニ付紛議起ラハ互ニ協議ノ上解決ニ努力スル」と奉天総領事の落合謙太郎に提案し、受け入れられた[65]。中国側もこのような日中商人間の経済紛争の解決方法に賛成した。鉄嶺や開原などの地域の商務総会の董事は、大正 2（1913）年 5 月上旬、奉天商務総会で会合し、「商務及び商人に関する事件は商務総会と日本商業会議所の協議にて解決し日本官憲の干渉を許さず」と決議した[66]。さらに、奉天商務総会では、先述した天津の『日清商事仲裁規程』を参考にし、奉天商業会議所と日中商人間の経済紛争の仲裁規約を設ける、との意見が呈示された。奉天商業会議所の会頭である藤田九一郎は、5 月 10 日にこの点について落合領事の意見を伺った。しかし、外務省通商局長の坂田重次郎は『日清商事仲裁規程』が不成立だったことを根拠にして、奉天における日中商人間の経済紛争の仲裁規約の必要性を認めなかった[67]。

奉天商業会議所と奉天商務総会は、明治 42（1909）年から日中商人間の経済紛争の解決方法について協議していた。三井物産へのボイコット運動が発生した後、奉天商業会議所はこれに従って奉天商務総会と連絡して、その解決を試みた。三井物産は、聚順東・永興海との経済紛争の事例で示したように、当初はは奉天商業会議所と奉天商務総会の経済紛争に関する協議より、日本の外務省を頼りにした。しかし、中国商人が三井物産へのボイコット運動を開始して以後、同社はその態度を改め、中国における経済紛争の商慣習を尊重し、中国の商会と日本の商業会議所の間で中国人との経済紛争を解決するようになった。

以上に見てきたように、ボイコット運動の対象が基本的に三井物産に限定されていたにもかかわらず、横浜正金銀行や奉天日本商業会議所などの日本の企業や商業団体は、積極的に三井物産に対するボイコット運動の沈静化に動いた。三井物産もまた、中国における経済紛争に関する商慣習を尊重するようになっていった。これによって、三井物産と中国商人の関係が修復され、ボイコット運動は解決に向かった。

上述のような経緯をへて、三井物産へのボイコット運動は、大正 2（1913）年 5 月 13 日に以下の 8 条件で落着した。①木部領事は今後日本警察が中国人を虐待しないことを保証する。②三井物産は 7 人の徳発合店員に対し 1 人につき 50 円の見舞金を給付する（うち 3 人の嫌疑者が犯罪者と判明した場合には見舞金を取り消す）。③三井物産は高禄豊の家族に 1,250 円を支給する（高が犯人であったことが判明した場合には、詐取金を三井物産に返す）。④高鳳彩が逮捕された場合には中国の裁判所で裁判を行う。⑤徳発合の店員の拷問に関わる日本の警察を処罰する（警部補 1 名を譴責し、巡査 1 名を罰俸し、警察署長代理は他の事情で大連に転職した）。⑥今後日本の警察署は中国人を長く留置することを禁じる。⑦三井を詐取したのは高鳳彩個人であり、徳発合には関係がない（三井物産が詐取されたとき

使われた印鑑は「徳発合」ではなく、「徳発」であった）。⑧長春商務総会は三井物産へのボイコット運動の解決の結果を中国東北地域の商会に通告する[68]。

ここで注目したいのは、第 7 条である。すなわち、徳発合は詐取事件に関わっていなかったことを声明することによって、毀損された名誉の回復を図った点である。これは中国商人が信用や名誉を極めて重視していたためあった。

また、木部領事が、大正 2（1913）年 5 月 30 日、牧野外務大臣に提出した報告によれば、長春商務総会は、木部領事の要求に従って、5 月 24 日から三井物産との取引を開始する、との記事を新聞に掲載した。その結果、5 月 27 日から、中国商人と三井物産との取引が再開されることになった[69]。

このように、三井物産へのボイコット運動は日本側の一定の譲歩によって解決された。これは、中国人が行った対日ボイコット運動のなかで、その目的を達成できた少ない事例であった。しかし、三井物産運動へのボイコット運動の解決の結末に対して、多くの日本人、特に中国東北地域に在留する日本人は不満を持つことになった。たとえば、大正 2（1913）年 6 月 2 日付の『朝日新聞』の「露支協約と帝国」と題する記事は、以下のように報じている。

> 最近長春に於て支那商人が三井物産会社に対しボイコットを為すや支那官民の希望を容れて関係官吏黜罰したり満州の如き特殊の利害を有する地方に於て民事上の事情に関し当該官吏を処罰するが如きはまだ各国に例なきことにして、満州官民は一斉に帝国の屈辱を絶叫したる程なり[70]。

すなわち、中国東北地域にくらす日本人は、形式的とはいえ、日本の警察が処罰を受けるという政治的譲歩に対して非常に敏感に反応し、それを「帝国の屈辱」だったと受け止めたのである。

小括

三井物産をはじめとする日本商人は、日露戦争後、中国東北地域に進出して活発に活動していった。

日本商人は中国東北地域で活動する以上、当然のことながらその活動が当地の状況に規定されることになった。なぜなら、中国東北地域においては日本商人の勢力が増大していったが、中国商人は、商会を中心にその結束を強化して依然として優位にあったからである。また、中国東北地域の商慣習が複雑であったため、参入者の日本商人はそれに短期間

に順応するのは困難であった。これが原因で、日本商人は中国商人との間に経済紛争を発生させることになった。経済紛争が起ったさい、日本の警察権などの政治的勢力に依拠して当地の商会や商慣行を無視すると、日本商人は中国商人のボイコット運動の標的になる恐れがあった。実際、三井物産へのボイコット運動が起ったのはこのためである。

三井物産へのボイコット運動が起ったあと、三井物産は日本政府に協力を求める一方、横浜正金銀行や日本の商業会議所を通じて中国の商会との関係の修復を図った。さらに、賠償金の呈示や経済紛争に関する商慣行に従う姿勢を示すことで、中国商人の対日感情を緩和させてボイコット運動を中止させた。

このように、三井物産へのボイコット運動に対して、三井物産ひいては日本政府は一定の譲歩により、その損失を最小限に抑えた。三井物産へのボイコット運動における日本側のこのような対応は、日中商人間の経済紛争を解決させ、さらには日中関係を円滑にする方向を示した。

注

---

1 山村睦夫「日本帝国主義成立過程における三井物産の発展—対中国進出過程の特質を中心に」『土地制度史学』第73号、1976年10月。

2 菅野正「安奉線問題をめぐる対日ボイコット一考察」『東海大学紀要. 文学部』第26号、1976年。

3 菅野正「民国2年、満州における対日ボイコット」『東海史学』第12号、1978年3月。

4 「豆屋の贋物」『満州日日新聞』1913年3月16日付。この記事の中では、徳発合を徳発号と誤記していた。また、この記事は、詐取事件の発生した期日を3月5日と記しているが、実際は3月3日である。

5 「豆屋の贋物」『満州日日新聞』1913年3月16日付。「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913年3月20日付、『対長春三井洋行事件』、Ref.B11090247600、0322－0326頁。

6 「三井長春出張所ニ対スルボイコットニ関スル件」1913年3月20日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0315－0320頁。「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913年3月20日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0322－0326頁。

7 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913年3月20日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0322－0326頁。

8 「長春商会通告籌抵日商原文」『新吉林報』1913年3月19日付。

9 「三井排貨」『満州日日新聞』1913年3月17日付。

10 「長春警務署ノ支那人虐待ニ対スル吉林ノ与論報告ノ件」1913年3月19日付、『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0304頁。「日貨抵製ノ印刷物配布ニ関スル件」1913年3月27日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0328頁。

11 交渉使とは1907年から各省に設置されて対外交渉を担当する官職である。

12 「第39号」1913年4月10日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0368頁。「第43号」1913年4月12日付、『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0370頁。

13 「第55号」1913年4月3日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0341頁。「第60号」1913年4月5日付、『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0358頁。

14 「第6号」1913年4月3日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0341－0342頁。

15 「第40号」1913年4月4日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0348－0349頁。

16 「第38号」1913年4月10日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0367頁。

17 三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録8明治44年大正2年』丸善株式会社、2004年、70頁。

18 「第40号」1913年4月4日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0349頁。

19 外務省通商局『長春事情』1929年、58頁。

20 山内四郎『長春事情送付ノ件2』1918年9月10日付、Ref.B03050392900、0034頁。

[21] 松村貞雄『管轄内事情調査進達ノ件 3』1909 年 12 月付（Ref.B03050390400）0275 頁。
[22] 「目下満洲の大豆戰は実に愕くべき劇烈混乱を極めつつあり」『商工太平洋』第 9 巻 19 号、1910 年 10 月。
[23] 『清實録』第 60 冊 30 巻宣統二年正月下、中華書局、1987 年、第 539 页。
[24] 松村貞雄『管轄内事情調査進達ノ件 3』1909 年 12 月、Ref. B03050390400、0284－0285 頁。農商務省商務局『内外商取引上注意すべき慣習其他に関する調査』1911 年、60 頁。「長春ニ於ケル大豆事情」、1910 年 11 月 20 日付『通商彙纂』1911 年第 6 号。
[25] 三井物産合名会社『事業報告書』明治 42 年下半期、12 頁。「長春ニ於ケル大豆事情』1910 年 11 月 30 日付『通商彙纂』1911 年第 6 号。
[26] 「長春地方に於ける大豆に付て」『通商公報』第 98 号、1914 年 3 月。
[27] 「三井物産の活動」『東京朝日新聞』1907 年 6 月 28 日付。
[28] 「排貨の愚挙」『満州日日新聞』1913 年 3 月 18 日付。
[29] 南満洲鉄道株式会社調査課『南満洲経済調査資料第 5』1910 年 11 月、96 頁。
[30] 南満洲鉄道株式会社調査課『南満洲経済調査資料第 5』1910 年 11 月、85・86・96 頁。
[31] 頭道溝商会の状況については、大野太幹「満鉄附属地華商商務会の活動―開原と長春を例として」(『アジア経済』45 号、2004 年）を参照した。
[32] 松平一雄「長春ニ於ケル大豆取引所ニ関スル件」1911 年 10 月 28 日付『取引所関係雑件/長春取引所』Ref.B11090105100、0006－0013 頁。
[33] 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0323 頁。
[34] 満鉄附属地の中国商人および商会については、大野太幹の一連の研究を参照した。(「満鉄附属地華商商務会の活動―開原と長春を例として―」『アジア経済』第 45 巻第 10 号、2004 年。「満鉄附属地華商と沿線都市中国商人―開原・長春・奉天各地の状況について―」『アジア経済』第 47 巻 6 号、2006 年。「満鉄附属地華商商務会―日本行政支配下の商会―」『現代中国研究』第 23 号，2008 年。
[35] 「排貨の愚挙」『満州日日新聞』1913 年 3 月 18 日付。
[36] 『孟憲彝日記』の 1913 年 3 月 10 日付には「近日城内及頭道溝両商会聯合開議、以日警虐待華商惨無人理、三井行仮日警強権、不合公理、群与該行断交」とある（孟憲彝『孟憲彝日記』鳳凰出版社、2016 年、98 頁)。
[37] 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付（『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247400）0323－0324 頁。
[38] 「三井長春出張所ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0316 頁。
[39] 東亜同文会『支那経済全書第 4 輯』東亜同文会、1908 年、178－179 頁。
[40] 商会の董事とは商会の参加者から推薦され、当地の商業状況に詳しくて人望が厚い人である。董事は総理、協理と週に 1 回ほど集合して、商会のことについて協議する。
[41] 「奏定商会簡明章程二十六条」『東方雑誌』第 1 年 1 期、1904 年 1 月。
[42] 『日清商事仲裁規程度ニ関スル件』1913 年 5－6 月、Ref.B10073987500、0474－0485 頁。
[43] 当該期の中国での商人間の経済紛争における商会の役割については虞和平「清末民初商会的商事仲裁制度建設」(『学术月刊』2004 年第 4 期)、蔡晓栄「論清末商会対华洋商事纠纷的司法参预」(『学术探索』2006 年第 1 期）を参照した。蔡晓栄、王国平「晚清中国商业行会対洋商的“停交”抵制活动―基于経済和法律的視角」(『安徽史学』2006 年第 5 期）は、中国商人と外国商人の経済紛争の解決における商会の役割について検討を加え、「停交」(交易を停止する・ボイコット）が経済紛争を解決する一方法として指摘している。
[44] 菊池正助、菊池チトセ『凍筆日記 ： 一名・満洲みやげ』川流堂小林又七、1912 年、19 頁。
[45] 南満洲鉄道株式会社調査課『南満洲経済調査資料第 5』川流堂小林又七、1910 年、96 頁。
[46] 『長春事情送付ノ件 2』1918 年 9 月 10 日付、Ref. B03050392900、0042 頁。
[47] 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0325 頁。
[48] 「三井長春出張所ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0316 頁。
[49] 「第 15 号」1913 年 3 月 13 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0301 頁。
[50] 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0324－0326 頁。
[51] 「第 28 号」1913 年 4 月 4 日付（『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600）0343－0344 頁。

52 「第 40 号ノ 2」1913 年 4 月 5 日付（『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600）0357 頁。
53 「第 43 号」1913 年 4 月 12 日付（『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600）0370 頁。
54 「当地支那商ノ三井ニ対スルボイコットニ関スル件」1913 年 3 月 20 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0324 頁。
55 「第 28 号」1913 年 4 月 4 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0344－0345 頁。
56 「日商三井欺虐華民三志」『吉長日報』1913 年 3 月 19 日付。
57 「第 29 号」1913 年 4 月 4 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0345－0346 頁。「第 31 号」1913 年 4 月 4 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0347 頁。
58 「長春事件真相」『満州日日新聞』1913 年 5 月 19 日付。
59 松村貞雄『管轄内事情調査進達ノ件 7』1909 年 12 月、Ref. B03050390800、0407－0408 頁。
60 横浜正金銀行大連支店『満洲ニ於ケル通貨及金融』1914 年 5 月、108 頁。
61 「第 42 号」1913 年 4 月 12 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0371 頁。
62 「第 29 号」1913 年 3 月 24 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247400、0312 頁。「第 30 号」1913 年 3 月 25 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247400、0312－0313 頁。「支那商務総会ノ長春対三井ボイコットニ対スル態度振報告ノ件」1913 年 3 月 26 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247400、0328－0329 頁。
63 「新訂中日商人争議弁法」『申報』1909 年 9 月 9 日付。
64 『清商永興海及聚順東対本邦商三井洋行、期餅飛子事件ニ関シ奉天商業会議所仲裁ノ件報告』1910 年 1 月 26 日－3 月 17 日、Ref.B11091343100。
65 「第 60 号」1913 年 4 月 5 日付『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600、0358－0359 頁。
66 「商務総会の決議」「朝日新聞」1913 年 5 月 9 日付。
67 『日清商事仲裁規程ニ関スル件』1913 年 5—6 月、Ref.B10073987500、0474－0485 頁。
68 「長春事件解決」『満州日日新聞』1913 年 5 月 18 日付。
69 「第 71 号」1913 年 5 月 30 日付（『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247700）0439 頁。
70 「露支協約と帝国」『東京朝日新聞』1913 年 6 月 2 日付。

終章

本論文の課題は、三井物産を取り上げ、日清戦争から満州事変に至るまでの日本商社の中国進出の過程とその特徴を明らかにすることであった。三井物産は、日清戦争以降、本格的に中国進出を展開した。本論文は、この時期に焦点を当てつつ中国における三井物産の活動を次の 3 つの側面から考察した。第 1 に、三井物産がどのような中国人を雇用して活動を展開したのか、そしてまた取引相手の中国商人とどのような関係を形成していったのか、という問題を第 1 章および第 2 章で検討した。第 2 に、三井物産がどのような経済活動を中国で展開したのか、そしてまたをそれらの活動が中国社会にどのような影響を与えたのか、という点を第 3 章および第 4 章で考察した。第 3 に、対日ボイコット運動を取り上げ、三井物産が中国の政治情勢、とりわけ自社に向けられたナショナリズムにどのように対応したのか、という点を第 5 章と第 6 章で考察した。さらに具体的に本論文の各章の課題と解明した点について説明する。

第 1 章では、三井物産における買弁の廃止と中国人の雇用を考察した。三井物産は、日清戦争以降、中国における業務の拡大にともないそれに適した人材の確保に迫られることになった。三井物産は、中国商人と直接取引をするために欧米商社に先駆けて中国における買弁を廃止した。しかし、三井物産のこの買弁の廃止は決して一様に実施されたのではなく、各支店や各業務の状況に応じて実施されたことを解明した。

三井物産は買弁を廃止したあとに中国人を跑街や番頭として採用し、彼らに買弁の役目を代行させた 。また、三井物産の中国人従業員は貨幣の鑑定や未開港地への進出さらには対日ボイコット運動への対応において大きな役割を果たしていたことを解明した。三井物産は、多様な分野や部門で中国人を雇用ないしは使用して中国進出を展開させていったことを明らかにした。

第 2 章では、中国の東北地域の大豆取引を取り上げて三井物産と中国商人との関係を検討した。日清戦争以降、進出した地域の中国商人との関係の形成は、三井物産にとって極めて重要な課題であった。そのなかでも中国東北地域の中国商人からの大豆や豆粕の買付は三井物産にとって重要な業務の 1 つであった。三井物産は中国商人と共同で油坊を建設して豆粕の生産に参入していった。さらに、三井物産は日本に滞在していた中国商人と連合して大豆や豆粕の輸送と販売も行った。このように三井物産は、中国の東北地域、とりわけ営口を中心に大豆取引のあらゆる側面（生産・買付・輸送・販売）において中国商人と連携して事業を展開していた。この分析から、特に三井物産が、中国商人との連携によってそれらとの軋轢や紛争を回避しながら事業を展開していったことを明らかにできた。

第 3 章では、三井物産の山東省での落花生と落花生油の取引を事例に、中国における商品取引の特質を考察した。三井物産は、青島の日本占領期前後における山東省の落花生と落花生油の取引において、継続的に活動できた唯一の日本商社であった。三井物産がこのような地位を維持できた理由が以下の 3 点にあることを解明した。第 1 は、三井物産が、各支店の連絡と連携を重視し、世界市場との関連を視野に入れながらこの事業を展開したことである。第 2 は、三井物産が、取引先の品質要求に応じて、商品のそれを向上させることができた点である。すなわち、三井物産の品質管理の能力の高さである。第 3 は、三井物産が、その多角的な情報収集力を生かした経営を行った点である。これらの 3 点が、三井物産の落花生と落花生油の取引においてその優位を支えた理由であり、三井物産の中国での商品取引の特質でもある。

第 4 章では、三井物産と中国綿業の関係を考察した。三井物産は、中国でいち早く綿繰工場を開設し、中国の棉花改良を実施した。これらの活動の主眼は中国資本紡ではなかったが、中国における繰綿工場の勃興と棉花改良の潮流を生み出すことになった。

三井物産は、その後、中国資本紡を買収することによって中国の紡績業に参入していった。中国の紡績企業への日本の経営・技術の移転によって、三井物産は中国における紡績業に大きな変革をもたらした。このなかで三井物産の中国綿業への進出の特徴の 1 つが各国商人との連携にあることを明らかにできた。

第 5 章では、辰丸事件の対日ボイコット運動を事例に、対日ボイコット運動という政治的事件が三井物産に与えた影響、および三井物産のそれへの対応を考察した。

辰丸事件の対日ボイコット運動は、日本経済に打撃を与えた。三井物産もその影響を免れなかった。このような事態に三井物産は次のように対応した。まず三井物産は、対日ボイコット運動に関する情報を日本政府に提供する一方で、中国の官憲や立憲派などの政治勢力との協調関係を模索した。これらは対日ボイコット運動の沈静化を促進することになった。さらに、三井物産は対日ボイコット運動に商機を見出し、中国商人と連携して日本の海産物の香港や広州への直輸出を成功させ、利益を収めたのであった。三井物産は、そのネットワークを利用して、対日ボイコット運動による影響を最小限にするだけでなく、それによって利益を得ていたことを解明した。

第 6 章では、大正 2（1913）年の長春での三井物産への対日ボイコット運動を事例に、経済紛争によって生じた対日ボイコット運動とそれへの三井物産の対応を考察した。三井物産は中国商人との良好な関係の維持に努めたが、中国商人との経済紛争に巻き込まれることもあった。三井物産は、この経済紛争を解決するために日本の警察権などの政治的勢力に依拠する一方で、紛争が発生した地域の商会や商慣行を無視することがあった。これが

中国商人の三井物産に対するボイコット運動を惹起した。

三井物産は、日本政府の協力によってその沈静化を図る一方、中国人への賠償金の呈示や経済紛争の原因となった商慣行を等閑にするといった姿勢を改めることで、中国商人の対日感情を緩和させてボイコット運動を終息させた。

以上、本論文は、三井物産を事例として日本の商社が中国にどのように進出していったのか、という点を特に中国社会の規定性や多様性との関係から解明した。

謝辞

本論文は筆者が新潟大学現代社会文化研究共生文化専攻博士後期課程に在籍中の研究成果をまとめたものです。

このあいだ、指導教員の麓慎一先生には、研究テーマの選択から本論文の取りまとめるにいたるまで、あたたかく見守っていただき、ご指導ご鞭撻を賜りました。ここに深謝の意を表します。

柴田幹夫先生並びに向山恭一先生には副指導教員として有益なご助言を戴くとともに本論文の細部にわたりご指導をいただきました。心より厚くお礼申し上げます。

修士学生時代の私に，研究に向かう姿勢や基礎を教えて日本への留学を導いてくださいました修斌先生に、心より感謝いたします。

本論文の遂行にあたり、資料閲覧に際して多大な便宜を図っていただきました三井文庫の方々には、この場を借りてお礼申し上げます。

中国政府による「国家建設高水平大学公派研究生項目」から奨学金をいただき、金銭上の悩みはなくなって、一心不乱に研究に取り組むことができました。心より感謝を申し上げます。

最後に，これまで私をあたたかく応援してくれた両親、私を明るく励まし続けてくれた妻に深く感謝いたします。

この論文を新たな出発として、近代日中関係史分野に少しでも貢献できるよう、今後さらに精進することで、皆さまへのご恩返しとしたいと存じます。

参考文献

1．三井文庫所蔵史料（年代順）

物産 50：『三井物産職員録』明治 26～44 年。

物産 65：『達』明治 31 年。

物産 141：『三井物産会議録』明治 31 年下半期。

物産 212：三井物産合名会社米穀肥料部『明治 40 年米穀肥料打合会議録』明治 40 年。

物産 287：『支店、出張所巡察報告書』明治 26・27 年。

物産 319－2：松本芳蔵『三井物産香港支店沿革』大正 12 年。

物産 347：『大正 8 年支店長会議穀肥部報告』大正 8 年。

物産 402：山本条太郎『日本占領地及朝鮮平安道商況視察復命書』明治 28 年。

物産 404：藤瀬政次郎『清国新開港場視察復命書』明治 29 年。

物産 410：益田孝『台香上出張復命書』明治 31 年。

物産 412：石田清直『芝罘商業事情一般』明治 31 年。

物産 418：小室三吉『北清貿易奨励私見』明治 32 年。

物産 422：石田清直『対清貿易及長江視察ニ就テ』明治 33 年。

物産 460：三井物産株式会社棉花部天津支部『天津棉花事情』大正 7 年。

物産 475：村上一郎『満州と三井』昭和 16 年。

物産 476：荒波清彦『明治時代当社食料品商内の沿革』昭和 18 年。

川村 16－3：『大正 15 年支店長会議穀肥部報告』大正 15 年。

台糖 1：台南県内務部殖産課『南部台湾糖業調査』明治 34 年。

2．アジア歴史資料センター（年代順）

『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 1 巻、Ref.B11090240500。

『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 2 巻、Ref.B11090241500。

『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 3 巻、Ref.B11090242200。

『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 4 巻、Ref.B11090242600。

『清国ニ於テ日本商品同盟排斥一件』第 5 巻、Ref.B11090240900。

『南清ニ於ケル本邦品ボイコット一時沈静ニ際シ海産物試売ノ件』Ref.B11091784800。

『清商永興海及聚順東対本邦商三井洋行、期餅飛子事件ニ関シ奉天商業会議所仲裁ノ件報告』Ref.B11091343100。

『対長春三井洋行事件』Ref.B11090247600。
『日清商事仲裁規程ニ関スル件』Ref.B10073987500。
『取引所関係雑件/長春取引所』Ref.B11090105100

3. 領事報告（年代順）

「牛荘港視察ノ記事」1894 年 4 月 12 日付『通商彙纂』第 6 号。
「上海輸入綿糸商況」1903 年 1 月 17 日付『通商彙纂』第 252 号。
「広東貿易交通事情」1906 年 12 月 14 日付『通商彙纂』1907 年第 12 号。
「広東輸入本邦品種類並ニ其価格」1908 年 5 月 1 日付『通商彙纂』1908 年第 36 号。
「広東 41 年貿易年報」1909 年 9 月 2 日付『通商彙纂』1909 年第 69 号。
「長春ニ於ケル大豆事情」1910 年 11 月 20 日『通商彙纂』1911 年第 6 号。
「青島の外国貿易」『通商公報』第 217 号、1915 年 5 月。
「上海工業上における日本の地位」『通商公報』第 242 号、1915 年 8 月。
「山東産落花生及落花生油」『通商公報』第 520 号、1918 年 5 月。
「山東省における落花生及落花生油輸出状況」『通商公報』第 671 号、1919 年 11 月。
「北支那産落花生油および実の香港輸入量増加の原因」『通商公報』第 862 号、1921 年 8 月。

4. 雑誌（近代・年代順）

＊日本語

日置藤夫「清国紡績業概況」『農商務省商工局臨時報告』明治 35 年 13 号、1902 年 8 月
岡本貞烋「清国ニ於ケル綿糸ニ關スル視察報告」『農商務省商工局臨時報告』明治 36 年 9 号、1903 年 9 月。
小川清一「広東貿易事情」『通商月報』第 112 号、1905 年 6 月。
鞠陵寒人「呉錦堂は昨今何を為しつつありや」『商工世界太平洋』第 6 巻 22 号、1907 年 10 月。
佐原篤介「日本一の清國通三井物産理事山本条太郎君を日本國より去らしめよ」『実業の世界』第 5 巻 8 号、1908 年 12 月。
稲葉三郎「上海紡績業ニ於ケル日本人ノ地位」『農商務省商工彙報』1912 年第 5 号、1912 年 5 月。
「山東省の落花生と青島に於ける取引状態」『大連商業会議所月報』第 3 号、1915 年 10 月。
「青島に於ける油房並に搾油業」『青島実業協会月報』第 30 号、1920 年 6 月。
「落花生實及落花生油」『青島実業協会月報』第 32 号、1920 年 8 月。

「米国緊急関税法の影響」『青島実業協会月報』第 41 号、1921 年 6 月。
「青島の落花生及其油業」『上海日本人雑穀肥料同業組合月報』第 3 巻 11 号、1921 年 11 月。
「山東落花生の生産と商況」『東拓月報』第 4 巻 6 号、1923 年 6 月。
「山東省の落花生並同油生産状況」『経済週報』第 110 号、1925 年 7 月。
＊中国語（近代・年代順）
「論粤都緝獲二辰丸案」『東方雑誌』第 5 巻 5 号、1908 年 6 月。
「二辰丸案」『東方雑誌』第 5 巻 5 号、1908 年 6 月。
漢声「万国商場中之落花生」、『協和報』第 6 巻第 14 期、1916 年。
陳訓昶「山東之落花生(続)」『農商公報』第 5 巻 12 冊 60 期、1919 年 7 月。
劉家璠「中国落花生之生産情形」『農商公報』第 83 期、1921 年 6 月。
「上海日商紗廠之過去與未来」『華商紗廠連合会季刊』第 8 巻 1 期、1930 年。

5. 書籍（近代・年代順）
熊本商業会議所『北清商業調査報告書』熊本商業会議所、1898 年
支那調査会『支那通商』文献社、1901 年
橋本奇策『清国の綿業』武井良雄、1905 年。
東亜同文会『支那経済全書第 4 輯』東亜同文会、1908 年。
東亜同文会『支那経済前書第 8 輯』東亜同文会、1908 年。
南満洲鉄道株式会社調査課『南満洲経済調査資料第５』南満洲鉄道株式会社調査課、1910 年。
南満州鉄道株式会社調査課『南満州経済調査資料第６』南満洲鉄道株式会社調査課、1911 年。
農商務省商務局『内外商取引上注意すべき慣習其他に関する調査』農商務省商務局、1911 年。
駒井徳三『満州大豆論』東北帝国大学農科大学内カメラ会、1912 年。
菊池正助、菊池チトセ『凍筆日記 ： 一名・満洲みやげ』川流堂小林又七、1912 年。
横浜正金銀行大連支店『満洲ニ於ケル通貨及金融』横浜正金銀行大連支店、1914 年。
加藤辰弥『支那の綿業』紡織雑誌社、1917 年
通商局貿易通報課『山東ノ落花生及落花生油』商務局貿易通報課、1922 年。
神戸高等商業学校編『海外旅行調査報告. 大正 12 年夏期』神戸高等商業学校、1924 年。
神戸高等商業学校編『海外旅行調査報告. 大正 13 年夏期』神戸高等商業学校、1925 年。
遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』遠藤大三郎、1928 年。

矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』岩波書店、1929 年。
外務省通商局 『英国ノ対華経済発展』外務省通商局、1931 年。
外務省調査部『支那ニ於ケル棉花奨励誌』日本国際協会、1935 年。
益田孝『自叙益田孝翁伝』長井実、1939 年。
南満洲鉄道株式会社調査部『北支棉花綜覧』日本評論社、1940 年。
山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎伝記』山本条太郎翁伝記編纂会、1942 年。

6. 論文・図書

＊日本語（五十音順）

春日豊「三井物産と中国・満州投資」中村正則編『日本の近代と資本主義—国際化と地域—』東京大学出版会、1992 年。
春日豊『帝国日本と財閥商社—恐慌・戦争下の三井物産—』名古屋大学出版会、2010 年。
菊池貴晴「第二辰丸事件の対日ボイコット」『歴史学研究』第 209 号、1957 年 7 月。
菊池貴晴『増補中国民族運動の基本構造—対外ボイコットの研究—』汲古書院、1974 年。
坂本雅子「三井物産と満州・中国市場」藤原彰編『日本ファシズムと東アジア』青木書店、1977 年。
坂本雅子「満州事変後の三井物産の海外進出」藤井光男他編『日本多国籍企業の史的展開』大月書店、1979 年。
坂本雅子「財閥と対『満州』・中国侵略—三井物産の活動を中心に—」一橋大学博士論文、1979 年。
坂本雅子『財閥と帝国主義—三井物産と中国—』ミネルヴァ書房、2003 年。
徐小潔「中国初期日貨排斥運動と日本」神戸大学博士論文、2007 年。
菅野正「民国 2 年、満州における対日ボイコット」『東海史学』第 12 号、1978 年 3 月。
菅野正「辰丸事件と在日中国人の動向」『奈良大学紀要』第 11 号、1982 年。
塚瀬進「中国東北地域における大豆の取引の動向と三井物産」江夏由樹編『中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、2005 年。
高村直助『日本紡績業史序説』塙書房、1971 年。
高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980 年。
高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、1982 年
籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』名古屋大学出版会、2000 年。
東洋棉花株式会社東棉四十年史編纂委員会編『東棉四十年史』東洋棉花、1960 年。
栂井義雄「日本綿業史上の三井物産と三菱商事」『専修経営学論集』第 3 号、1967 年 2 月。

富澤芳亜他編『近代中国を生きた日系企業』大阪大学出版会、2011 年。
波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文舘、1997 年。
日本経営史研究所『稿本三井物産株式会社 100 年史』日本経営史研究所、1978 年。
西川博史『日本帝国主義の綿業』ミネルヴァ書房、1987 年。
根岸佶『買弁制度の研究』日本図書、1948 年。
松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」『三井文庫論叢』第 7 号、1973 年 11 月。
三井文庫『三井事業史資料編』三井文庫、1971～2001 年。
三井文庫『三井物産事業報告書 1897-1944』丸善株式会社、2000 年（カラーDVD 版）。
三井文庫監修『三井物産支店長会議議事録』丸善株式会社、2004・2005 年。
柳沢遊「1910 年代日本人貿易商人の青島進出」『産業経済研究（久留米大学）』第 27 巻 1 号、1986 年。
山下直登「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」『三井文庫論叢』第 6 号、1972 年。
山下直登「日本資本主義確立期における東アジア石炭市場と三井物産：上海市場を中心に」『エネルギー史研究』第 8 号、1977 年。
山下直登「日本帝国主義成立期の香港市場と三井物産： 石炭市場を中心に」『エネルギー史研究』第 10・11 号、1979・81 年。
山下直登「三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義」『西南地域史研究』第 4 号、1980 年 9 月。
山藤竜太郎「三井物産の買弁制度廃止―上海支店に注目して―」『経営史学』第 44 巻 2 号、2009 年 9 月。
山村睦夫「日本帝国主義成立過程における三井物産の発展―対中国進出過程の特質を中心に―」『土地制度史学』第 73 号、1976 年。
山村睦夫「第一次大戦後における三井物産の海外進出」藤井光男他編『日本多国籍企業の史的展開』大月書店、1979 年。
山村睦夫「日清戦後における三井物産会社の形成と中国市場認識と支那化―総合商社の形成と中国市場―」『和光経済』第 22 巻 3 号、1990 年 3 月。
山村睦夫「1930 年代における東洋棉花上海支店と在華紡」『土地制度史学』第 174 号、2002 年 1 月。
若林幸男『三井物産人事政策史』日本経済評論社、2007 年。
＊中国語（アルファベット順）

蔡晓栄「論清末商会対华洋商事糾紛的司法参预」『学术探索』2006 年第 1 期。
蔡晓栄、王国平「晚清中国商业行会対洋商的“停交”抵制活动—基于経済和法律的视角」『安徽史学』2006 年第 5 期。
孟憲彝『孟憲彝日記』鳳凰出版社、2016 年。
聶好春『買弁与近代中国経済発展研究 1840-1927』貴州人民出版社、2014 年。
邱捷『晚清民国初年広東的士紳与商人』広西師範大学出版社、2012 年。
汪敬虞『十九世紀西方資本主義対中国的経済侵略』人民出版社、1983 年。
呉承明編『中国資本主義発展史』社会科学文献出版社、2007 年。
許道夫編『中国近代農業生産及貿易統計資料』人民出版社、1983 年。
張国義「中国近代対外貿易中華商与洋商関係之辨析」『上海対外経貿大学学報』第 21 巻 1 期、2014 年 1 月。
庄維民『日本工商資本与近代山東』社会科学文献出版社、2005 年。